

平成29年第4回東大和市議会定例会会議録第25号

平成29年12月6日（水曜日）

出席議員（20名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	高石健太君		

出席説明員（31名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	広沢光政君	市民部長	村上敏彰君
子育て支援部長	吉沢寿子君	福祉部長	田口茂夫君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	直井亨君
学校教育部長	阿部晴彦君	社会教育部長	小俣学君
公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君	秘書広報課長	五十嵐孝雄君
総務管財課長	岩本尚史君	保険年金課長	越中洋君
産業振興課長	小川泉君	地域振興課長	大法努君
子育て支援部 副参事	榎本豊君	保育課長	宮鍋和志君

青少年課長 新海隆弘君  
健康課長 志村明子君  
ごみ対策課長 中山仁君  
土木課長 寺島由紀夫君  
給食課長 斎藤謙二郎君  
中央公民館長 尾又恵子君

障害福祉課長 小川則之君  
環境課長 関田孝志君  
都市計画課長 神山尚君  
教育総務課長 石川博隆君  
社会教育課長 佐伯芳幸君

## 議事日程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（押本 修君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 蜂須賀 千 雅 君

○議長（押本 修君） 通告順に従い、順次指名いたします。

初めに、12番、蜂須賀千雅議員を指名いたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） 皆さん、おはようございます。12番、蜂須賀千雅でございます。平成29年第4回定例会に当たり、通告書に従い一般質問させていただきます。

まず1番といたしまして、都営向原団地創出用地についてお伺いをいたします。

①といたしまして、東京都の東大和市向原地区プロジェクトについての経緯と現状について。

②といたしまして、都営向原団地創出用地に対する東京都の現在の考え方について。

③といたしまして、東京都における特別支援学校の設置に対する考えとその経緯について。

④といたしまして、東京都から示された特別支援学校の近隣へのメリットに対する東大和市の考え方について。

⑤といたしまして、都営向原団地創出用地の特別支援学校以外の活用、例えば病院用地としての活用や、その他の活用の可能性についての市の考えは。

⑥といたしまして、今後の都営向原団地創出用地への東大和市の対応についてをお伺いをさせていただきます。

次に、2番といたしまして、市内各駅周辺の自転車等駐車場有料化についてお伺いをさせていただきます。

①といたしまして、各駅整備工事終了後、順次有料化が始まっているが、現状と課題、今後の対応について。

②といたしまして、定期利用申し込みにおける現状、課題、今後の対応について。

③といたしまして、市民から寄せられている要望についてをお伺いをさせていただきます。

次に、3番といたしまして、口腔の健康についてお伺いをいたします。

①といたしまして、小中学生での口腔崩壊と言われる状態の子供についての現状、課題、今後の取り組みについて。

②といたしまして、学校歯科保健活動の現状と課題、今後の対応について。

③といたしまして、成人歯科検診についての現状と課題、今後の対応についてをお伺いをいたします。

以上でございます。

壇上での質問につきましては以上ですが、再質問に関しては自席にて行わせていただきます。よろしくお伺いをいたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、東大和市向原地区プロジェクトについてであります。平成23年2月、東京都は都営向原団地の創

出用地において、低廉で高品質な住宅を供給する向原地区プロジェクトの事業実施方針を公表しました。平成23年12月には、東京都は公募により事業予定者を決定いたしました。その構成員に法令違反の事案が判明したため、平成24年11月、事業者決定手続を取りやめました。その後、平成29年7月に東京都から都営向原団地の創出用地の活用内容について、改めて検討を行っているところであり、市と協議を進めていきたい旨、通知されました。このため、現在、協議を行っているところであります。

次に、向原団地の創出用地に対する東京都の現在の考え方についてであります。北側の用地、約1.8ヘクタールにつきましては、東京都の広域的な政策課題への対応として特別支援学校の設置が提案されております。これは東大和市を含む地域におきましては、羽村特別支援学校までの通学に時間を要することや、生徒数が増加し、知的障害特別支援学校で教室不足が生じているためとのことであります。南側の用地、約2.7ヘクタールにつきましては、地域の課題解決に寄与する活用案が示されています。これらは身近な暮らしを支える医療、福祉、買い物などの生活支援機能の整った生活中心地の形成を推進するとの案であります。

次に、東京都における特別支援学校の設置に対する考え方とその経緯についてであります。東京都は知的障害特別支援学校を中心とし、特別支援学校の適正規模、適正配置の取り組みを推進しているとのことであります。東京都の知的障害特別支援学校の在籍者数は、これまで一貫して増加傾向にあり、今後の将来推計によっても、この傾向が続くことが見込まれています。特別支援学校の中には、特別教室を転用したり、1つの教室を間仕切りして普通教室を確保している状況があります。東京都では、所有地を有効に活用することにより、知的障害特別支援学校を新設することや、既存の特別支援学校の校舎の増改築などにより、必要な教室を確保することを考えております。そのうちの1つが、都営向原団地の創出用地の北側の地区に、知的障害特別支援学校を設置したいとの提案となっております。

次に、特別支援学校の近隣へのメリットに対する市の考え方についてであります。特別支援学校の近隣へのメリットについて、東京都からは羽村特別支援学校に通学する東大和市在住の児童・生徒の通学時間が短縮されること、学校施設の地域開放、雨水貯留施設の設置などの説明を受けております。

次に、都営向原団地の創出用地の特別支援学校以外の活用についてであります。例えば病院用地としての活用としましては、社会医療法人財団の理事長から病院の建て替え用地取得に関する要望が市に提出されております。これにつきましては、地域の医療サービスの水準や医療関係者等の意向を確認し、市としての対応を総合的に考えていく必要があると認識しております。その他の活用の可能性につきましては、人口減少が見込まれる中、将来にわたって市が持続していくためには、定住人口を確保することが重要でありますことから、良質な住宅の建設などが考えられるところであります。

次に、今後の都営向原団地の創出用地への市の対応についてであります。現時点では北側の地区につきましては、特別支援学校の設置を提案されているところであります。市としましては北側の地区と南側の地区の利活用を一体で協議していく必要があると考えております。今後につきましては、将来のまちづくりの考え方などを踏まえ、市民の皆様にとりまして最適な土地利用となりますよう、東京都と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、市内各駅周辺の自転車等駐車場の有料化による現状等についてであります。平成29年8月から東大和市駅、10月から武蔵大和駅、11月から多摩都市モノレール3駅周辺について、市が管理しておりました全ての自転車等駐車場を民設民営により再整備を行い、有料化を実施しております。無料から有料に変わる際には、事前の利用者への周知もあり、大きな混乱もなく移行ができたものと考えております。有料化実施後におきま

しては、収容台数の不足等が課題となっております箇所がありますことから、その解消に向けて鉄道事業者への改善の要請や運営事業者であります公益財団法人自転車駐車場整備センターと協議を進めているところであります。

次に、定期利用申し込みにおける現状等についてであります。定期利用の申し込みにつきましては、有料化開設前に募集を行い、応募しなかった方は有料化後に現地の管理人室で申し込みができることとしております。有料化の初日は、多くの申し込みがあった箇所もありましたが、その後は落ちついてきていると認識しております。また、定期利用の箇所によりましては、定員以上の申し込みとなり、契約もできず、あき待ちとなっている箇所が発生しておりますことから、そのような状況を解消しなければならないと考えております。現在、定期利用台数の確保等について検討しているところであります。

次に、市民から寄せられている要望等についてであります。有料化後の要望等としましては、定期利用台数増設の要望や、申し込み方法、利用料金、一時利用置き場所の問い合わせなどがあります。

次に、小中学生の口腔健康についてであります。口腔崩壊の状態とは虫歯や未処置の歯が10本以上あり、食べ物をうまくかむことができない状態のこととされております。市内の小中学校におきましても、虫歯等が10本以上の児童・生徒がいることは認識しております。学校では、担任や養護の教員による受診勧奨を今後も行ってまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、学校歯科保健活動の現状等についてであります。現在、教育委員会では毎年度、学校歯科保健取り組みプランを策定し、学校歯科保健に取り組んでおります。今後も、さらに児童・生徒及び保護者の口腔の健康に対する意識を向上させ、虫歯の予防、治療、かかりつけ歯科医の定着を図るため取り組んでまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、成人歯科検診の現状等についてであります。市では健康増進法に基づき、健康を維持し食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的に、歯周疾患検診を実施しております。検診の受診者数が定員に達しない状況が続いておりますことから、受診者数の向上が課題であると認識しております。今後につきましては、口腔の健康が全身の健康に深くかかわることなど、正しい知識の啓発とともに、歯周疾患検診の目的と意義についてなど周知の強化を図り、受診者数の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) 初めに、小中学生の口腔の健康についてであります。市内の小中学校において虫歯が10本以上ある児童・生徒は、小学校3校を除く各校に数名程度おります。これらの児童・生徒に対しては、担任や養護教諭が個別面談や受診勧奨、すなわち受診を勧めることなどを通じ、口腔環境の改善の働きかけに努めております。課題につきましては、受診勧奨の通知を行っても、その回収率が低いということが上げられます。今後は、保護者を交えての面談を通じた働きかけも検討してまいりたいと考えております。

次に、学校歯科保健活動についてであります。小中学校では学校歯科保健取り組みプランに基づき、それぞれの学校において歯科保健活動を実施しております。給食後の歯磨き、学校歯科医による歯磨き指導、歯科講話のほか、ポスターコンクールへの絵画の展覧や標語の応募など、さまざまな活動を実施しております。第六小学校におきましては、1年生から3年生までの児童に対し、週1回、歯磨き後、うがい液で口をすすぐフッ化物洗口を実施しております。課題につきましては、家庭における口腔の健康に対する意識の啓発が上げられます。虫歯罹患率の低減に向けて、家庭においても食後の歯磨き習慣の定着や、かかりつけ歯科医の定着を

図るため、働きかけを引き続き進めてまいります。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

それでは、順次、再質問させていただきたいと思います。

まず、都営向原団地創出用地についてということでお伺いをさせていただきたいと思います。

まず、基本的なことを幾つかお伺いさせていただきます。

東京都の向原地区プロジェクトの事業内容についてでございますが、定期借地権制度を活用した民間事業者によって、低廉で金額が安く高品質な住宅を供給することに加えて、住宅のCO<sub>2</sub>の排出量の削減に取り組み、地球温暖化対策に貢献する事業であったというふうに認識をしております。東大和市として、向原地区プロジェクトが推進された場合に、市のまちづくりにはどのような効果があると考えて今までおったかを、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 向原地区プロジェクトが推進された場合の市のまちづくりへの効果といたしましては、環境に優しいまちとなることのほか、ゆったりとした良質な戸建て住宅が建ち並ぶ町並みは、景観の面でも市の魅力を高めることにつながると考えております。また、そのような魅力ある住宅市街地を形成することで、子育て世帯などの転入を促すことにつながり、人口の増加が見込めるものでございます。これによりまして、近隣商店街等での消費の促進が期待され、市内の経済の活性化という効果もあるというふうに考えております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

人口増加を目指すということで、確かに私のほうでも過去、質問させていただいたときに、そのように捉えさせていただいて、東村山によくあったと思うんですが、そういうプロジェクトでよかったなということを捉えたなという認識が、このときはあったということをお覚えています。

市の財政面でも重要なプロジェクトであったということは、今御答弁いただいた内容でも読み取れるということですが、平成24年11月に事業者決定手続の取りやめがあったというふうに認識しています。事業予定者の構成員に法令違反が判明したということであったというふうに捉えております。構成員に法令違反が判明したのであれば、再度公募をやり直すべきであったというふうに捉えていたんですが、東京都が事業者決定手続を取りやめたことは、都はこの点についてはどのように市に対して説明をしていたのかを、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 東京都は、建築基準法違反の事実や是正状況などの確認が不可欠で時間を要すことや、事業者提案から一定期間が経過し、技術内容が変化しつつあったことから、事業者決定手続を取りやめ、一連の問題の整理が終わった段階で、再度、本プロジェクトを進めるとしておりました。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

当初、東京都は一連の問題の整理が終わった段階で、再度このプロジェクトを進めようとしているということだったというふうに思っております。しかし、都は結果として再度進めようとしなかった。その理由は、以前の一般質問でも私のほうでお伺いをさせていただきましたが、低CO<sub>2</sub>住宅が一般に普及してきたり、空き家がふえたりということだと思っております。しかし、事業者決定手続の取りやめが、平成24年11月、そして

ことしの1月に都から改めて検討してるので協議をしてほしいという通知が届くまでに、実に4年の歳月だったというふうに捉えておりますが、この間、周辺の商業者の皆さん、それから都の考えを信じて、当然再開を待っていた多くの市民の方もいたということの認識は、市も捉えているというふうに思っております。

そこで、お伺いをさせていただきますが、都は改めて検討と言ってるようですが、その検討の中には、このプロジェクトを改めて、4年、我々も通知するまで待っていたわけですが、改めてこれを再開する考えは含まれているのかどうかをちょっと教えていただけますでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 北地区に81戸、南地区に109戸の良質な戸建て住宅を建設するということが、本プロジェクトの主な内容でございました。今回の協議におきましては、北側に特別支援学校の提案がなされております。また、南側につきましては、身近な暮らしを支える医療、福祉、買い物などの生活支援機能の整った生活中心地を形成する案が都から示されておりますので、残念ではございますけれど、以前の戸建て住宅のプロジェクトを再開する考えはないかというふうに思われます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

向原プロジェクトは、当初のようなものはなくなったというふうに、今御答弁だったというふうに思っております。しかし、この4年間、周辺の住民や商業者の皆様は、プロジェクトがこのような状況になったのは、知る機会が詳細にあったのかということに対していえば、いまだにそういったお話をいただくことも多々ありますので、まだまだ浸透してないんじゃないかなということの認識はあります。

ということは、周辺の商業者の皆さんも、再開を当然待ってる方がまだまだいらっしゃるんでないかなというふうに捉えております。東京都は、こういったお声が実際ある以上、周辺の皆様にどのように説明をしてきたのか、また説明会等の実施は行われているのかどうかを含めて教えていただけますでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 東京都は、都のホームページで事業者決定手続の取りやめなどは周知しておりますけれども、周辺の住民の皆様などへの東京都の説明会については、開催されていないというふうに認識しております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

戸建て住宅のプロジェクトから、要は大幅な方針変換ということで、特別支援学校のお話が出てきたということになっております。当然、商業者の皆さん、またもしかしたら周辺住民で御期待をされてた皆さんからすれば、幾ら市の土地ではなく東京都の土地だということであっても、当然周辺で住まわれてる住民の皆さんというのが、やはり置き去りになってる部分が少し、多々見られるかなということが感じています。

ぜひ東京都のほうに要望していただきたいのですが、周辺住民の皆さんへきちんと説明する機会を、方針変換を含めてあったのであれば、特に4年間という歳月、間があいてますので、さまざまな、期待する方はいろんな尾ひれをつく方もいらっしゃるでしょうし、期待が膨らんでたということもありますので、丁寧な説明をぜひしていただけますように、市のほうからお伝えをしていただきたいというふうに思っておりますので、そこはぜひよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それから、済みません、2番ですね、都営向原団地創出用地に対する東京都の現在の考え方ということで、幾つかちょっと確認させていただきたいと思います。

市長のほうの御答弁のほうで、北側の用地、こちらは1.8ヘクタールということでした。特別支援学校の提

案をされたというふうに伺っております。南側の用地に関しては、身近な暮らしを支える医療、福祉、買い物などの生活機能の支援が整った生活中心地の形成ということで、先ほど市長のほうから御答弁がありました。南側の用地、2.7ヘクタールについては、医療、福祉、買い物などの生活機能について言及をされていまして、都から具体的な施策についての提案等は、今現在あるのかどうかをちょっと教えていただけますでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 現時点におきましては、東京都から具体的に提案されてるものはございません。以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） 特にこの南用地に関しては提案がないということで理解をいたしました。わかりました。

③のほうにもちょっと入りますが、東京都における特別支援学校設置に対する考え方とその経緯についてということで、少しお伺いをさせていただければなというふうに思っております。

先ほど市長答弁にもありましたとおり、特別支援学校の中には特別教室を転用したり、1つの教室を間仕切りしたりと、苦勞されて教室を確保してるという現状があるということは、市長答弁の中でお伺いをさせていただきました。

東京都と東大和市の特別支援学校の設置に係る協議等のこれまでの実施状況を、少し教えていただけますでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 平成29年1月に創出用地の活用内容につきまして、改めて検討を行っていることで、市に対して協議を進めていきたいといった通知が東京都からございました。この通知に基づきまして、東京都の教育庁、それから都市整備局の担当が来庁し、平成29年4月14日から、これまでに6回ほど協議を行っております。東京都からは、知的障害特別支援学校が必要な背景や理由、設置による東大和市にとってのメリット、スケジュールなどの説明を受けております。

なお、東大和市は、現時点で知的障害特別支援学校を向原団地地区に設置することについては了解しておりません。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

今課長の答弁の中で、東京都教育庁と、それから局長ですね、大分足しげく通っていただいて協議を行ったということで、東京都もそれなりの対応してるのかなということは少し読み取れるのですが、先ほど知的障害特別支援学校、それから向原団地地区に設置することに関しては、今現在、市としてはまだ了解をしていないということだというふうにお話がありましたが、東大和市と東京都のほうでどのあたりが支障になってるのかを、少し教えていただけますでしょうか。

○都市建設部長（直井 亨君） 都営向原団地の創出用地につきましては、基本的に住宅以外、建築してはならない地区計画を決定しております。特別支援学校を設置する場合は、向原団地地区地区計画の変更や、東大和市地区計画区域内建築条例の改正が必要となり、変更する明確な理由が必要と考えております。

一方、東京都からは、なぜ特別支援学校を建設することができない都営向原団地の創出用地を特別支援学校の用地として選んだのか、なぜ都営向原団地の創出用地以外の用地ではだめなのか、これにつきまして市が対外的に説明できるような理由は示されておられません。

また、市としましては、創出用地の利活用については、北側と南側を一体で考えていくことが必要と考えて

おりますが、南側の土地利用も明確になっておりません。

このような状況から、協議を深めることができておりません。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

前議会だったと思います。他の先輩の議員さんが御質問されたときに、今部長が御答弁いただいた内容を御答弁されてたなということ、今改めてちょっと少し認識をさせていただいたところでございますが、先ほども申しましたが、近隣の商業者から見れば、良質な住宅というふうに決まってきたというふうには先ほどお話ししましたが、当然、教育庁もいらっしゃって東京都のほうから、局長もいらっしゃるということですが、当初の予定と違って住宅以外のものにするわけですから、他の所有地も例えば検討したのか、それからそういったものを確認しておくことが、今後こちらの新たな方向で進展した場合を考えても、説明する際にその情報というのは必要だというふうに思いますので、そういうやりとりすることは大変いいことだというふうに捉えております。

今お聞きすると、部長からのお話、前議会からも含めて、なかなか進んでないように見受けられますが、東京都のほうからは特別支援学校をいつまでに建てたいという思いと希望というか、そのあたりの御説明をしているのかをちょっと教えていただけますでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） あくまで東京都が希望するスケジュールであります。平成29年度に基礎調査を実施し、平成30年5月に市の理解を得て公表し、平成30年度の夏、秋ごろに基本設計の予算要求、平成31年度から33年度までの3年間で基本設計と実施設計、そして平成34年度に建設工事着工の希望を聞いております。ただし、市としましては、将来のまちづくりに影響する重要な協議でありますので、都が希望するスケジュールに縛られるものではないことを協議の場で伝えております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

平成29年に基礎調査、それから平成30年5月に市の理解を得て公表して、30年の夏から秋にかけて基本設計の予算要求ということだというふうには今御答弁をいただきました。ありがとうございます。

東大和市は、特別支援学校の建設を、現在のところまだ了解をしていないという状況で、東京都は平成29年の基礎調査を希望しているというふうには今御答弁がありました。基礎調査とはどのような調査なのか、東大和市としてはこれをどのように捉え、対応していこうと考えているのかをちょっと教えていただけますでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 基礎調査であります。北側の用地に特別支援学校の建設を検討するための調査でありまして、東京都の内部的な調査であると聞いております。現時点では、地区計画上、特別支援学校の建設できない場所において、東京都の判断で基礎調査をしようとしているものでありますことから、この件について市で意見を言える立場ではないと伝えております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

東京都の判断で基礎調査をするということで、市としては意見を言える立場ではないということで、要は都の判断で調査ができるということであるということは、今認識をさせていただきました。

④のほうに入りますが、東京都から示された特別支援学校の近隣へのメリットに対する市の考えを少しお伺いをさせていただきたいというふうに捉えております。東京都が特別支援学校を設置する際、地域へのメリッ

トとして、市長答弁の中にもありましたが、東大和市から通っている児童・生徒の通学時間が短縮されたり、それからまたさまざまな地域の要望がある中での地域開放ということですね。それから、雨水貯留施設などの設置が示されたというふうに認識をしておりますが、改めてそれに対する東大和市の考えをお知らせいただければというふうに思います。

○**公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君）** 市では、当初より、この北多摩地域に特別支援学校が必要なことは理解をしております。一方で、この近隣にも都営住宅の建て替えなどを行っている場所がありますが、特別支援学校を建設する場所が、都営向原団地の創出用地ではなくてはならない理由までは明確に示されてはいません。市の立場では、都営向原団地の創出用地は、東大和市駅から近く、ゆとりある良質な戸建て住宅等を誘導するために地区計画の変更を行った地区であります。将来のまちづくりのためにも、定住人口の増加を目指すことは重要なことだと考えていますので、現時点では住宅の建設を期待しているところであります。そのようなことから、現在、東京都と協議を続けており、特別支援学校の建設を了承しているものではありません。その上で、特別支援学校が設置された際のメリットも示されておりますが、特に雨水対策としての雨水貯留施設の設置によりまして、道路冠水や浸水被害等の防止といった浸水対策を図ることは、近隣住民の皆様にとってもメリットがあるものと考えております。

以上です。

○**12番（蜂須賀千雅君）** ありがとうございます。

雨水貯留施設の関係ですが、どのくらいのものをつくってもらえるというふうに伺っているのかを、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○**都市計画課長（神山 尚君）** 雨水貯留施設につきまして、東京都からは、新河岸川流域整備計画で定める対策基準に基づくと、1.8ヘクタール相当の土地の面積における雨水貯留施設の容量は、約1,700立方メートルであると確認していると、そのようなお話がありました。その上で、市として要望等がある場合は、事前に伝えてもらいたいというふうに聞いております。

以上です。

○**12番（蜂須賀千雅君）** ありがとうございます。

大雨時の冠水は、付近の住民の人たちの大変重要な問題であるというのは、同僚議員からの質問でも過去、捉えているところでございます。所有地全体で捉えてもいいと思いますので、冠水が解消できるような貯留施設の増設を、建設を強く、これは東京都に、その場合は働きかけていただきたいと思うんですが、そのあたりのお考えを教えてください。

○**企画財政部長（田代雄己君）** ただいま蜂須賀議員がおっしゃったとおり、近隣地域の浸水対策というのは大変重要な課題であると認識しております。今後の協議に当たりましては、そのような点につきましても、前向きに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○**12番（蜂須賀千雅君）** ありがとうございます。

6月議会で、先ほど申し上げましたとおり、他の議員が都営向原団地創出用地の関係で資料要求をした資料、改めて見さしていただきました。羽村特別支援学校に通学する東大和市在住の児童・生徒の通学時間の短縮などのほかに、東京都から学校施設の地域開放、災害時の避難所及び福祉避難所の機能の整備、それから地域と交流できる喫茶室の設置などの提案があったように思っております。

一方で、地区計画の関係や将来のまちづくりのことで、良質な住宅の建設を希望するという先ほど御答弁ありましたが、東大和市としての立場も十分にわかります。これは協議が進んで、特別支援学校の建設の話が、これからさまざまな動きの中で進んだときには、過去、市民からの大変強い要望でもありますグラウンドは足りてない部分もありますので、そういったあたりの市民開放であったり、あと体育館も恐らく足りないかなというふうに捉えております。それから、屋根付きの温水プールのよくお話もあるかと思えます。そのあたり、要は周辺住民や市民にメリットのある提案であることから、きちんとそれらの提案を踏まえて、我々、自民党としても、これを過去、会派の先輩が一般質問の中でも取り上げていましたが、非常に強く要望さしていただいている部分ですので、今後、東京都との協議を進める中において御提案をしていただきたいというふうに思っておりますが、このあたりお考えをちょっと最後、ここの部分のお聞かせをしていただければというふうに思います。

○企画財政部長（田代雄己君） 市としましては、特別支援学校の設置につきましては、今の時点では了承している状況ではないということになっておりますが、もし協議が進んだ場合につきましては、今御提案いただいたような内容も含めまして、市民の皆様や周辺住民の皆様にとってメリットのある土地の利活用について、東京都と協議をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

次の⑤の部分ですね、都営向原団地創出用地の特別支援学校以外の活用、例えば病院用地としての活用や、その他の活用の可能性という部分も少しお伺いをさせていただければというふうに思います。

社会医療法人財団大和会から、9月29日の日付で、東大和病院の建て替え用地取得に関する要望書ということであったというふうに伺っております。このあたり担当としていかに捉えているか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） 大和会のほうから——が運営します東大和病院につきましては、市内の総合病院としまして、地域への医療体制に大きな影響があるというふうに考えているところでございます。その大和会からの要望につきましては、東大和市におけます地域医療体制の維持や向上を考えた場合には、大変重要なものであると考えております。現時点では、その病院の建て替え用地としての取得の可否等については、そういう協議は進んでいるところじゃない状況でございますけれども、今後の進展によりましては東京都との協議事項の1つには上げられるのではないかと考えてるところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

現実的には南側のほうの——これは関係になるというふうに思っておりますが、病院の建て替え用地取得に関する要望書が9月に出ているということですので、東大和市として東京都に要請をしてもよいのではないかなというふうに捉える部分もあるんですが、そのあたりのお考えをちょっとお聞かせいただければと思います。

○企画財政部長（田代雄己君） 要望書の中には、新病院の構想の検討項目などがありまして、東大和市医師会と調整することも記載されております。医師会では、東大和病院の移転についての検討を始めたというふうに現時点でお聞きしております。資料の医療体制のことになりますので、医師会の意向なども確認した上で、市の対応としましては総合的に判断してみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

東大和病院の建て替えや当然機能の強化については、東大和市民にとっては大変いいことで、重要であるというふうに捉えております。特に2015年4月だったというふうに捉えておりますが、小児の準夜間診療というのが火・水・金、7時から9時半ということで始まったと思っております。我々も、この仕事について、この準夜間が始まる前までは、当然多くの子育て世代のお母さん方から、この小児救急のことに関しては、多分どの議員も恐らく強い要望を受けていた部分で、一歩進んでこの準夜間ということが始まったというふうに捉えております。

自民党としても、この東大和病院の要請を都にする場合は、ぜひこの小児救急の対応をしっかりやっていただきたいということの要望を、ぜひ強く出していただきたいというふうに捉えています。準夜間の診療というのは、今始まっているのは、風邪や熱、軽いけがなど入院の必要がない子供たちの診療を行うということが基本になっているというふうに、ホームページにも書いておりました。また、生後3カ月以内の発熱については、二次救急医療機関、お近くでは武蔵村山病院に行ってくださいということで、対応が基本的にはなっているというふうに思いますが、このような、もし流れが進んでいくのであれば、ぜひこの東大和市内でそういった体制をつくっていただくことが一番大事な部分でないかなというふうに捉えているのですが、そのあたりのお考えを少しお伝えしていただければというふうに思いますが。

○企画財政部長（田代雄己君） 創出用地の関係でございますけれども、現時点では病院用地としてなるかどうかということにつきましてもわからない状況でございます。御意見のありました事項につきましては、今後、進展した場合、今後の対応の参考にさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

最後、⑥の今後の都営向原創出用地の東大和の対応ということで、幾つか要望も含めてお話をさせていただければと思いますが、市長答弁で今後の市の対応を確認を幾つかさせていただきました。都営向原団地の創出用地は、都有地であるが、当然、東大和市内にある貴重な土地であります。向原地区プロジェクト事業は中断をされ、現在のままの状態では市の活性化にも影響する部分が多々あるのではないかなというふうに捉えております。当初、良質な住宅が建設できればよかったというふうに捉えてはいたんですが、4年、間があき、東京都がその方針を変えているというふうなことも、今御答弁の中で確認ができました。東京都の教育庁が複数回ということで、非常に重い内容であるかなということを改めて捉えさせていただいております。

東大和市としては、大変難しい判断かもしれないと思いますが、特別支援学校の建設を認めるかわりに、例えば病院の用地として一部その活用をさせていただくことや、病院とあわせて住宅の整備を誘導するという方法も、まだまだ考えられる部分ではあるというふうに認識をしております。それから、先ほどお話ししましたが、雨水貯留槽の関係ですね。南地域では課題になっている部分ですが、当然、東京都の負担で設置をしていただければ、住民の雨水対策にも大変有効であるというふうに捉えております。創出用地の利活用とよく言われますが、周辺の商店や住民への影響や効果も十分に考慮する部分が必要ではないかなというふうに捉えております。

それで、先日、先輩議員から御紹介をいただいて、特別支援学校に通われてる親御さんのお母様方と面談を議長と実はさせていただきました。ほかの議員さんたちもされたというふうに伺ってはおりますが、内容その

ものもそうなのですが、非常に、恐らく議会というこういう場に足を運ぶのも初めてだったでしょうし、大変緊張されているというのが捉えられる中で、個々のお母さんたちは非常に一人一人がさまざまな思いを持って、その日は面談にあらわれました。それで、言葉足らなかった部分もありましたが、わかってほしいという気持ちを非常に切実と、議長と私に訴えて帰られました。それで、また先輩にもお話をさしていただいて、また面談をさせていただきたいなというふうに捉えております。

市長のほうでも、昨年の——私が福祉祭と産業祭の合同開催についてお話をさせていただいたときに、まちづくり構想の一端を少し述べられていたというふうに思っています。要はロードレース大会の羽村支援学校の方が伴走者とともに走っている。ああいった姿を見て、特別なことではなくて、障害のある方も、高齢の方も、小さい方も含めて、この東大和に住んでよかったと思える、それでその方々が普通にそこでこういう会話をし、交流し対話をしていく、そんな東大和であればいいというふうに市長も、御自身のまちづくりの構想を非常に述べられていたことを、改めてその面談をしているときに、ふと私の中でも呼び出させていただいた部分があります。

恐らく毎日、子供たちと一緒にいるお母さんたちにとっては、本当はもっともっと訴えたいことはたくさんあったというふうに思います。ただ、その中でも、その気持ちをぜひ酌んでやってほしいという気持ちは、我々も他の議員の皆さんも十分にそこは伝わった部分であるというふうに捉えておりますので、どちらかの中で何かの判断をしていかなくちやならないというふうに捉えていますので、ぜひそのときは、さまざま今、私のほうでも要望させていただきましたが、そのあたりを含めて、この東大和にとって大変貴重で有効な土地を、ぜひ実のある貴重な使い方、また有効活用をさせていただきたいというふうに捉えておりますが、最後、この項について、御所見をちょっといただければというふうに思います。

**○副市長（小島昇公君）** 向原団地の創出用地について、いろいろな御質問、御意見をいただきました。市長も障害者の方が東大和市内で、普通の生活ができるようにという差別解消法に基づく基本的な考えを持って施策を進めてございます。そういう中で、こちらの創出用地につきましては、先ほど来、市長も冒頭お答えをさせていただいておりますが、市といたしますとやっぱり将来人口の減少の抑制、そして今後のまちづくりの観点から、良質な住宅の建設が一番市にとってメリットがあるというのは、基本的な考えは変わってございません。しかし、一方で都有地であるということ、東京都は特別支援学校を建設したいという提案があるのも事実でございますし、市といたしまして特別支援学校の必要性は十分に認識してございます。なぜ向原都営団地の跡地なのかということところは、うまく説明をいただいておりますので、周りの住民の方々にも説明するというところから、そこを今少し交渉が進んでいない大きな点となっております。

ただ、足踏みをずっとしているというわけにもいきませんので、そこがクリアをもしできれば、なかなか限られた用地でございまして、市民の皆様にとりまして最適な土地利用ができるというのを大前提で、東京都と協議を進めてまいりたいと考えます。そういう意味でいいますと、今いろいろ御提案もいただきました病院の関係ですとか、それから学校をつくる場合、もしつくる場合には、その施設を市民に開放していただくとか、今私どもにない温水プールなんかもつくってもらえればいいなど、非常に市民にとって有利な提案は、できる限りこちらはこちらで主張して行って、相手方のある話ですから、私どもでお願いするものがみんなできるということではないと思います。

一番大きいのは、やはりあそこの周りは、この近年、豪雨によりまして浸水被害、もう浸水というのには超えている溢水の被害が大きく出ております。ですから、そういった意味で、雨水の貯留施設も、東京都の基準

でいいですと、ある一定の都営団地の跡地について建設をするよということも、先ほどメリットの中でどのぐらいですかというお答えもさしていただいておりますが、周りの雨水を全てのみ込むのには、とても対応ができないような量だとも思っておりますので、ここから先、交渉をしていくときには、その辺が解消されるようなことも含めて前向きに調整をして、市民の皆様にとって喜んでもらえるような協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

副市長から今いただける部分で、きちんとお考えを酌んでいただいた十分な答弁だったかなというふうに捉えておりますので、また引き続き質問させていただく機会があると思っておりますので、ぜひそのときはよろしくお願ひしたいというふうに思っておりますので、この項はそれで終わらさせていただきたいというふうに思っております。

ありがとうございます。

続きまして、2の市内各駅周辺の自転車等駐車場の有料化についてということで、お伺いをさせていただきたいというふうに思います。

29年8月、10月、11月から市内のさまざまな自転車等駐車場、民設民営によって再整備を行い、有料化をされたというふうに先ほど市長のほうで御答弁がありました。新しいことを始めると当然少しばたばたとする部分があつて、市民の方からも私だけじゃなく、さまざま恐らく他の議員も、いろいろこの自転車の問題に関してはお話があつたかなというふうに捉えております。

まず最初に、事前のこの周知等々、実際の取り組みの時期、さまざま市報やホームページ、それから現地の掲示ですね、それからチラシ等もあつたかと思ひます。このあたりの取り組みの時期と方法、少し教えていただけたらと思ひます。

○土木課長（寺島由紀夫君） 事前の周知についてでございますが、市報、ホームページへの掲載、また現地の掲示とチラシの配布を行つてございます。

市報につきましては、平成29年2月1日号での市内5駅周辺の有料化のお知らせをしてございます。その後、平成29年4月から11月まで整備工事や有料化についてのお知らせを、平成29年2月1日号を含めまして合計で11回掲載させてもらっております。

続きまして、ホームページでございますが、平成29年7月に有料化のお知らせ、それから整備工事のお知らせ、利用料金表の掲載、各駅案内図の掲載を行つてございます。その後、8月から11月にかけて4回更新しまして、各駅の定期利用申し込みのお知らせ等の更新を行つております。

それから、現地の掲示でございますが、全5駅につきまして46枚、掲示させてもらいました。6月から整備工事と有料化のお知らせについてを掲示してございます。その他、この46枚のほかに、各駅の状況に応じまして、担当職員が作成したものを随時現地に掲示をしたものでございます。

また、運営事業者でございます公益財団法人自転車駐車場整備センターでは、この有料化に関しまして各公共自転車等駐車場におきまして定期利用募集の案内掲示板と申込書のチラシを置いてございます。また、市のほうにおきましてはチラシの配布ですね。これは各自転車の荷台のかごに1台ずつ配布したわけですが、各駅の台数の多い箇所へのチラシの配布を6月から10月にかけて合計10カ所について行つております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） さまざま御答弁いただきまして、ありがとうございます。

新しくこういう施策を始めたときの周知等々の取り組みでいえば、ごみの有料化の際、恐らくそういう取り組みがあったと思うのですが、今自転車でさまざまちょっと、先ほど申し上げたとおり新しいものをやれば、幾つかばたつくのはそうだと思うんですが、若干少しそれが多く感じるものですから、他の事例というか、例えばごみの有料化した際のあのときも事前から大分告知をしたり、説明をしたりとあったと思うんですが、そのあたりとの認識の差というか、大体同じようにやってきたかどうかも含めて、ちょっとそのあたり教えていただいてもよろしいでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 今回の公共自転車等駐車場の整備につきましては、各駅の整備時期や有料化の時期が異なることや、自転車等駐車場の利用者に特定されるため、他の事例ですね、ごみの有料化などの他の事例との比較は単純には難しいことから、市報やホームページだけではなく、極力ですね、現地への掲示、チラシで対応したものでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） 告知に関して、また周知に関しては了解をいたしました。

少し細かいことをお伺いをさせていただければというふうに思います。市内の各駅ですね、今回有料化された全体の現状ですね、それから定期利用、一時利用に関する現状、それからさまざま市民の声だったり課題、今後の取り組みについてを、少しどのように担当課として捉えて、今後取り組んでいくかということを含めて、幾つかあると思うんですが、ちょっと全体的なお話を少し細かくしていただければと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 各駅の状況についてということでございますが、武蔵大和駅、東大和市駅、玉川上水駅、上北台駅、桜街道駅を、ちょっと個々に説明させていただきたいと思います。

まず、武蔵大和駅周辺でございますが、全体の台数としては足りているということで考えてございます。一時利用にあきがあるような状況でございます。ただ、定期利用については不足しているということで考えてございます。課題としましては、定期利用台数の増設が必要ではないかと考えております。今後の取り組みとしまして、定期利用台数の増設に向けて、現在、鉄道事業者と協議をしているところでございます。

次に、東大和市駅周辺でございますが、全体の台数ですね、ほぼ満杯か多少不足しているというような状況になってございます。一時利用がほぼ満車ということでございます。定期利用の台数も不足しているという状況です。課題としましては、定期利用台数の増設ということで考えてございます。今後の取り組みとしまして、収容台数、定期利用台数の増設に向けまして、現在、鉄道事業者との協議を、こちらについても進めているところでございます。

次に、玉川上水駅周辺でございますが、こちら全体台数、当初の計画時からそうであったんですが、全体台数が多少不足してございます。一時利用が満車の状況で、定期利用も不足しているような状況です。ただ、定期利用につきましては、場所によってはあきが多少あるようなところもございます。課題としましては、定期利用台数の増設を行えば、一時利用の満車も軽減されるのではないかと考えております。今後の取り組みとしまして、収容台数の増設に向けて鉄道事業者と協議していることと、自転車駐車場整備センターに定期利用の定員以上の割増し契約が可能か、現在協議しているところでございます。

次に、上北台駅周辺でございますが、こちらは全体台数不足してございます。一時利用、定期利用ともに不足しているような状況です。収容台数の増設が必要であると考えてございます。今後の取り組みとしまして、収容台数の増設に向けて、自転車駐車場整備センターと協議しているところでございまして、早急に対応した

いということと考えてございます。

最後に、桜街道駅周辺でございますが、全体台数は足りてると考えてございます。ただ、一時利用がほぼ満車の状況でありまして、定期利用にあきがあるような状況です。課題としましては、一時利用箇所の満車の解消、また定期利用のあきの解消があると考えてございます。今後の取り組みとしましては、上北台駅から桜街道駅に利用者が流れているということもございまして、上北台駅の整備後の桜街道駅の状況を確認したいということと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

明らかに不足してるということ、多少不足してるというニュアンスの違いが幾つかあったかなというふうに捉えています。先ほど今1つだけ上北台駅の駐輪台数が不足ということで少しお伺いしましたが、その原因が恐らくあったのかなというふうに、また捉えております。また、今後の対応を、こちらは少し先ほどありましたが、ちょっと詳細を教えてくださいましたらというふうに思います。

私も住んでいるエリアの関係で、上北台駅のことよく言われることがありますので、少しちょっとここを教えてくださいませんか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 上北台駅周辺につきましては、当初、計画していた台数ですね、これが1,860台でしたが、であれば利用台数が足りる計算ということで計画してございました。そのような中、整備前の段階になりまして、運営事業者の自転車駐車場整備センターから、計画台数が多いのではないかと指摘がございました。それにつきましては、平成28年10月の市で行った実態調査の利用台数が1,528台ということで、それと比較して計画台数がそれより多かったことが指摘の理由であったものでございます。運営事業者からは、有料化による自然減ですね、近距離利用の自粛等の自然減を考慮して、実態調査の台数に対して15%程度の減、1,300台余りぐらいで整備したいとの協議がございまして、第4公共自転車等駐車場の整備を保留することと、その他の駐車場についても台数を減らし、有料化後の状況を見ることとなったものでございますが、結果として、その対応が原因で台数が足りなくなったものでございます。原因としましては、実際に15%とならなかったということですが、上北台駅利用者の多くが通勤、通学者であり、かつ駅から距離の離れた利用者が多かったのではないかと推測してございます。利用者の方々には、大変御迷惑、御不便をおかけしていると思っております。

今後の対応についてでございますが、現在、運営事業者と協議を重ねているところでございまして、第4公共自転車等駐車場の整備と、第6公共自転車等駐車場の定期利用台数の増設を早急に行っていくということで考えてございます。

上北台駅は、定期利用台数の不足から、定期利用のあき待ちの方が一時利用を利用していることから、一時利用も不足しているものと捉えております。定期利用台数が確保されれば、一時利用の不足も解消できるということと考えてございます。また、上北台駅の定期利用台数の不足から、先ほど申し上げました桜街道の一時利用箇所にも利用者が流れておりますことから、上北台駅の整備により、桜街道駅の一時利用の満車も解消されるということと考えてございます。

以上でございます。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

先ほど上北台のほうの御答弁をいただきました。原因としても、先ほどお話ありましたが、利用者の多くが通勤・通学利用者ということ、それから駅から距離が離れた利用者が多かったと推測しており、利用者の方には御不便をおかけしてるというお話ありました。路線が当然変わりますので縦ラインであそこに行く方というのは、やっぱり割と遠いところから行かれてる方も大変多くいます。湖畔のほうからも行かれてる方も大分いらっしゃいますんで、このあたりは十分分析しておりますので、ぜひ利用者の方の御不便ということは理解してますので、このあたりの対応をぜひ早急をお願いしたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほど各駅ごとの現状、課題の御答弁を幾つかいただきましたが、主に自転車のお話だったというふうに捉えておりますが、朝は駅に原付バイクで行かれる方も多々いらっしゃるというふうに捉えております。こちらの課題と、また今後の取り組みと今把握してるものがあれば、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 原付バイクの課題と今後の取り組みということについてということでございますが、東大和市駅では鉄道事業者の運営でございます一時利用の排気量無制限のバイク置き場と、小平市が運営しております箇所、定期利用125ccまでのバイク置き場がございますが、市の公共自転車等駐車場のバイクの扱いにつきましては、駐車スペースが限られておりますことから、50ccまでの原付バイク、原動機付自転車です——を対象としてございます。これは無料時からそのようにしてるような状況でございます。

現在、武蔵大和駅と玉川上水駅に定期利用のみ、また上北台駅に定期利用と一時利用の原付バイク置き場を設けてございます。利用者からは、玉川上水駅に一時利用の原付バイク置き場を設けてほしいとの御要望や、50cc以上のバイクは駐車できないのかとの問い合わせがございます。

今後の取り組みについてでございますが、現在この原付バイク置き場の定期利用箇所は、満車になっていない箇所もございますことから、今後の利用状況を見ながら50cc以上の駐車が可能かどうか、できるかどうかはちょっとわかりませんが、可能かどうかを検討していきたいということで考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

定期利用箇所が満車になっていない箇所があるということから、利用状況を見て調整したいということでしたので、そちらもぜひ可能かどうかを検討していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

定期利用における定員の中で、市内と市外の方の割合を少し教えていただいてもよろしいでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 定期利用の市内、市外の方の割合ということでございますが、東大和市駅につきましては、鉄道事業者運営が大部分のため、ちょっと除かせていただきまして、4駅全体で述べさせていただきます。

4駅全体で、市民の方が53.5%でございます。市外の方が44.0%でございます。これは平成29年11月28日現在の契約者で述べさせてもらっております。これでちょっと100%になりませんが、残りの2.5%のは自転車駐車場整備センターのほうでまだ入力中ということで、まだ未定となっております。この市外の44.0%のうち、

武蔵村山市民は35.3%、立川市民の方が2.1%、東村山市民の方が1.9%、その他の市民の方が4.6%となっております。

各駅の状況を見ますと、武蔵大和駅につきましては、市民の方が89.0%で、市外の方が9.7%、その9.7%のうち東村山市民は9.4%となっております。玉川上水駅につきましては、市民の方が42.2%、市外の方が53.4%、53.4%のうち武蔵村山市民の方が45.0%、立川市民の方が4.0%になっておりまして、あとはその他の市の方となっております。上北台駅につきましては、市民の方、54.4%、市外の方が44.2%で、武蔵村山市民の方は38.1%となっております。桜街道駅につきましては、市民の方、36.4%、市外の方、63.6%で、武蔵村山市民の方は48.8%という状況になってございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。割合についてはよくわかりました。御答弁ありがとうございます。

市内の今回、各駅ごとの市民から寄せられてる意見や要望というのは、多分、多々さまざまな形で寄せられてるといふふうに捉えております。このあたりの詳細の内容と、その取り組みを少し教えていただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市民の方からの御意見、御要望についてということでございますが、武蔵大和駅につきましては、定期利用台数の増設の要望がございます。東大和市駅につきましては、収容台数の増設要望やあき状況がわかるような案内板の設置要望がございます。玉川上水駅につきましては、定期利用と一時利用台数の増設要望がございます。上北台駅につきましても、同じ定期利用と一時利用台数の増設要望がございます。桜街道駅につきましては、一時利用台数の増設要望がございます。

今後の取り組みについてでございますが、鉄道事業者に対しまして、この11月17日付で定期利用の増設やあき状況がわかるような案内板の設置の要望があることを踏まえまして、利用者の利便性の向上を図っていただくよう要請書を提出しました。それを受けまして、鉄道事業者から11月29日付で、改善に向けて検討していくとの文書をいただいております。今後詳細について協議していくことになってございます。また、公共自転車等駐車場の運営事業者であります自転車駐車場整備センターに対しましては、収容台数の不足への対応を要請したところであり、その詳細について改善に向けて現在調整を図っているところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

最近の自転車、タイヤが太いタイプもたくさんあるというふうに向っています。種類によっては、ラック等に入らないという話を伺ったこともありますが、利用者からそのような話があるかないか、またその場合の対応はどのようにすればよろしいのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 利用者からは、市に対しましてそのような話は、現在のところ入ってきておりませんが、そのようなケースがあるという話は聞いてございます。定期利用箇所でございますら、自転車の形状を確認した上で、ラックの横に駐車していただくなど、運営事業者と協議しているところでございます。また、一時利用の場合でございますが、一時利用につきましては電磁ロック式のラックでございまして、ロックすることにより料金が発生するシステムとなっておりますので、ラック自体を変えない限りはちょっと対応は難しいかなということ、現在のところはそうように考えてございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） 先ほど玉川上水駅、それから上北台駅、桜街道駅は、一時利用が不足しているとのこと、それから定期利用の現状を見ると、あいてる状況が見受けられるというふうなお話があったというふうに思います。収容台数が現実問題、足りない中で、このような状況が何とかならないのかというお声をいただくのですが、そのあたりの対応はどのように今後進めていくのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 玉川上水駅、桜街道駅では、一部では定期利用に余裕がある箇所がございますが、その他の自転車等駐車場と上北台駅の自転車等駐車場におきましては、定期利用はあき待ちが発生し、不足しているような状況でございます。定期利用があき待ちになっているにもかかわらず、現状あいている状況についてでございますが、それにつきましては市でも確認しているところでございますが、契約者の個々の使用頻度や使い方によるものなので、ちょっとどうすることもできないのかなということと考えてございますが、ただ定期利用の自転車等駐車場につきましては、台数が不足しているという状況もございますので、通常、定員の10%程度の割り増しが可能であると自転車駐車場整備センターから聞いておりますので、今後、定期利用箇所のあき状況を確認し、定員以上の割り増しの契約が可能か検討していきたいということと考えてございます。以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

現状、不足している状況の改善というのが、やはり多々必要であるというふうに捉えています。今幾つか御答弁いただいた中で、始まったばかりですが、利用してる方々は毎日利用してる方もいらっしゃる中で、非常にここ1カ月ぐらいで一番市民の方からお声を聞くのが、ちょっとこの自転車の件が非常に多いものですから、実際、先ほどお話しありましたけれども、定期利用のほうで100台、150台、300台みたいな形で不足していることが捉えられてる中で、状況の改善を今後行うことがまずできるのかどうかもあると思うんですね、実際のところは。今後の方針を、これ最後にちょっと教えていただければというふうに、今のまだ始まったばかりの部分もありますので、ちょっと教えていただければと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 今後の方針ということでございますが、具体的には上北台駅周辺につきましては、先ほど申しあげました第4公共自転車等駐車場の整備、第6公共自転車等駐車場の増設を至急進めているところでございます。現在実施することで詳細を詰めているところでございます。

2点目としましては、自転車駐車場整備センターとの協議になりますが、定期利用における定員台数以上の割り増し分を設定し、あき待ちの人数を少しでも多く減らすことを今検討しているところでございます。

また、3点目としましては、鉄道事業者への収容台数増設等の地区協議等、実施に向けて今後折衝していくということと考えてございます。今後も各駅や各自転車等駐車場の利用状況を確認し、新たに懸案事項が発生した場合や問題が生じた場合など、その対応に適切に努めていきたいということと考えてございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

この項はもう終わりたいというふうに考えておりますが、委託で出してる公益財団法人自転車駐車場整備センターとの協議ということが、多々御答弁の中でもありましたが、実際今、課題として捉えられてる部分で解消できそうな部分は、今も継続してやっておられるでしょうけれども、ぜひ市のほうでも積極的に関与していただいて、協議を折衝していただきたいということを、ここは強く要望させていただきたいというふうに思います。

大分鉄道利用者の方々のストレスが非常に重くなっているような気がしますので、なかなか担当部としても大

変だなというふうに捉えてはおりますが、今後のことを考えての有料化ということで、有料化自身は自民党としても賛成を当然しておりますので、きちんとした対応ができますように、今後ぜひ改善を進めていただいて、市民の方に御納得していただけるようになっていただきますよう要望させていただきますので、引き続き取り組みを進めていただけますようお願いさせていただきますというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の口腔の健康についてということで、触れさせていただきたいというふうに思ひます。

まず基本的なこととして、乳児の歯はたしか20本、それから永久歯は28本プラス、親知らずがあると4本の32かなというふうに思っているんですが、そのあたり先にちょっと教えていただひてよろしいでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 歯の数については、今議員がおっしゃったように、乳児については上、下10本ずつで20本、大人につきましては親知らずを入れますと32本となっております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

口腔崩壊ということで通告を出さしていただきました。虫歯や未処置の歯が10本以上あるということ、これが一般的な口腔崩壊と言われることでございます。食べ物をうまくかむことができない状態ですね。当然20本中10本、もしくは28本中10本ということであれば、大変口の中の影響というはあるんじゃないかなというふうに捉えております。

教育長のほうからも御答弁ありましたが、市内の各小学校、中学校における口腔崩壊の今お話ありました一つの基準となる10本以上の虫歯や、また歯根しかないような未処置の生徒の具体的な数を教えていただひてもよろしいでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） 平成29年11月末現在で確認しましたところ、小学生で17名、中学生で17名ということで、合計34名という形となっております。なお、歯根しかないという児童・生徒については、こちらは把握はしてございません。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） さまざま家庭の事情もある子供たちもいるのかなというふうに捉えてはおりますが、口腔崩壊の基準となる10本以上の虫歯等に関して、その子供たちへの現在の対応を少し教えていただひてもよろしいでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） そのような子供たちに対しましては、担任や養護の教員の先生から個人面談を実施したりですとか、歯科の医療機関へ受診勧告等を行っているという状況でございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

先ほどお話しました口腔崩壊の基準である10本に満たなくても、5本以上、虫歯がある子供たち、また未処置の生徒の具体的な数というのは、毎年、把握されてるというふうに捉えておりますが、具体的な人数を小中学校で教えていただひてよろしいでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） こちらですが、5本以上で、先ほど10本以上ということなんですが、10本未満で、5本以上10本未満で虫歯のある児童・生徒数という形で確認をさせていただきましたけども、小学生では156名、中学生が80名という形で、合計236名という形で把握してございます。やはりこの方々で、歯根しかないという児童の状態、児童・生徒については把握はしてございません。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

さまざま学校が、もう数年前に比べれば積極的に、この虫歯をなくすための取り組みをしていただいているというのは、各学校に訪問してお話をすると、非常に取り組んでいただいているなどというのも認識はしております。そのあたり虫歯をなくすための取り組みを、少し詳細を教えていただけますでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） 各学校におかれましては、毎年度つくっております学校歯科保健の取り組みプランというものに即しまして、例えば毎日、または歯磨き週間を設けて給食後の歯磨き指導を行うですとか、口腔、お口と歯の健康に関するポスターの応募ですとか校内掲示を行ったりですとか、また保健日よりや掲示板を利用して歯のブラッシング、それから歯肉炎や虫歯についての啓発という形で、そういったものを活用するですとか、あるいは学校歯科医、歯科衛生士によります歯科講話ですとか歯科の保健の指導、また朝会などにおけます養護教諭の先生からの歯科講話等、学校によって工夫をしながら実施をしているというところでございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

定期的な歯磨き指導などで効果も大変出ているということは、この質問をさせていただくたびに、教育長のほうからもお話をいただいております。口腔崩壊をしている、もしくは準ずる生徒への家庭も含めた今後の指導の現状を、現状、課題、それから今後の対応について少しお話をさせていただければというふうに思います。

○教育総務課長（石川博隆君） 学校におきましては、担任の先生や養護の教員の先生が、こういうことに対しては個人面談ですとか受診勧奨を行って、受診につなげようというふうに努力をしておりますが、実際に受診したよというふうな結果が返ってくる件数が少ないように思われるのが現状でございます。今後の対応につきましては、保護者の親御さんを交えた面談を通しまして、本人だけでなく保護者の方にもちょっと意識を変容させるような働きかけ、こういったものを強めていきたいと、そういう必要があるのではないかとというふうに考えてございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

今後の対応についてというところで、さらにもう一步踏み込んでいただいて、歯というのは本当に大事な部分ですので、ぜひ取り組んでいただけますよう要望させていただきたいと思います。

学校歯科保健活動における現状と課題、今後の対応については、いかがな取り組みをされてるか、少し教えていただければよろしいでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 現在、教育委員会で策定しております学校歯科保健の取り組みプランに即しまして、各学校におきまして家庭、また歯科医師会、学校歯科医の先生方と連携して活動を実施している状況でございます。課題といたしますと、先ほどの教育長の答弁にもございましたように、本来は治療のために歯科医師のところまで治療が必要なわけでございますけれども、治療してきたという戻しといいますか、返戻率が低いということが上げられます。今後につきましては、今考えられるものは、やはり児童・生徒だけではなく、御家庭の御理解、御協力が欠かせませんので、引き続き学校のほうからできることとしましては、保護者の方にぜひ歯科医師にかかっていたきたい、あるいはかかりつけの歯科医を持つことの大切さ、また歯と口の健康がどれだけ大切なのかということも、折を見て、機会を見て、強く訴えかけていきたいと思っております。引き続き

き教育委員会としましては、学校を通じて歯科医師会、また御家庭と連携して児童・生徒の歯の健康保持のため、また向上のために積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

前の一般質問のときも、学校公開の場を使ってさまざまな保健の親御さんに向けての取り組みをしてもらいたいということを要望させていただきましたが、小学生のうちの虫歯は親の責任だということを前もお伝えをさせていただきましたが、親の意識をやはり少し上げないと、親の影響で口腔崩壊になってる子供たちは、非常に何て大変な思いをしてるのかなというふうに、ここでは捉えておりますので、そのあたりは改めてできる範囲で、校長会を通じてまた取り組んでいただくことを強く要望していただければと思います。

第六小学校で行ってるフッ化物洗口のことも前も質問させていただきましたが、例えばまずこの六小で対象学年を拡大をしていくことであったり、他の学校へということに関しての取り組みに関して、このあたりをどの程度、今後取り組んでいけるのかを、この部分ではちょっと教えていただいてよろしいでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 現在、市内では第六小学校におきまして歯科医師会、また学校歯科医の御協力、御指導のもとでフッ化物洗口を実施しております。今後の方向性といたしましては、まずは六小のほうから、教育委員会のほうから、フッ化物洗口というのはどのような意義があつて、どのような効果が期待されるのかということ、他の保護者にも、また他の学校にもよく周知をして、ほかへの広がり、機運が高まりましたら支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。ぜひ、そちらよろしくお願ひしたいと思います。

最後の成人歯科検診の部分、ちょっと最後、お尋ねしたいというふうに思います。

成人歯科検診における現状、課題、今後の対応ということで先ほど市長の答弁ありましたが、受診者数の向上、それから若干少ないというふうに向っている部分があります。それから、受診をしてもらうための考えであつたり、具体的な取り組み、このあたりをどのように捉えているかを、ちょっと教えていただいてよろしいでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 歯周疾患検診の受診者数の向上に向けた取り組みについてでございますが、受診者数の向上には利便性が重要であるとの考えから、平成28年度は40歳の1,246人の方に、検診案内とともに検診表を送付し、歯科医療機関へ予約が直接できるように利便性の向上を図ったものでございます。また、40歳以外の方には案内はがきを送付し、386人の方から申し込みを受け検診表を送付いたしました。しかしながら、受診者数は40歳の方が84人、そのほかの方は215人、合計299人ということで定員に達しなかったものでございます。

このようなことの要因でございますけれども、申し込みをしたのに受診をしなかった理由といたしましては、体調不良などで検診受診の機会を逃してしまったこと、また痛みがないことから安心感があり受診しなかったこと、またかかりつけ歯科医で定期的な歯科検診を受けていることなどが推察されるというふうに考えてございます。

受診してもらうための考えについてでございますけれども、歯科医療機関では歯科検診と同時に行われることが一般的となっております歯などの口腔のクリーニング、また歯石除去につきましては、検診とは異なり歯科治療の一環となります。そういった歯科治療は歯周疾患検診の内容には含まれていないことなど、そういった

た検診の内容をより具体的に周知することが必要であるというふうに考えております。また、既にかかりつけ歯科医をお持ちで、定期的な歯科検診をお受けになってる方には、歯周疾患検診は不要であることなどについても、周知を強化する必要があると考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

高齢者の皆さんに対して、歯科検診の必要性があるのではないかとというふうに私は捉えております。このあたりのお考えと、それから東京都の後期高齢者医療連合管内における実施状況、この2つをちょっと教えていただいでよろしいでしょうか。

○保険年金課長（越中 洋君） 高齢者の方に対する歯科検診の必要性ということでございます。現在70歳以降の高齢者の方に、市では歯科検診は実施してございませんが、東京都後期高齢者医療広域連合におきまして、口腔機能の低下や誤嚥性肺炎等の疾病予防を通じまして、被保険者の健康の維持増進等を図るということを目的といたしまして、平成30年度より歯科健康診査補助事業が実施されることとなりました。このことから、この補助事業の活用につきまして検討する必要があるというふうに考えてございます。

また、現在、広域連合管内におきましては、こちら平成27年度の実績ということでございますが、75歳以上の方を対象といたしました歯科健康診査を実施している自治体は、62団体中28団体ということになってございます。また、平成30年度のこの補助事業を活用した実施につきましては、現在、広域連合におきまして意向調査を行ってございます。集計の結果の公表につきましては、年明けになるというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） 最後になりますが、健康維持の面からでも、他市で実施している高齢者の歯科検診を東大和市でも実施する必要があるのではないかなというふうに捉えておりますが、そのあたりの認識を教えてください。

○市民部長（村上敏彰君） 市といたしましても、高齢者の健康維持のための口腔ケアの必要性は十分認識しているところでございますので、引き続き歯科検診実施に向け検討を行うとともに、検査内容につきましては東大和市歯科医師会に御相談をしながら準備を進めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

さまざまやりとりをさせていただきました。最後、要望させていただきませんが、子供たちの部分、それから成人歯科検診、それから高齢者の部分で触れさせていただきました。歯が持つ当然役割は、食べ物をそしゃくする。それから、食事を何よりも楽しむ。それから、表情を豊かにして、高齢者でいえば瞬発力をよくしたり、発音を助けたり、異物を口の中でより分けるといふさまざまな効果が当然あります。先ほど口腔崩壊のお話をしましたが、10本以上も虫歯が当然あつたり抜けていたりすれば栄養の吸収を当然妨げる。運動能力を、当然歯を食いしばってやるスポーツはできませんので低下さしてしまう。また、老化を当然早めてしまうということがあります。また、認知症を早めるということの効果がありますね。ああ、効果というか、そういう認知症を早めてしまうということの結果が生まれてしまうということもあります。

日本人の歯の平均の本数は、80歳だと、よくCMやってますから、8本だというふうにならわれています。先進国では、スウェーデンだと25本だというふうにならわれています。アメリカは15本ですね。このあたり、日本に比べて、当然すごく少ないなというふうに捉えております。やっぱりかかりつけ医を持つということ、先ほど教

育委員会のほうでお話ありましたが、歯医者さんの位置づけだというふうにやっぱり捉えてるんですね。いかにかかりつけ医を持つということが大事かということなんです。

日本は、歯医者さんは虫歯や歯周病になってから治療に行く場所というのが日本の認識ですが、先進国では虫歯や歯周病にならないために予防に行く場所が歯医者さんという認識が、当然多々広がっておりますので、多くの方が年齢を重ねても自分の歯で食事ができたり、楽しんでいれるということは、非常によいことだと思います。いつ始めても遅いということはありませんので、教育委員会のほう、それからさまざまな福祉の部分でも、口腔の健康というのは大変大事だというふうに捉えておりますので、ぜひ引き続きいつが早い、遅いということはありませんので、捉えていただきますよう市民への情報通知も含めて、前向きな取り組みをしていただきますよう要望させていただきますまして、私の一般質問を終わらしていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、蜂須賀千雅議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 根 岸 聡 彦 君

○議長（押本 修君） 次に、10番、根岸聡彦議員を指名いたします。

[10番 根岸聡彦君 登壇]

○10番（根岸聡彦君） 議席番号10番、自由民主党の根岸聡彦です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は、子育てしやすいまちづくりについて、東大和市の緑地について、都市農業の振興についての3点について質問をさせていただきます。

まず、子育てしやすいまちづくりについてであります。

市長は、子育てしやすいまちづくりを最重点施策として、さまざまな取り組みを推し進め、一定の成果を生み、評価を得ているものと拝察いたします。子育て環境を整備し、よりよい状況をつくり上げていくということは、少子化により人口減少が大きな社会問題となっている中で、子育て世代の方々が転入していただくための大きな要因を提供することになり、将来のまちの発展に大きく寄与するものと考えられます。そこで、今回は取り組み内容や成果に対する認識について、また現在の取り組みに対して若干疑問に感じていることも含めて伺いたいと思います。

①子育て環境の整備について。

アとして、現状に対する認識は。

イとして、今後の課題と展望は。

②子育て支援施策について。

アとして、取り組みに対する現時点での成果は。

イとして、今後進めようとしている施策は。

2番目の東大和市の緑地についてであります。

東大和市は、人工湖ではありますが、多摩湖という東京26市の中で唯一地図上に湖が記載されており、その南側には狭山緑地、都立東大和公園という緑地を有している非常に豊かな自然が保たれているところであると認識しております。市民の憩いの場として、また市外からの訪問者が自然を楽しむ場として、緑地保全に対する取り組みの内容、そこに生息する動植物への対応等について伺いたいと思います。

①緑地の保全について。

アとして、緑地保全に向けた取り組みの状況は。

イとして、緑地に生息する動植物の適正な管理に対する取り組みは。

ウとして、今後の課題は。

②狭山緑地の管理について。

アとして、管理施設の整備状況は。

イとして、今後必要とされる対策は。

3番目、都市農業の振興についてであります。

農業の振興、農地の保全の重要性は常日ごろから言われてきていることではありますが、依然として農地は減少しております。また、農業者の育成には苦慮している現状があると思われまます。市内の農地を守るためには、今までの取り組みとは違う観点、違う手法で進める必要があるのではないかと感じている次第であります。また、市長は就任の際に、これぞ東大和というものをつくりたいと述べられておりました。現在、東大和市にも他市に誇れる特産物はあると信じておりますが、新たな観点から特産品をつくり出していく必要も、またあるのではないかと思います、市の考えを伺いたいと思います。

①都市農業に対する支援施策について。

アとして、市内農地の現状に対する認識と課題、今後の対応は。

イとして、市内の農家に対する支援施策の現状と対応策は。

②東大和市の特産品について。

アとして、特産品に対する市の考え方は。

イとして、JAを初めとする関係団体との連携状況は。

ウとして、今後の課題と対応は。

以上、壇上での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁も踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[10番 根岸聡彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、子育て環境の現状に対する認識についてであります。市では平成27年度から「日本一子育てしやすいまちづくり」を目指し、保育施設の定員の拡大、病後児保育室のお迎えサービスの開始、保育コンシェルジュへの配置、年末保育及び休日保育の実施、居宅訪問型保育事業の新設、学童保育の対象学年の拡大及び保育時間の延長、「赤ちゃん・ふらっと」などの子育て施策を推進し、適切な時期に着実な環境整備を図っているものと認識しております。

次に、今後の課題と展望についてであります。「日本一子育てしやすいまちづくり」を目標に掲げ、今後もさらなる子ども・子育て支援施策の充実を図り、東大和市で子供を産み育てたいと希望する若い世代をふやすことが課題であると考えております。展望につきましては、目標に向かって施策を着実に推進していくことにより、当市の出生率の向上及び出生数の維持につながるものと考えております。

次に、子育て支援施策の取り組みに対する成果についてであります。保育施設の建て替えや新設により定員の拡大が図られましたことから、待機児童につきましては平成28年度は7人、平成29年度は3人と着実に解消しつつあります。また、新たに実施しましたさまざまな事業を含めた子育て支援施策全般につきましては、

民間の調査機関の共働き子育てしやすい街ランキング2017、総合編で全国第3位となるなど高い評価をいただいているものと考えております。市民意識調査におきましても、子育てしやすいまちであると思う市民の割合が増加していることから、子育て支援策の取り組みが成果としてあらわれているものと考えております。さらに、当市の合計特殊出生率につきましては、過去5年間、1.5前後で推移しており、都内区市では常に上位にランクされていますことから、子育てしやすい環境整備の効果があらわれているものと考えております。

次に、今後の子育て支援施策についてであります。保育施設につきましては、保育士の確保が大変難しくなっておりますことから、待機児童解消及び保育の質の維持のために、保育士を確保しやすい環境の整備を図ることが喫緊の課題であり、今後、具体的な施策の検討を進めてまいりたいと考えております。また、学童保育につきましては、民間活力の導入や学校内学童保育所の設置に向けた検討などを進めておりますが、待機児童の解消及び保育の充実に向けたさらなる施策を検討していくことが必要であると考えております。さらに、家庭で保育を行っている保護者が気軽に外出できるよう、子育てひろばや「赤ちゃん・ふらっと」など、整備のさらなる充実を図っていくことが必要であると考えております。

次に、緑地保全に向けた取り組み状況についてであります。東大和狭山緑地の保全につきましては、東大和市狭山緑地雑木林の会の協力を得て、適切な雑木林としての管理、保全に取り組んでおり、日常の維持管理につきましては公益社団法人東大和市シルバー人材センターへ委託しております。

次に、緑地に生息する動植物の適正な管理についてであります。自然が豊かな狭山緑地には多種多様な動植物が存在しております。動物につきましては、在来種のタヌキのほか外来種ではアライグマやハクビシンなどが生息しております。また、植物につきましてはイチリンソウやニリンソウなどの自生地を初め、平成29年7月には北多摩地区で絶滅とされている種の発見などがあり、専門家の御意見やアドバイスを受け、適切な管理、保全に努めております。

次に、今後の課題についてであります。害獣と言われるハクビシンやアライグマへの対策や希少生物、希少植物の適切な保護、保全が必要であります。害獣対策につきましては、平成29年10月から住宅地における対策を講じておりますが、6地内においての対応は今後の課題となっております。

次に、管理施設の整備状況についてであります。狭山緑地管理事務所につきましては、老朽化により建て替えを予定しております。建て替えの内容につきましては、現在の管理機能を維持した上で、ボランティア団体等の活動拠点の機能を加えて設計を行っており、平成30年度末の完成を予定しております。

次に、今後必要とされる対策についてであります。狭山緑地は雑木林を初め鳥や植物の観察など、自然に親しみ触れ合う場であります。そのためには、散策路の整備や樹木の萌芽更新など、生物多様性を重視した安全で快適な施設として保全、管理していくことが必要であると考えております。

次に、市内農地の現状に対する認識と課題、今後の対応についてであります。市内の農地はそのほとんどが市街化区域にあるため、住宅化の進行により減少が進むなど極めて厳しい状況であると認識しております。こうした都市化の影響に対応するためには、都市近郊の立地条件を生かした生産性や収益性の高い農業の確立や、農業後継者の育成等を図ることが重要な課題であることから、新たな農業振興の方向性を示す中で地域農業の活性化を図り、都市農業の維持、保全に努めてまいりたいと考えております。

次に、市内の農家に対する支援の現状と対応策についてであります。農業経営の改善の目標に対して意欲的に取り組む認定農業者には、計画達成に必要な資機材の導入の支援を、また都市農業の継続及び近代化を図

るため組織した農業生産集団には、生産用資材などの導入を支援することにより、都市農業の推進に努めております。また、農業の担い手不足が課題となっていることから、機械化や援農ボランティアの活用などの取り組みを進めているところであります。

次に、特産品に対する市の考え方についてであります。市内で生産される狭山茶や多摩湖梨などは広く消費者にも認知されており、市を代表する特産品であると認識しております。こうした生産物は、独自性や生産量の点からも深く地域と結びついており、地域活性化のために大変重要な役割を果たしていると考えております。

次に、関係団体との連携状況についてであります。特産品の付加価値を高め、ブランド力を発揮させるためには、生産品の質をさらに高めることが重要となりますことから、JA東京みどりや関係団体と連携した共進会の開催や、病害虫の巡回指導などに取り組んでいるところであります。

次に、今後の課題と対策についてであります。市を代表する特産品である狭山茶や多摩湖梨などのように、ブランド力をあわせ持った高い品質の農産物を1つでも多く生み出していくことが課題であると認識しております。こうしたことから、関係団体との連携を図る中で、地域特性を生かし、他の産地との差別化を図ることのできる新たな農産物の生産に取り組むなど、東大和ブランドの構築を目指してまいりたいと考えております。以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○10番（根岸聡彦君） 御答弁、ありがとうございました。

子育てしやすいまちづくりに関しましては、平成27年の第2回定例会において質問させていただいております。そのときに、子育てしやすいまちの姿について、地域全体で子供や子育て世帯を支え、活気ある生き生きとした生活を送るとともに、学校での学力向上や社会生活を通して、文化や習慣、ルールを身につけ、子供たちが心身ともに健やかに育つ環境が必要である。また、この時期での子供たちへの投資が、将来の東大和市の発展につながるものと考えていると御答弁をいただいております。

まず、この認識は現在も変わらないものであるのか伺います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 現在におきましても、この考え方に変わりはありません。この時期におけます子供たちや子育て世帯の支援を充実することは、将来の東大和市を支える世代への投資につながるものと考えておまして、当市で子供を産み育てる世帯をふやすために、子育て施策を最重要施策と掲げまして「日本一子育てしやすいまちづくり」を目指しておるところでございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 先ほどの市長答弁にもございましたが、「日本経済新聞社と日経BP社の共働き子育て家庭向け情報サイト「日経DUAL」が実施した、子育て支援制度に関する調査において、東大和市が「共働き子育てしやすい街」で総合3位となりました。」とホームページには載っておりました。「日本一子育てしやすいまちづくり」を掲げ、もろもろの施策に取り組んでおられる尾崎市政としては、非常に喜ばしいことと考えます。どのような施策が、どのような評価につながったとお考えでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 「日経DUAL」は、各自治体の得点は発表しておりますが、詳細については発表してございませんので、あくまで推測でございますが、まず1つ、29年4月1日時点の待機児童数が3人と少ないことが挙げられます。これは多摩地域で2番目、都内で5番目に少ないという状況でございます。次に、これは全国から問い合わせ、今いただいておりますが、病児・病後児保育室のお迎えサービス、これをやって

いることが挙げられます。それから、保育コンシェルジュの複数配置でございます。これは保護者にとっても非常に好評でございます。それから、休日保育や年末保育、居宅訪問型保育、これらも実施しております。また、保育士確保策として、保育士の採用推進助成金制度、こちらも設けていることが、これらが評価につながっていると考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） さまざまな施策が、総合して評価につながってきたんだというふうに理解をいたします。

この統計に関していえば、1位の豊島区が67点、2位の港区が65点、同率3位で東大和市、渋谷区、福生市が64点となっております。それぞれの自治体で強み、弱みはあると思いますが、当市の強み、そして弱みはそれぞれどのようなところにあると分析しているのでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） これはあくまでも推測でございますが、まず1つは待機児童数の少なさ、それから病児・病後児保育室のお迎えサービス、それから保育コンシェルジュの複数配置、これらが高い点になっていると考えております。弱みとしては、学童保育所のほうがまだ待機児童数が多いということでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 子育てしやすいまちづくりというのは、他の自治体と競争するような性格のものではないと思いますが、子育て環境の整備について、これだけは他市に負けない、あるいは負けたくないという思いで取り組んでいる施策はあるのでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 現在、保育を希望する保護者の方と児童が保育園等に入園できるように、何としても待機児童を解消したいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

また、昨年より配置されました保育コンシェルジュについてですが、配置されたことによってどのように機能し、どのような成果が上がったのでしょうか。また、保育コンシェルジュに関して、さらに求められる機能、あるいは役割等について伺いたいと思います。

○保育課長（宮鍋和志君） 現在、当市は保育コンシェルジュについては、1名は保健師資格を持つ職員、もう1名については保育士資格を持つ職員の合計2名を配置しております。保育の窓口には、実は子育てに悩んだりお子さんの障害とか、自身の疾病、それからDV、生活がいろいろ困難だと、そういうような問題を抱えた保護者の皆様が窓口にお越しになります。東大和市の保育コンシェルジュにつきましては、単に入りやすい保育施設の紹介だけではなくて、相談内容に応じて関係機関と連携したり、つなげたり、あとは問題を抱えた保護者に保育園等を一緒に見学に同行したり、そのような寄り添った対応を実施しております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 居宅訪問型保育事業が新設されましたが、事業の実施状況はどのようになっていますでしょうか。また、この事業について、今後の展望はどのように考えているのでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 居宅訪問型保育事業につきましては、今年度から開始してございます。春ごろから、実は保育コンシェルジュのほうに御相談が1件ございまして、9月になって東京小児療育病院の医師の判断を仰ぎましたけれども、期間が経過したところ、幸い児童の障害の状況が大幅に改善されまして、これだと集団保育で何とかできるのではないかと、そういうような御判断いただきました。このため、現在は対象者がいない状

況でございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 子育て環境の整備につきまして、世間の評価として待機児童数、待機児童の数だけが問題視されるような傾向にあるようなところもあります。子育てしやすいまちというのは、待機児童が減る、あるいはなくなるということも非常に大切な要因ではあると思うんですが、それだけではないはずであります。子供が育つということは、子供たちが大人になったときに、社会の中で正しく生きていく方法を身につけながら成長していくことができる環境を整備すること。例えば必要な自己主張、自己提示、自己表現が、自分が置かれた状況に合わせてしっかりできるとか、時に周囲の人たちと協力して何かを行うことができるとか、また人の意見はしっかり聞く、そういったことができるような教育やしつけをしっかりと受けながら育てられなければ、本当の意味での子育てしやすいまちにはつなげていけないのではないかと考えるのですが、市の認識としてはいかがでしょうか。

○子育て支援部副参事(榎本 豊君) 少子高齢化が進みまして、労働力不足が深刻になっておる現状におきまして、就業と子育ての両立の実現に向けて、待機児童の解消が子育て環境の整備における最重要課題の1つであると捉えまして、当市では子育て施策を推進してるところでございます。

議員の指摘がございました教育やしつけについてでございますが、最近は幼児期に非認知能力を育成することが重要となってきたとのことでございます。非認知能力とは、目標達成するための忍耐力とか自己抑制力、それから他者と協力するための社会性や敬意ですね、それから3つ目として言動を抑制するための自尊心や自信をつけさせるということでございます、子供主体の遊びで育つと言われておるところでございます。

非認知能力は、小学校以降の学力の土台となりまして、将来の仕事の成長に結びやすいとも言われておりますが、生涯にわたって自分を成長させたり、豊かな人間関係を構築したり、人生のあらゆる営みの支えとなるとも言われておるところでございます。

平成29年3月に改訂されました学習指導要領に、これらの内容も組み込まれまして、あわせて保育所保育指針、幼稚園教育要領も改訂されたところでございます。この非認知能力を身につけさせ、幼児教育の実践などによりまして、心豊かで協調性や思いやりがある子供たちが、当市の町なかにあふれるようになるような、子供中心の施策を検討し実施していくことが、当市が目指しております日本一子育てしやすいまちに近づけるものと考えておるところでございます。

以上です。

○10番(根岸聡彦君) ぜひ、そういった施策を続けていただきたいと思います。

また、今述べさせていただいたこと以外に、市としてお子さんを育てる上で、また子供が育っていく上で、大切なファクターになるというふうに考えているものがあれば、教えていただけますでしょうか。

○子育て支援部副参事(榎本 豊君) 市といたしましては、子供や子育て家庭が、地域の中で安心して孤立することなく子育てできる環境整備に、引き続き取り組んでいくことが重要であると考えているところでございます。具体的には、妊娠期から出産、子育てまでの切れ目のない支援、困難を抱える家庭に対する包括的な支援、親と心豊かに触れ合える時間を持つようなことができるような場所づくり、例えば特色のある公園とか子育てひろばなどでございますが、それとか他の家庭との交流ができるような事業の実施、子供を中心とした子ども・子育て支援施策の充実などが挙げられると考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 現在、市で取り組んでおられるさまざまな施策が、やはり子育てしやすいまちづくりにつながっていているのだということを確認いたしました。

子育てしやすいまちづくりにおいて、子供を育てるための環境を充実させるということは、非常に大切なことであると思います。就学前のお子さんを預かっていただく施設としては、保育園のほかに幼稚園があると思いますが、市として幼稚園という施設を子育てしやすいまちづくりという観点から、どのように位置づけているのでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 議員がおっしゃるとおり、就学前の子供さんを対象とする施設としましては、保育園のほかに幼稚園とか認定こども園等がございます。どのような施設に子供さんをお預けになるかは、あくまで保護者の事情とか考え方にお任せしております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 保育園に対する補助金、あるいは保育園に入ったお子様や御家族に対する補助金、補助金に関してさまざまあると思うのですが、現在、東大和市にはどのような補助金の制度があって、どの程度支給されているのでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 保育園に対しましては幾つかありますが、まず特別な支援が必要な児童の受け入れ体制を確立するためのものとして、例えば障害児を保育するために保育士を加配するための費用として、月額15万4,420円に該当児童数を乗じた金額、そういう補助制度がございます。また、さまざまな保育ニーズに対応するためのものとして、例えば成長の著しい、お母さんが産休明けのゼロ歳児ですね——を安全に保育するために看護師さんを配置するための費用として、最高47万1,400円の補助事業、こういうのがございます。なお、保育園に入った子供さんに対する補助金は特にございません。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 子育てという分野に関しまして、保育園が担う役割と幼稚園が担う役割について、どのような違いがあるのでしょうか。もしあるとするならば、どういう点が違うのかを教えてくださいと思います。

○保育課長（宮鍋和志君） 保育園が担う役割といたしましては、まず児童を保育することとされてございます。児童福祉法の24条は、保護者の労働や疾病等の理由によって、乳児、幼児等の保育ができない場合に、保護者から申し込みがあったときは、原則的に市町村が保育園で、保育所で保育しなければならない旨を定めております。これは保育が困難な乳児、幼児の保育を市町村の義務としているものでございます。

一方、幼稚園でございますが、学校教育法の1条により、学校であると明確に位置づけられてございます。なお、現在、小学校、中学校につきましては義務教育とされ、学校教育法16条で保護者に対し、子に義務教育を受けさせる義務を課しております。また、19条では、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対しては必要な援助を与えることを、これを市町村の義務としてございます。

このように、保育園も幼稚園も就学前の児童を対象とする施設ではございますが、市町村に対する義務づけの有無に違いがございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 先ほど保育園に対する補助金について伺いました。幼稚園に対して支給されているものというのは、何かあるのでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 幼稚園さんのほうですが、子ども・子育て支援新制度、こちらのほうの枠に入って

乗っている幼稚園さんにつきましては、まず国と東京都、市が分担し給付費を支給させていただいています。それから、東京都と市から保護者補助金というのを支給してございます。こちらは最大月額が9,800円でございます。それから、子ども・子育て支援新制度に乗っていらっしゃる幼稚園様につきましては、幼稚園に対する給付費というのではなくて、保護者に対し就園奨励費、こちらは年額で30万8,000円、最大ですが——と保護者補助金、最大、月額9,800円を支給して、就園しやすい環境の整備を図ってございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 保育園と幼稚園については、その法律上の規定の違い、あるいは保育園は保育を目的としたものであって、幼稚園はまず学校であるというような御答弁をいただきました。補助制度についても、その位置づけの違いから、そういった違いがあるんだろうなというふうに思えるのですが、こういった違いについて、例えば他市の状況についてどのようになっているのか、いわゆるその保育園に対する補助、幼稚園に対する補助の違いの部分、あるいは幼稚園にも保育園にも出されている補助があるのかどうか、そういった他市の状況がどうなっているのか。また、当市の状況についてはどのように認識しているのか、そのあたりを教えてくださいませんか。

○保育課長（宮鍋和志君） 幼稚園と保育園の補助金の違いについては、他市状況、全部把握しているわけではございません。なお、幼稚園に通う保護者に対する補助金の1つに保護者補助金というのがございますが、そのうち東京都の都の負担金、負担額に市が上乗せしている金額につきましては、今把握してるのは27年度の状況だったんですが、26市中12番目の水準、3,600円を上乗せしてございました。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 現在、認定こども園の認定を受けた幼稚園が市内に1園ありますが、子育てにおける認定こども園の位置づけはどのようになっているのでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 市内に認定こども園の認定を受けられた幼稚園様は1園ございます。保育園に対しましては、市に保育義務がございますので、重度の障害児につきましても、土曜日につきましても、またゼロ歳児につきましても保育をお願いしてございます。これに対し、認定こども園に対しては、現在そこまでは対応をお願いしてはございません。具体的には重度の障害児の保育とか土曜日の保育、ゼロ歳児保育については、認定こども園さんには求めてございません。特に強い障害等がないお子さん、土曜日を除く平日に保育が必要な場合に預かっていただくという位置づけになってございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 認定こども園としての認定を受けることのメリット、デメリットについて、それぞれどのようなものがあるのでしょうか。また、認定こども園として受けられる補助としては、どのようなものがありますでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 認定こども園の認定を受けることのメリットでございますが、2号認定、3号認定のお子さんにつきましては、市が一括して募集、入園決定、給付費の支払いをすることと、保育料も応能負担となるため、園児を集めやすくなることから、経営が安定するということがございます。デメリットとしては、東大和市民を優先して募集し、入園者を決定するため、他市民の児童を受け入れられないということがございます。現在、市内の認定こども園につきましては、重度の障害児に対する保育とか土曜日保育、それから零歳児保育等はお願いしてございませんことから、それらに対する補助はいたしておりません。現在、認定こども園に対する補助制度としては、キャリアアップ補助とか保育サービス推進事業費、これアレルギー対応とか外

国人の方を受け入れるとか、小中学校の小中校生の保護者体験補助、そういうことを受け入れてくださる場合の補助金です。それから、宿舍借り上げ補助、一時預かり事業等がございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 補助に関してになりますけれども、保育園に対する補助、幼稚園に対する補助、それぞれの目的に応じたものが支給されているのだというふうに理解をいたします。

他市において、幼稚園に対して補助制度を持っている自治体があると思うんですが、他市のいわゆる幼稚園に対する補助制度、どのようなものがあるのでしょうか。例えば小平ですとか西東京ですとか、三鷹、武蔵野あたりで実施されているものがあれば、もしわかれば教えていただければと思います。

○保育課長（宮鍋和志君） ざっくりでございますが、把握したものを御説明します。

小平市さんのほうですが、私立幼稚園協会一般事業補助金ということで、私立幼稚園協会様に156万円、支出してると聞いています。それから、幼稚園アットホーム事業費補助金ということで、これは実は保育園さんのかわりに幼稚園さんのほうでお子さんを預かり保育してくださいということらしいんですが、1人から5人までだと月7万円、6人から10人までだと月10万円というような数字がございます。それから、心身障害児教育補助金として、3万円掛ける人数分、そのようなところが見えていますが、西東京市ですが、私立幼稚園補助金、こちらは27万円が基本額で、それから1万4,000円掛けるクラス数、あとはまた先ほどと同じですが、私立幼稚園預かり保育事業補助金、保育園のかわりにお子さんを預かっていただくということで146万円から667万円という数字が出ておりました。あとは武蔵野市ですが、入園料の補助金ということで、入園料3万円、お子さん1人当たり3万円で補助されてるようです。あとは私立幼稚園、やっぱり預かり保育拡充事業補助金ということで、基本額がお一人様当たり40万円、それから実績分で11万4,000円から51万円という数字が出ておりました。いずれもなかなか、実はこちらの市はなかなか裕福なこともございますが、どうも実は、保育園の整備率が低いことから、いろいろ幼稚園様をお願いしてるような状況があると聞いております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

補助金の問題に関しては、今の御答弁の中でもありましたけれども、お金が絡んでくる話になります。当然のことながら財政状況等をにらみながら、そちらのほうと、お財布の中にはないものを出すわけにはいかないわけですので、非常に難しい話になっていくんだろうなというふうには思いますが、幼稚園に対する補助に対して市として検討が必要ではないか、あるいは今後検討してもいいのではないかとこのように思われるものがあるとしたら、それはどのようなことでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 先ほど来、課長のほうから御説明申し上げさせていただいておりますけれども、幼稚園に関しましては基本的には認定こども園というような制度がございますので、そちらのほうの認定などを受けていただくというようなことを、今後も引き続き進めてまいりたいというふうに考えております。また、内容的に保育園と同一の内容を実施していただけるというような場合には、補助条件を合わせていくというようなことも、一つの検討課題になるかなというふうには考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 子育て施策に関して、当面、今年度と来年度で行っていかうとしている取り組みはどのようなものがありますでしょうか。また、今後、5年以内に取り組みを開始し、一定の成果を上げようという計画している事業はありますか。そしてまた10年後の東大和市における子育て環境がどうなっているの

か、そういったグランドデザインをお持ちであれば、お聞かせいただきたいと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 3点、御質問いただきました。

まず、子育て施策で今年度と来年度、行っていこうとしている取り組みにつきましては、まず本定例会の初日に補正予算の議決をいただきました保育施設等に設置いたしますベビーセンサー、こういったものの使用を各園にさせていただきますことで、乳児の睡眠時の安全の向上に努めていきたいというふうに考えております。

また、保育施設や学童保育所の施設整備につきましては、進行管理を徹底することにより、平成30年4月からの開所を迎えたいというふうに考えております。

それから、保育士の不足というのが、大変どこの園も、特に東京都内では非常に大きな問題となっております。そのためには、保育士採用推進助成金、この活用をさらに法人に対して促してまいりたいというふうに考えております。

次に、今後、5年間の取り組み、それから一定の成果を上げようとしている計画等についてでございますけれども、次期、東大和市子ども・子育て支援事業計画につきましては、平成31年度末に策定をする予定としております。この計画の次期計画につきましては、平成32年度から平成36年度までの5年計画の予定としております。その計画を策定する際には、子育て世代の皆様に対するニーズ調査を実施いたしまして、必要な子育て支援施策を検討し、「日本一子育てしやすいまちづくり」に寄与できる計画としたいと考えております。

最後に、10年後の東大和市における子育て環境のグランドデザインについてでございますけれども、10年後の人口減少、それからさらなる少子高齢化などが社会的に言われているところでございますが、これらの進行を見据えながら、持続可能な子育て支援施策を適切に提供していけるよう、限られた財源を有効的に配分しつつ、日本一子育てしやすいまちとして、若い子育て世代の皆様にも東大和市を選んでいただいて、定住して安心して子育てしていただけるような環境となるよう、引き続き整備をしてまいりたいというふうに考えております。

これらの着実な施策を推進することによりまして、東大和市子ども・子育て支援事業計画の基本理念としておりますあふれる笑顔で豊かな心と幸せを育むまちの実現が図られるものと考えております。

以上でございます。

○議長（押本 修君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

---

午後 1時29分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番（根岸聡彦君） さまざま御答弁いただきまして、ありがとうございました。

「日経DUAL」が実施した調査において、東大和市が「共働き子育てしやすい街」で総合第3位を獲得したということは、市としてさまざま取り組みを着実に実施してきたことの評価であるというふうに私も思います。今後いろいろな課題がある中で、しっかりと取り組みを行って、本当の意味で日本一子育てしやすいまちと誰もが認められるような、そういうまちづくりを進めていっていただきたいと思います。

また、今回、幼稚園の補助についての質問もさせていただきました。お金が絡む話でありますので、なかなか他市と同じようにということにはいかないということは重々承知をしておりますが、今後の検討、あるいは研究の対象としていただければと思います。

以上で、まず最初の質問を終わらせていただきます。

2つ目の東大和市の緑地についてであります。

雑木林の会の活動につきましては、さまざま聞き及んでいるところでありますが、東大和市シルバー人材センターへ委託している業務の内容については、どのようになっているのでしょうか、教えていただきたいと思っております。

○環境課長（関田孝志君） シルバー人材センターの業務の内容でございますが、来園者の案内、緑地内の見守り、トイレの点検、緑地内のごみの回収、分別、駐車場の鍵の管理と、このようなことでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） シルバーから派遣されている方の業務に対する安全管理の面での体制は、どのようになっていますでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） シルバー人材センターの管理のもと、行われているものと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） シルバーから派遣されている方と雑木林の会の方々との作業内容のすみ分けというのは、どのようになっていますでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） すみ分けにつきましては、雑木林の会、シルバー人材センター、また環境課、この三者で年2回ほど会議を開催しまして、管理の方針や実施の打ち合わせなどを行っているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 害獣対策について、平成29年10月から住宅地における対策を講じているが、緑地内においての対応は今後の課題であるという答弁があったと思います。現在講じている具体策と今後の課題とした理由は、どのようなところにあるのでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 現在のところ害獣がないという状況の中から、自然のままになっているというのが現状でございます。今後もし数がふえ、実害が伴うようなことになると、捕獲するという形の策も視野に入れて検討せざるを得ないというふうを考えてるところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 課題解決に向けて何か講じられる策というものはあるのでしょうか、市として今後どのように取り組んでいこうとされているのでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 課題の解決が必要となったという場合については、捕獲により頭数を減らすことになるのではないかというふうを考えてございます。また、捕獲に当たっては広域的に面的な対応が求められるというふうにも考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 害獣については、アライグマ、ハクビシンという御答弁がありましたが、そのほかに駆除すべき植物、昆虫類としては何かあるのでしょうか。また、逆に保護をしようとする動植物にはどのようなものがあるのでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 駆除すべき生物につきましては、特定外来種とかに指定されているもののほか、侵略的な外来種がそれに当たるのではないかと思います。狭山緑地におきましては、アメリカオニアザミやオキケンケイギクなどがあると思われまます。また、保護をしようとしているものについては、オオムラサキやキンラン、ギンランなど、このほか絶滅の危惧がされているトウキョウサンショウウオ、またコウモリカズラなどがあると思われまます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 多摩地区においては、絶滅とされていた種が、ことしの7月に発見されたという御答弁があったと思います。それがコウモリカズラだということは承知しておりますが、このコウモリカズラというのはどのような植物なのでしょう、また今後どのような形で保護をしようとお考えでしょうか。

○環境課長(関田孝志君) コウモリカズラにつきましては、ツヅラフジ科のつる性、落葉多年草でございます。雌雄異株で5月ごろ開花するものでございます。葉は三角から七角の縦型で、コウモリが翼を広げたような形に似ているというものでございます。

保護につきましては、現在、柵で囲い盗掘を避けるようにしてございます。そのことから公表や詳細な場所は示しておりません。今後、引き続き専門家の御意見を伺いながら保護してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

管理のほうは東京都になると思うんですが、都立東大和公園にハルゼミロという場所があります。御承知のようにハルゼミの生息地となっておりますが、この都立東大和公園が多摩地区で唯一の生息地とも言われております。このハルゼミの保護について、例えば東京都と連絡、あるいは連携して何か策を講じているというようなことはあるのでしょうか。

○環境課長(関田孝志君) 特段、東京都と保護に関して連絡や連携はとってございません。今年度の状況ですと、東大和公園で発生数はおよそ6個体、ハルゼミはアカマツが必要であるから、アカマツの植林を行い、ふやすような活動を狭山公園のボランティアの皆様が行っているという状況でございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 先ほどの御答弁の中にもありましたトウキョウサンショウウオについてですが、こちらのほうは九小のほうで卵をふ化させ飼育をしてから、夏に放流をするというイベントが行われておりましたが、現在はどのような状況になっているのでしょうか。

○環境課長(関田孝志君) 第九小学校の教職員の先生からお話がございまして、これに応える形で平成26年度から本事業がスタートしてございます。内容としては、2月にサンショウウオが卵を産みに来て、それを卵のうを小学生にお渡しして、水中でいる際の生活を観察をいただいて、陸に上がる7月ごろをめぐりに池に返す事業でございます。今年度、また来年度も継続して実施していくという予定でございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) トウキョウサンショウウオを放流している池といいますか、池といっても市道の脇にある小さな水辺になるわけですが、雑木林の会の方のほうから、その水辺の西側の山が、市道側に寄ってきているという話を聞きました。その方によりますと、ここ20年ぐらいで約5センチほど山が市道側に寄ってきているということで、このまま放置をしていくとトウキョウサンショウウオがすむ池に土が流れ込んで、サンショウウオが生息できなくなってしまう可能性があるというお話でした。ぜひ、市として早急に調査を行って、しかるべき対応をとっていただきたいと思うのですが、このことに対する御認識、対応の可否についてはいかがでしょうか。

○環境課長(関田孝志君) 現地については確認しているところでございます。土どめがかなりもう老朽化が進み、まあ腐食しているという状況がございまして、できればこの2月に産卵する前に手を入れていきたいというふうには検討しているところでございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 狭山緑地の管理事務所について伺いますが、平成30年度末の完成を予定しているとの御答弁でした。その中で、現在設計を行っているということですが、建設の着工はいつからを予定しているのでしょうか。

○環境課長(関田孝志君) 現在の進み状況から申し上げますと、おおむね30年の10月ごろから着工を予定してございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 新たにその建設をされる施設の平面図を見ますと、身障者用のトイレが設置されることになっております。このことは狭山緑地の管理や維持保全に携わる人だけでなく、緑地を訪れた人、通りがかった人たち全ての方が利用できるものというふうに理解ができるのですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。また、道路から建物に入り、通路全般はバリアフリーになっているという理解でよろしいのでしょうか。

○環境課長(関田孝志君) 建設を予定しております場所は山林であるということで、できるだけ現在の状況を生かして実施するには平らな部分が少な過ぎると。この中から完全なバリアフリーを確保するというのは、ちょっと難しいという状況にはございます。また、トイレにつきましても、誰でもトイレ的な機能を有しておりますが、アクセスする通路や舗装の関係がございまして。この関係で、現在、東京都と調整中となっております。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 身障者用のトイレが設置されるということですので、その目的に沿った形で施設がつくられていくことを強く望む次第であります。

施設建設中も、雑木林の会の方々による下草刈り等の作業は行われると聞いております。また、そういったときでも狭山緑地を訪れる方々はいらっしゃると予測できます。そういった状況のもとで、現場近辺に仮設トイレが置かれなれないということを聞いたのですが、真偽のほどはいかがなのでしょう。もしその設置の予定がないということであれば、ボランティア活動の方々や緑地を散策しようと訪れた方々が、少し離れた西側にある飲食店のトイレを借りる以外に用を足すことができなくなってしまうのではないかと思います。ぜひ、仮設トイレを設置して、雑木林の会の方々によるボランティア活動、緑地を歩きに訪れる方々が利用できるようお願いしたいと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○環境課長(関田孝志君) トイレにつきましては、西側の西口広場のトイレ、またもしくはアスレチック側の東側の東口のトイレがございまして、こちらのほうの御利用をお願いしたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 管理施設につきまして、作業室の前、階段の脇にスロープを設置することになっていられると思いますが、雑木林の会の方から、そこに設置するスロープが非常に急なために、メンバーの会員の方々ですね、ほとんど高齢者であって、足腰がやはり若い方に比べてそれほど強くないということで、一輪車に資材を積んで、そのスロープを使うにはちょっと無理があると。そこで、まき割り作業スペースに入るところ、またさらに作業室に向かう通路に、緩やかなスロープを設置していただきたいという声が上がっているのですが、その要求に応じていただくことは可能なのでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 管理事務所の建て替えにつきましては、そちらの当該場所が市街化調整区域になっております。そのことから建て替えに当たりましては、東京都との調整等も踏まえた中で、一定の時間と丁寧な対応、そちらのほうが求められる場所となっております。現時点で作成をしておりますこちらの図面、こちらにつきましては今の時点では、建築審査会が今回必要となりますので、その前段で東京都のほうでの検討会がございますので、そちらの検討材料として今図面のほう提出しております。したがって、現時点で図面のほうを差しかえるというのが難しいので、ただいまのお話については今後の東京都との調整の状況を見た中で対応というふうになるかというふうに考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

作業所を利用するボランティアの方々の中には、80歳を超える方もいらっしゃいます。健康な方が作業に参加しているという前提ではあるんですが、何分にも高齢者なために、どういうことが起きるかというのはなかなか予測しがたいものもあります。けが人が出たとなると市の責任問題にも発展する可能性があります。そうなるからでは遅いので、やはり高齢者の安全を考慮して緩やかなスロープ設置につきましては、今後、何か工夫をしていただけるように強く要望をしたいと思います。

狭山緑地は、雑木林を初め鳥や植物の観察など、自然に親しみ触れ合う場所であると。そのためには散策路の整備や樹木の萌芽更新など、生物多様性を重視して安全で快適な施設として保安全管理をしていくことが重要であるとの御答弁がありました。緑地全体の保全につきましては、ボランティア団体をお願いしている部分もあると思いますが、市の施設として市の職員は緑地の内部についてどの程度御存じなのでしょうか。例えば週に1回は市の職員が散策路を巡回しているとか、雑木林の育成や維持管理については、誰よりも詳しい職員がいるとか、下草刈り等の作業に定期的に参加している等、何か市として力を入れているものがあつたら示していただきたいと思います。

○環境課長（関田孝志君） 市といたしましては、一昨年前から始めております雑木林の会との共同事業、里山ボランティアというのですとか、シルバー人材センターとの調整など、まずそこで活躍するボランティアの皆様と良好な関係を築いていくということに、今努めているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 狭山緑地、都立東大和公園、これは人々が市内外から訪問していただき、自然を満喫していただくための施設であるというふうに思っております。今後、市は市民を初め市外から訪問してもらうために、そういった方々のためにどういうPR、あるいは企画を考えているのでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 狭山緑地のPRでございますが、市報、ホームページ、そちらのほうで引き続き周知のほうは努めてまいりたいと思っております。また、環境市民の集いや産業まつり、行事の機会を捉える中でも周知には努めてまいりたいと考えております。

また、狭山緑地の魅力の発信という点につきましては、本年12月の7日から3日間、東京ビッグサイトのほうで、エコプロ2017が開催されます。そちらのほうに市のPRコーナーを設けた形で出展するのとあわせて、ボランティア団体であります雑木林の会、また雑木林を楽しむ会の協力を得た中で、ワークショップを開催していく予定でおりますので、そういったところで市外の方へも発信していければというふうに考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

狭山緑地で希少種の植物が発見されたということは、非常に喜ばしいことでもあります。もしかしたら、まだ未発見のものがありまして、ひょっとしたら天然記念物級の種が発見があるかもしれないという期待が高まるわけでもあります。そういう期待に応えられるような、緑地の保護、育成に努めていただくことをお願いいたします。

また、トウキョウサンショウウオのすみかが土砂の流入により危機に瀕していることについても、早急に調査を行い、必要な手だてを講じていただくことを要望いたします。

東大和市に残る緑地は、東京都内でも貴重な自然、豊かな場所となっており、これを維持していくことは私たちの責務であります。今後も魅力ある緑地として、人々が訪れたいくなるような緑地の形成に努めていただくことを期待して、2つ目の質問を終了いたします。

3番目、都市農業の振興について幾つか伺います。

生産緑地法の改正に伴って、都市農地の位置づけの転換が図られましたが、従前と比べてどのように変わったのでしょうか。生産緑地法において改正された点などに関して詳細な御説明をお願いいたします。

○都市計画課長（神山 尚君） これまで市街化区域内の農地は、生産緑地を除きまして宅地化すべきものとして位置づけられておりました。しかし、人口減少による宅地需要の鎮静化や都市農業の多様な機能についての評価の高まりなど、社会経済状況の変化に伴いまして都市農業を取り巻く状況も変化しております。そこで、国は平成27年4月、都市農業振興基本法を制定し、同法第9条に基づき、政府が定めた都市農業振興基本計画では、都市農地の位置づけを宅地化すべきものから都市にあるべきものへ大きく転換しております。

このような流れを受けまして、農地の確保に資するため生産緑地法が改正されました。生産緑地法の主な改正内容は、3点でございます。

1点目は、面積要件の引き下げでございます。一律500平米とされておりました生産緑地地区の下限面積を条例に定めることにより、300平米まで引き下げられるようになりました。

2点目は、建築規制の緩和でございます。生産緑地は、農地として管理する必要があるため、建築物の建築が規制されておりますが、今回の改正により生産緑地内に直売所や農家レストランを設置できるようになりました。これは収入面で都市農地の保全につなげようとするものでございます。

3点目は、特定生産緑地指定制度の創設です。生産緑地所有者の意向をもとに、生産緑地を特定生産緑地として指定できるようになりました。この改正より、特定生産緑地として指定された場合、市に買い取り申し出ができる時期が、都市計画の告示日から30年経過後から、さらに10年延長となりますが、これにより農地を保全しようとするものでございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 御説明、ありがとうございます。

その中にありました都市にあるべきものというのは、どのように理解をすべきなのでしょう。

○都市計画課長（神山 尚君） 農地には、地元産の顔の見える新鮮な農産物を供給する機能、それから震災を契機とした避難場所などの防災機能、緑の安らぎ、景観形成などの環境保全機能、体験農園などの交流機能のようなさまざまな機能がございまして。都市にあるべきものとは、さまざまな機能を有する農地を都市生活に必要なものとして保全し、また活用していくことであると考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 都市農業の現状について伺いたいと思いますが、市内の農地のほとんどは市街化区域にあります。農家としても、収入の安定に向けて農地を駐車場やアパート等に変えている現状は承知しており、農地の維持が極めて厳しい状況であるということは認識しております。そこで、農地の面積についてですが、過去からどのように推移しているのでしょうか。過去20年ぐらいから5年刻みごとの推移があれば、お示しいただければと思います。

○産業振興課長（小川 泉君） 農地面積の推移についてであります。市政概要には3年ごとに記載されております。6年刻みで概要のほう、御説明をさせていただきたいと思います。

平成10年が103.1ヘクタール、平成16年が84.5ヘクタール、平成21年が74.5ヘクタール、平成28年が63.9ヘクタールとなっております。

なお、面積は全て1月1日現在のものとなります。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 大分減ってきているというのが現状だと思います。

農地の保全に関しましては、過去からさまざまな施策がとられていると思うのですが、農地の減少がとまらないというのは、そのどれもが十分な成果が得られていない結果であると認識せざるを得ないわけでありまして。この点について、市はどのようにお考えでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） 農地の減少についてであります。生産緑地の追加指定や後継者の育成など、都市農業、農地の保全を支援する制度、例えば農業経営基盤強化法に基づく認定農業者をふやすこと、援農ボランティアの活用により人手不足の解消の一助になるような人材を育成すること、こういった制度について周知、活用を図りながら、農地の面積を維持できるよう努めているところでありますが、減少傾向にあるといったこの点につきましては、さらに市民に都市農業や農地保全の重要性の認識を広めていくとともに、地産地消という観点から地元農産物に対する関心や消費をふやし、農業経営の魅力を高めていくことが必要であるというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 前の質問と重複してしまう部分もあるかもしれないのですが、市がとってきた施策が十分効果を発揮してこなかった原因というのは、どのようなところにあると分析されていますでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） 施策が十分な効果を発揮できていない原因につきましては、さまざまな要因が考えられますが、都市農地を生産基盤とする都市農業は、消費地に近いという利点はあるものの、生産性は余り高くなく、また農家の自宅敷地に対する相続税等は、一般の宅地と同様で税負担が重いことから、兼業することで農家を続けているといった状況があります。こうしたことから、都市農業が産業としての将来展望が描きづらく、家族経営の農業として担い手や後継者が不足するといった課題が生じてしまう状況にあると考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 都市農業振興基本計画では、都市農地の位置づけを宅地化すべきものから都市にあるべきものへと転換をしておりますが、この考え方を受けて、都市農地あるいは生産緑地に対する考え方は、どのように変化していくものと考えられるのでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） 都市農地や生産緑地に対する考え方の変化につきましては、保全すべきとされた都市農地は都市周辺環境保護、住民と生産者の交流の場、災害時の防災空間として今まで以上に重要な役割を

持つこととなりますことから、農地と住民の共存に向けて、農業者、市民、行政による新たな農業振興の方向性を示し、地域産業の活性化や市民の生活環境の向上を図っていくという都市農業を本格的に高ずる方向に転換されていくものと考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 先ほどの御説明の中で、生産緑地の面積要件の説明がありましたが、この変更で東大和市の農地はどういった影響があると考えられるのでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） 生産緑地面積が、条例に定めることにより300平方メートルまで引き下げられた場合の影響についてであります。当市には300平方メートルから499平方メートルの農地が142筆、面積で約5.62ヘクタールございますことから、既に下限面積の引き下げを実施している市町村の実態を鑑みますと、その一部は都市農業を維持、保全すべく生産緑地の追加指定に結びつく、こういったことと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。ぜひ、そういった生産緑地がふえていくことを望む次第であります。

農地に関しまして、その都市にあるべきものという考え方については、農地を保護していこうという意思表示であると受け取れるわけであります。ただ、それだけでは都市農業の振興という観点からは不十分ではないかと思う次第です。先ほどの御答弁の中で、農業経営者の育成を図ることが重要であることから、新たな農業振興の方向性を示し、地域産業の活性化を図り、都市農地の維持保全に努めていきたいという御答弁があったと思っております。新たな農業振興の方向性について、それはどのようなことを意味しているのでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） 新たな農業振興の方向性の意味するところでございますが、具体的な取り組みにつきましては、現在策定中の東大和市農業振興計画の中で整理をしているところでございます。方向性といいますと、当市におきます農業のポテンシャルを生かし、都市と共存し、市民生活に貢献する力強い都市農業を目指す中、今後の施策を展開していく必要があるということであると認識しております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

農家への支援施策に関してですが、農業者への支援として剪定枝チップの製造、提供がなされておりましたが、ことしの3月末に廃止となりました。その後の状況について、どのようになっているのか教えていただけますでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 本年3月末まで、市内の桜が丘にありました暫定リサイクル施設、こちらのほうで実施しておりました剪定枝のチップ化事業につきましては、廃棄物の減量、資源の有効活用の観点と合わせまして、農業者の支援の側面もあわせ持った事業となっておったと考えております。本年4月以降につきましては、民間委託によりまして、農家から排出されました剪定枝は、農業者の方みずからが委託先の施設へ持ち込んでいただき、チップ化が必要な場合には、市が別途契約しております事業所から排出して使用していただいていると、そのような状況でございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 農業者のそのチップの利用状況というのは、現在どのようになっているのでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 農業者の方で、チップを必要とされている農業者の方から、事前に御連絡をいただきまして提供すると、そのような段取りになっております。また、チップの提供件数、依頼の件数につき

ましては、今年度、数件いただいと、そのような状況でございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) チップの提供に関して、農業者からどのような声が上がっているのか、もしわかれば教えてください。

○ごみ対策課長(中山 仁君) チップの提供方法、また現状の運用方法に変更をして、まだ間もないというようにございます。提供を受けている農業者の方と、まだ現状、深くお話をさせていただいているという状況ではございません。今後につきましては、またお話をさせていただきながら、平成29年度の状況のもと、農業者の方と調整をさせていただいて、今後について考えていきたいと、そのような形で考えております。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。

これからのことということになると思います。その件について、今後の展望というのはどのように考えているでしょうか。

○ごみ対策課長(中山 仁君) 今後の展望、方向性という形で御答弁させていただきますが、ごみ対策課としては、今仮称の新ごみ焼却施設の検討、こちらのほう現在進められております。そのことから、焼却ごみを減らすことがまず求められてる。そのことを鑑みて、資源の有効活用ができる剪定枝チップに関しましては、農業施策とあわせて次年度以降検討してまいりたいと、そのような形で考えております。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。

特産品についての質問に移ります。

特産品につきましては、狭山茶と多摩湖梨という御答弁がありました。確かに以前から生産量も多く、知名度もある程度確立されたものになっていると思いますが、ブランド力についてはちょっと弱いかないという感じもしているのが正直なところであります。特産品というものは、この地域だけで生産されているものである必要はなく、例を挙げれば、例えば小平のブルーベリーですとか清瀬のニンジン、また所沢の里芋のように、市を挙げて強くPRできるようなものがあって、これが東大和市の特産品だと名乗りを上げられるものがあれば、それを特産品と決めて力を注いでいくことができるのではないかと考える次第であります。

そこで、特産品であるという名乗りを上げるために必要な条件として、どのようなことが考えられるでしょうか。

○産業振興課長(小川 泉君) 特産品の必要な条件についてであります。比較的多くの農業者によって生産されているといったことや、販路を広げるために収穫後ある程度日持ちがすること。また、さまざまな加工品、こういったものにつなげられるような汎用性があること。近隣市においてブランド化されていないこと、こういったことなどが考えられるというふうに思います。

以上です。

○10番(根岸聡彦君) そのとおりだと思います。今その御答弁をいただきました比較的多くの農業者によって生産をされている。収穫後、長期間日持ちがする。さまざまな加工品につなげられるといった汎用性がある。そして、やっぱり近隣市、近隣他市においてブランド化されていないということは、非常に重要なファクターであると思います。

そこで、提案したいのですが、ヤマトイモですとか、カボチャを東大和市の特産品として打って出るといことは将来的にできないものでしょうか。また、そのためにはさまざまな課題を乗り越えていかなければならないと思いますが、現時点で考えられる課題とはどのようなものがあるのでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） 現時点で考えられる課題についてであります。御提案でございますヤマトイモやカボチャ、例えばヤマトイモですが、ヤマトイモは東大和市と結びつく名称であること、またカボチャは和洋菓子やパンの素材にも活用されやすいといった点、また収穫後のイベントにも活用できる等、特産品の候補となり得るといふふうに考えます。

しかしながら、ヤマトイモなどは、品種によっては栽培に当たり土が荒れてしまい、収穫後、しばらく畑を休ませなければならないといった課題も伺っているところでございます。また、現在、農家の多くが直売を主な販路としておりますことから、多品目の野菜を栽培しないと消費者のニーズに応えられず、特産品として単一の野菜を多く生産するためには、販売や加工を行う店舗に供給すべく、計画的な生産であることを要件とするなど、さまざまな課題が考えられるというふうに考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） そういった課題があるということは、私も承知はしているところであります。課題があるところにあるから諦めるのではなく、その課題解決に向けた努力を一步ずつ進めていっていただくことを期待したいというふうに思います。

そういったものを、その特産品にしようと決めることで、それを生産する農家、加工する企業あるいは団体、個人の場合もあるかもしれませんが、そしてそれを売ってお店と。農工商の連携が、そこに生まれてくるのではないかとされる次第です。もちろんそれがうまくいくケースもあれば、いかないケースもあるわけですが、特産品をつくり出すということは、農業者を初めとする民間事業者だけでは非常に難しいものがあると思います。そこに行政による一定の介入というか、導きといったものがあると、方向性を決めやすくなるのではないかと考えるのですが、市の御認識はいかがでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） 特産品の創出に向けた認識についてであります。東大和市産業振興基本計画、こちらにおきましても地産の野菜を使用した製品の開発と、その販路をふやして市の魅力発信に努めるというふうにしております。そのためには、御質問者のお話にもございました農業、工業、商業の連携に加え、ブランド力を持たせ、市場に流通させることの難しさを伴いますことから、生産者である農家はもちろん、市民の理解と協力が不可欠であると認識しております。特産品の創出に向けましては、このような点も研究しながら進めていかなければならないものというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

特産品と一口に言いますが、さまざまな形のものがあると思います。農産物をそのまま特産品とする場合もあるでしょうし、生産物を加工して別なものをつくり出すという方法もあると思います。その過程において、農工商の連携が生まれてくるものと考えられるのですが、そういった連携体制に関して市のビジョン、将来的なブランドデザイン含めて、お聞かせをいただければと思います。

○市民部長（村上敏彰君） 連携体制に対する市のビジョンについてでございます。産業振興の最終的な目標としては、東大和市のブランド構築を目指しており、地産品を活用した特産品等の開発や観光を活用した農業、商業、工業の発展を目標とし、元気でにぎわいのあるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。ブ

ランド構築には、農業、工業、商業、その他多くの関係者の協力と長期にわたる継続的な取り組みが必要となりますが、市民にとりましても魅力ある地域づくりへの期待が醸成されるような取り組みを、今後行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

特産品をつくっていくとするのは、難しく考えるとなかなか前に進むことができなくなってしまうものがあります。何かを特産品にしようとして決めて、それを生産してくれる農家を探す。生産物と、その商品化の戦略を練る。そして、関連団体に協力を求めて販路を見つけていくと、そういう過程の中ででき上がっていくものだと思います。当然そこには市民の方々に対するPRや周知も含めて、多くの課題が存在することも承知しておりますし、その一つの特産品をつくり上げていくのに時間がかかることも承知しております。

いろいろな方が多摩湖梨と言ったときに、東大和市をイメージしてくれるか。狭山茶と言ったときに、東大和市をイメージしてくれるかという、答えはなかなか難しいものがあると思います。尾崎市長は、市長就任されたときに、これぞ東大和と言われるものをつくりたいというふうにおっしゃっていたと思います。まさにその何かの生産物、あるいは商品の名前を言ったときに、すぐさま多くの方が東大和を思い浮かべてくれるような、そういったものができたら東大和の農業の発展のみならず、商工業の発展にも寄与していくことができるのではないかと考える次第です。民間活力も大切ではありますが、ぜひ初めの一歩を行政から踏み出して民間へとつなげて、東大和のさらなる発展につなげていただくことを期待して、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、根岸聡彦議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 大 后 治 雄 君

○議長（押本 修君） 次に、6番、大后治雄議員を指名いたします。

[6 番 大后治雄君 登壇]

○6番（大后治雄君） ただいま議長より御指名を受けました議席番号6番、興市会、大后治雄でございます。通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

さて、1、公共施設について。

①室内等環境整備についてであります。

昨今、報道等で環境問題が多く取り上げられております。お隣の中国でも、PM2.5による環境汚染で呼吸器系の疾患がふえているといった報道もあり、その対策に国を挙げて力を入れているようでもあります。工法の進化により、住宅の気密性が上がり、快適な生活ができるようになった反面、逆にアレルギー等の疾患がふえているということもあるようです。こうした対策は今、我が国でも全ての建物、施設でも求められているのではないかと考えます。

そこで、お尋ねをいたします。

アとして、当市の現状と基本的な考えは。

次に、イとして基準と対策は。

次に、ウとして他自治体の対応と状況は。

そして、エとして課題と今後の展開につきまして伺います。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

[6 番 大后治雄君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、公共施設における室内等環境整備の現状と基本的な考え方についてであります。市役所本庁舎につきましては、市民の皆様を初め多くの事業者が利用する施設であることから、建物内の空気環境、飲料水等の水質などが環境衛生上、良好な状態に維持できるよう適切な管理に努めているところであります。

次に、室内等環境整備の基準と対策についてであります。市役所本庁舎につきましては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定されている特定建築物に該当しております。このため、同法に規定される建築物環境衛生管理基準に基づく空気環境測定や飲料水検査等を実施しているところであります。

次に、他自治体の対応と状況についてであります。当市と同様に法令等基準に基づき、適切な対応を図っているものと認識しているところであります。

次に、課題と今後の展開についてであります。建物そのものをしっかりと維持管理しながら、建物内の空気環境及び飲料水等を良好な状態で維持していくことが課題であると考えております。また、施設の更新に際しては、現在の室内環境をより効果的、効率的に維持管理できるような設備設計を、費用対効果を含め検討してまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございました。

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まず、アの当市の現状と基本的な考えはであります。

改めまして、当市におけます公共施設の室内等環境整備の現状の詳細を教えてくださいと存じます。本庁舎、ハミングホール、それから公民館、図書館、体育館、プール、郷土博物館や郷土美術館、給食センターや総合福祉センターは〜とふる、そしてまた学校施設内の校舎、教室等、それから体育館、プール等々のそれぞれについてお願いをいたします。

○総務管財課長（岩本尚史君） 市役所本庁舎につきましては、建築物衛生法第2条に規定されます特定建築物に該当しますので、同法に規定される建築物衛生管理技術者、こちらを選任をいたしまして、環境衛生の管理が適正に行われているか監督させることとなっております。そのため、関係法令、基準等に沿った業務の計画の立案、管理、検査等の業務は外部に委託をして実施をしております。

以上でございます。

○地域振興課長（大法 努君） ハミングホールにおきましても、同様に建築物衛生法に基づく建築物環境衛生管理技術者を配置いたしまして、環境衛生上の維持管理に必要な各種調査及び衛生的な環境の確保に努めております。

以上でございます。

○教育総務課長（石川博隆君） 私のほうから、学校の施設の関係でお答え申し上げますと、小中学校の施設につきましては建築物衛生法の特定建築物に該当いたしますが、学校では学校教育法第12条を根拠とします学校

保健安全法に規定されている学校環境衛生基準に基づきまして、学校保健安全法施行規則第1条により、毎学年、定期的に環境衛生検査を実施しております。

以上です。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 学校給食センターにつきましては、建築物衛生法の特定建築物に該当しておりません。学校給食法第9条に規定されております学校給食衛生管理基準、こちらに基づきまして安心安全な学校給食を提供するため、衛生管理の徹底をしております。

以上でございます。

○社会教育部長（小俣 学君） 社会教育部の施設につきましては、私のほうでまとめてお答えをさせていただきます。

まず、市民体育館でございます。こちらは建築延べ床面積が3,000平方メートル以上の施設ということでございますので、建築物衛生法の特定建築物に該当するところではございますが、体育館その他のスポーツ施設に当たるというところで、一般的な特定建築物には当たらないというふうにされております。しかしながら、たくさんの方々が利用する施設でございますので、建築物衛生法に規定されますその管理基準に準じた運営を行っているところでございます。

次に、市民プールでございますけども、こちらは国が示します遊泳用プールの衛生基準に基づきまして、施設の管理を行っているところでございます。

次に、郷土博物館、中央公民館、中央図書館並びに（仮称）東大和郷土美術園、こちらの施設につきましては、建築延べ床面積が3,000平方メートル未満のため、建築物衛生法の特定建築物には該当していないというところでございます。しかしながら、いずれの施設につきましても、市民の皆様にご気持ちよく利用していただけるよう、換気や室温、室内の明るさ等につきまして、当日の天候等の状況を見ながら、適宜調節しているところでございます。

以上です。

○障害福祉課長（小川則之君） 総合福祉センター は～とふるについてでございますが、は～とふるは建築物衛生法の特定建築物には該当しておりません。社会福祉施設につきましては、東京都条例により定められている事業ごとの人員、設備及び運営の基準を遵守して設備を設け、運営を行っております。

以上です。

○6番（大后治雄君） それぞれの詳細の御答弁、ありがとうございます。

それぞれの施設で、用途や大きさに応じまして、法令等に基づいて規定されていたり、規定がなかったとしても、安全に快適に過ごせるよう努められているということがわかりました。

今回の一般質問には、幾つか目的がございまして、その第1の目的というのが、職員の皆さんに改めて環境基準を確認していただくことなんでしょう。そして、その基準がどうしてそう定まっているのか、また基準がない場合の対処について考えていただくためということもございます。

では、次にイの基準と対策はにまいります。

それぞれの施設に関しまして、環境基準というのは定められているんでしょうか。定めがあれば、その内容を教えていただきたいと思います。例えば温度、湿度、それから照度ですね、明るさ、それから空気中の細菌、ウイルス、それからPM2.5などのダストですね。それから、紫外線や赤外線などを含む日光、また放射性物質、その他人体に有害と考えられる物質についてはいかがでしょうか。

○総務管財課長（岩本尚史君） 市役所本庁舎についてでございますが、こちらは先ほど申し上げました建築物環境衛生基準、こちらに幾つか項目がございます。空気環境の項目といたしましては、例えば気温は17度以上、28度以下。湿度は相対湿度として40%以上、70%未満。また、気流につきましては、毎秒0.5メートル以下というものがございます。ほかには一酸化炭素の含有率、こちらは1立方メートルにつきでございますが10万分の10以下、二酸化炭素につきましては100万分の1,000以下。浮遊粉じん量、こちらは0.15ミリグラム以下といったものがございます。飲料水のほうは、貯水槽の清掃点検、これは年1回というものが規定をされております。水質検査の項目といたしましては、遊離残留塩素含有率、こちらが1リットル当たり0.1ミリグラム以上に保持すること。また、水質基準、こちらに関する省令に定めのある一般細菌ですとか大腸菌等の必須項目、こちらの11項目と重金属、消毒の副生成物など、全28項目の検査項目がございます。

以上でございます。

○地域振興課長（大法 努君） ハミングホールにおきましては、ただいま紹介のありました建築物環境衛生管理基準の検査項目以外にも、興行場法第5条第1項に基づきまして、多摩立川保健所による興行場法理化学検査を年に2回行っております。例えば演劇等の観覧上の照度が20ルクス以上、平板培養法による落下細菌が30個以下などの基準を遵守しております。

以上でございます。

○教育総務課長（石川博隆君） 学校施設に関してでございますが、こちらは学校保健安全法第6条に規定されます学校環境衛生基準というところに、項目と基準とが記載されてございます。内容につきましては、先ほどの市の本庁舎にあります建築物環境衛生基準と似通うところがございますが、空気環境で、換気ですと二酸化炭素が1,500ppm以下が望ましいですとか、そのほか温度、相対湿度、浮遊粉じん、気流、一酸化炭素、二酸化窒素、それから揮発性有機化合物、ホルムアルデヒド、トルエン等ですね、それからダニ、またはダニアレルゲンというような形のそれぞれの基準が設けられてございます。内容につきましては、基準としてはほぼほぼ同じような数値が示されてるところでございます。飲料水におきましても、同じような形でございまして、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物の量、pH値、味、臭気、色度、濁度、遊離性残留塩素ですね、こういったものも同様に規定されてるところでございます。

それから、水泳プールの水質というところでございますが、こちら遊離残留塩素が0.4ミリグラム以上であること、また1ミリグラムパーリットル以下であることが望ましいということ。それからpH値でも、これは飲料水と同様ですけども、5.8から8.6の間であること。大腸菌ですね、こちらは検出されないということが一番でございます。一般細菌が1ミリリットル中に200コロニー以下であること、有機物過マンガン酸カリウム消費量として10ミリグラムパーリットル以下であること、濁度が2度以下であること、総トリハロメタンが0.2ミリグラムマイリットル以下であることが望ましいですとか、それからあとは循環ろ過装置の処理水としまして、循環ろ過装置の出口における濁度は0.5度以下であるということ、また0.1度以下であることが望ましいと、このような基準がかけられてございます。

以上です。

○給食課長（齋藤謙二郎君） 学校給食センターにおきましては、学校給食衛生管理基準において、調理場は換気を行い、温度は25度以下、湿度は80%以下に保つよう努めること。使用水につきましては、学校環境衛生基準に定める基準を満たす飲料水を使用することとなっておりますので、学校の飲料水の基準と同じとなっております。また、年1回、受水槽の清掃を行うこととなっております。

以上でございます。

○社会教育部長（小俣 学君） それでは、社会教育部の施設についてお答えをいたします。

最初に、市民体育館でございますけれども、先ほど建築物衛生法の規定による建築物環境衛生管理基準に準じまして、施設を管理運営しているというふうにお答えをさせていただきました。具体的には、水質検査を含みます受水槽の清掃を年1回、給水設備点検を年4回、ネズミ、害虫生息点検を年2回、それから飲料水水質検査を年1回など実施してございます。

次に、市民プールであります、東京都多摩立川保健所の水質検査基準、こちらに適合するよう適正な管理に努めております。具体的には、先ほどの学校のほうと一緒にありますので、全ては御答弁いたしませんけれども、例えば水素イオン濃度が5.8pH以上、8.6pH以下であること、濁度が2度以下であること、それから大腸菌が検出されないことなどでございます。なお、開場日にはプールの開設といいますか、開場する日には開始時間から終了時間まで1時間ごとに1回、気温、水温、残留塩素、給排水溝点検などを実施しまして、安全管理に努めているところでございます。

次に、郷土博物館、中央公民館、中央図書館でありますけれども、こちらについては管理基準のほうは定められていない状況ではございます。

しかしながら、そのうちの中央公民館と上北台公民館につきましては、一定規定量の高架水槽によります給水方式のため、水道法に基づきまして年に1度の定期検査並びに受水槽、高架水槽の清掃を実施し、適正な水質の維持に努めているところでございます。

また、中央図書館につきましては、施設が2階までとの建築物でございます、飲料水のための貯水槽の設置もありません、水道水の直結給水となっておりますことから、特に水質検査は行っていないという状況でございます。

以上です。

○障害福祉課長（小川則之君） 総合福祉センター は～とふるについてでございますが、特に環境基準は定められておりませんが、先ほど申し上げました東京都が定める人員設備及び運営の基準において、事業ごとに規定がございます。例えば生活介護を例にいたしますと、衛生管理等について利用者の使用する設備及び飲用する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならないというような規定がございまして、これを遵守することとされております。

以上です。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時32分 休憩

---

午後 2時42分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

それぞれの目的に応じた基準があるということが、これでわかるわけなんですけれども、ちよくちよくいろいろ伺ってますと、何かおもしろい表現というかね、いろいろあると思うんです。何でしたっけ、気流ですよ。いろいろな風の吹き出しが、これ以下でなきゃいけないとか、いろいろあるんだなというふうに改めて思うわけ

ですが、基本的には恐らく全体的な中で、閉じたところで風がどのぐらいあるかかって、そういうふうな基準なんだろうなというふうに思うんですね。そういったところで、例えば扇風機で無理やり回して気流を起こしてっていうようなところは、多分省かれるんだろうなと。そういった人為的なものを省いた上で、気流がどの程度あるかなという感じなんだろうというふうに思います。

こういったそれぞれの施設で、目的に応じていろいろ基準が定められてるというようなことなんですけども、果たして、ではこうしたそれぞれの事項の基準達成率とか計画とか、そういったものはどうなっているんでしょうか。

○総務管財課長（岩本尚史君） 市役所本庁舎につきましては、先ほど申し上げました環境衛生基準、それぞれの項目につきまして、検査方法、頻度といったものがございまして、それに沿った検査を実施しております。例えば空気環境につきましては2カ月に1回、また水質検査の必須項目、こちらは6カ月に1回実施する決まりがございまして。水質のほうでは、残留塩素、こちらにつきましては1週間に1回という規定でございまして、本庁舎では毎日実施するなど適切な維持管理に努め、検査結果からも基準を達成していると、そのように認識しております。

以上でございます。

○地域振興課長（大法 努君） ハミングホールにおきましては、建築物環境衛生管理基準及び興行場法に基づく衛生措置の基準の確保に努めております。また、建築物環境衛生管理技術者によりまして、管理業務計画として各点検等項目における年間計画表が作成され、進行管理がされております。

以上でございます。

○教育総務課長（石川博隆君） 学校施設におきましては、学校衛生環境基準の基準達成状況を調査するために、規定に基づきまして空気環境につきましては年に1回、水質環境につきましては年に2回、プール水の環境につきましては使用期間中に3回、そのうち検査項目で総トリハロメタンにつきましては期間中1回ということなんですけども、そのような形で検査を実施しております。各検査結果から、基準については、こちらは達成しているという形で認識してございます。

以上です。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 学校給食センターにおきましては、換気扇及び空調機を設置しております温度、湿度等の環境保持を行うとともに、記録をしているところでございます。学校給食につきましては、加熱調理を基本としておりますので、そういったことから調理機器周辺など、一時的に適正温度や湿度を超過することというのはございます。また、使用水につきましてでございますが、調理前に十分水を流した後に遊離残留塩素、外観、臭気、味等の水質検査を実施し、記録するとともに、年1回の清掃及び検査を実施しており、検査結果から基準を達成していると認識しております。

以上でございます。

○社会教育部長（小俣 学君） 社会教育部の各施設におきましては、特に基準の規定が定められておりませんので、達成率や計画はございません。

以上でございます。

○障害福祉課長（小川則之君） 総合福祉センター は～とふるにつきましても、特に基準の規定がございませんので、達成率や計画はございません。

以上です。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

特に基準がないから、達成率は、計画はないということなんですけども、それぞれのところで適正な管理はされているんだろうというふうに思いますので、安心なんだろうというふうに思いますが、こうした事項のほかに、またそのほかに考えられるものとして、壁や床の汚れとか、それから植物の繁茂、それからダニ、ゴキブリ等の害虫ですね、それからネズミなどの害獣、鳥や犬、猫などのふん等についてはいかがでしょうか。

○総務管財課長（岩本尚史君） 市役所本庁舎につきましては、建築物環境衛生基準、こちらの項目には先ほどの水質、空気のほかにネズミ、害虫等という項目がございます。6カ月に1回、生息状況等の調査を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずることとなっておりますが、より厳しい東京都の指導基準に基づきまして、月に1回の点検調査、またその結果に基づく発生防止と駆除、また年に2回の防除を実施しております。清掃等につきましては、日常清掃のほか年3回の定期清掃、こちらでは洗浄清掃ですとかワックスがけ、カーペットの洗浄清掃等を実施しております。

以上でございます。

○地域振興課長（大法 努君） ハミングホールにおきましては、室内の清掃については、日常清掃と6カ月以内に1回、日常清掃を行わない箇所について、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じて除じん、洗浄等の定期清掃を行っております。作業基準を示した清掃作業の計画書に基づいた業務の実施と清掃日誌を作成しております。また、ネズミ、害虫駆除に対する生息状況等の点検につきましては、原則として月1回以上の頻度で実施しております。点検の結果に基づきまして作業計画を策定し、適切な方法で防除作業を行っております。効果の調査に当たりましては、蚊やハエなどは防除作業終了後から1週間の間に、ゴキブリやネズミは1週間から3週間の間に実施をしております。

以上でございます。

○教育総務課長（石川博隆君） 学校の校舎内の清掃につきましては、日常清掃とトイレの清掃及び尿石除去ですとかワックス清掃ですね、こういったものを業務委託において実施しております。また、校舎内の害虫駆除につきましても、業者委託により実施をしております。それから、先ほども基準のところでもちょっとお答えをさせていただきましたが、ダニ、アレルゲンの関係につきましては、年に1回、養護教諭の先生におきまして、保健室のベッド等で採取して検査を行っているという状況でございます。

以上です。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 学校給食センターにおきましては、学校給食衛生管理基準におきまして、ネズミ及びハエ、ゴキブリ等、衛生害虫の侵入防止措置を講ずることとなっております。給食用の物資搬入口やトラックヤードには、エアカーテンの設置、あとクッション付きのドッグとすることで、害虫の侵入を防止しております。なお、害虫等につきましては、毎日の給食調理前に必ず確認をし、記録をとっているところであります。

以上でございます。

○社会教育部長（小俣 学君） それでは、社会教育部の施設の清掃と害虫駆除等について御答弁をいたします。

まず、市民体育館でございますが、館内清掃は委託によりましてほぼ毎日実施をしております。また、ネズミ、害虫生息点検を年2回、床清掃につきましては年間計画に基づき実施をしております。

次に、市民プールにつきましては、期間中、毎日、開場後に清掃をしております。

次に、郷土博物館につきましては、館内清掃は委託によりほぼ毎日実施をしておりますほか、特別清掃や害

虫駆除を実施してございます。

次に、郷土美術館につきましては、特別公開の期間に合わせて園内清掃を実施しております。

続きまして、中央公民館であります。館内清掃につきましては、委託によりまして中央・南街・上北台公民館において週4日、狭山・蔵敷公民館で週2日、実施をしております。また、屋内害虫駆除作業につきましては、中央・狭山・蔵敷公民館において2年に1回、南街・上北台公民館では毎年実施をいたしまして、衛生環境の維持に努めております。

最後に、中央図書館であります。館内清掃につきましては委託によりほぼ毎日実施をしております。また、屋内害虫等駆除作業は年1回行いまして、衛生環境の維持に努めているところでございます。

以上です。

○障害福祉課長（小川則之君） 総合福祉センター は〜とふるについてでございますが、東京都において環境衛生管理について法令規制を受けない社会福祉施設等の衛生管理水準の向上のために、社会福祉施設管理者のための環境衛生設備自主管理マニュアルを作成しており、各社会福祉施設において当該マニュアルを参考に、環境衛生管理に努めております。は〜とふるにつきましては、主に感染症対策として次亜塩素酸希釈液を使用して清掃を行うほか、年2回の害虫駆除を実施していると聞いております。

以上です。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

本庁舎等、国の基準だけではなくて、東京都の指導基準も上乘せして行っているというようなことでありますね。また、学校のほうではダニやアレルゲンの検査というところで、特にやはり教育施設でありますから、そういったところにはより敏感にというか、慎重に取り扱っていかねばならないんだらうなというふうなことも思います。そうしたさまざまな清掃等を行っている中で、例えばそういった事柄だけではないんですけども、市民からの御意見や御要望とかですね、それから苦情等が現状どうなっているのかというところをちょっと知りたいんです。また、その対策をどうされているかについても、あわせて伺いたいと思います。

○総務管財課長（岩本尚史君） 市役所本庁舎では、委託事業者が時間ごとに各フロアの温度・湿度計を点検、記録をしております。冷暖房の設定温度によって、空調機の調整を行っているところでございます。省エネ対策の夏季、特に季節の変わり目では、設定温度付近で市民の方から職員を通じて、暑いのでクーラーが入らないかといったような要望がある場合がございますが、そういった場合には体感温度、また個人差もありますけれど、利用者の健康状態、こちらに留意をして柔軟な対応を図っているところでございます。

以上でございます。

○地域振興課長（大法 努君） ハミングホールにおきましては、利用者の御利用の目的によりまして、御希望の温度や湿度、こちらが変動いたします。そうした場合には、当日の催し物を担当する舞台管理スタッフが、お客様等のヒアリングを通じまして柔軟に対応しております。

以上でございます。

○社会教育部長（小俣 学君） 社会教育部の施設の中で、室内環境に関する、そこに特化した市民の方からの要望等、それに対する対応ということでお話しさせていただきますと、狭山と蔵敷公民館、こちらにつきましては各部屋で冷暖房の調整ができない状況でございます。そのことで、ぜひ改修をしてほしいというような要望をいただいたところでございますが、なかなか空調設備の更新には多額の経費も伴いますことから、改修には至っておりません。現状においては、各部屋の利用者の皆さんに御協力をいただき、窓の開閉をする中で室

温を調整して対応していただいと、そのような状況でございます。

以上です。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

こうした公共施設におけます空調設備ですね、主に温度、湿度調整に対するもの、またPM2.5という言葉などに代表されるような空気清浄に対しましては、以前から比べますと徐々に市民が求める基準がシビアになってきているような感想を持っております。温度や湿度に関しましては、おおむねどの施設もそれなりの管理をされてるというふうに思うんですけども、殊、空気清浄に関しましては、余り取り上げられてこなかったように思うんです。

そこで、今までの空調に合わせて空気清浄も行ってほしいという要望などもあるんじゃないかなというふうに思うんですけども、市の考えをお伺いしたいと思います。

○総務管財課長（岩本尚史君） 現在、利用者からの要望等は特にございません。現在の空調システムでは、法定の浮遊粉じんの基準はクリアしておりますが、ウイルス等、そういったものの法定基準はなく、また除去の効果については確認をできておりませんが、空気清浄フィルター、こちらにつきましては定期的に点検、清浄しておりますので、今後も法定基準をクリアできるように、機器の維持管理を適切に行ってまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○障害福祉課長（小川則之君） 総合福祉センター は〜とふるについてでございますが、は〜とふるは民設民営の施設でございますので、事業実施者の考えによるところでございますが、障害者や高齢者の方が多く使う施設ということで、主に感染症予防を目的として、次亜塩素酸による空間除菌脱臭の機能を有した空気清浄機を設置しているというふうに聞いております。

以上です。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

次亜塩素酸による空間除菌脱臭機ですか、最新のものなんだろうというふうに思いますが、それぞれの施設の古い、新しいなんかもいろいろあるのかなというふうに思うんですね。それによって、また対応も違ってきているんじゃないかなというふうに思うんですが、そこで次にウの他自治体の対応と状況なんですね。都内近隣や他自治体の現状というのはどうなっているのでしょうか。詳細も、もし把握されていたら教えていただきたいと思っております。

○総務管財課長（岩本尚史君） 近隣市と、あと近年、庁舎改修等を行っている市に聞き取りを行いましたところ、当市と同様に環境衛生管理基準、こちらに沿った維持管理に努めているということと、また空調機に特別に空気清浄等のそういった特別な使用はないということでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

なかなか他自治体といっても、恐らく国の基準は一緒ですし、都の指導基準なんかも一緒だというふうなところもありますので、特に変わったことはないというようなところだろうと思うんですけども、先ほど申し上げたように、例えば新しい施設であれば、恐らくその空気清浄云々とか考えなくても、空調のフィルターなんかの性能が恐らく段違いによくなっているんじゃないのかなというふうに思うんです。昔はそれこそ、数十年前ここが建ったときには、PM2.5なんていう言葉なかったですし、当時いろんなアレルギーとか、そういった

ようなことに関しても、まだまだ何かそういった言葉があるよぐらいな認識だったんじゃないのかなというふうに思うので、だんだんだんだん、市民のニーズというか、そういったものも変わってきて、そういう電化製品でしょうかね、そういった機器の性能なんかも徐々に徐々に上がってきているから、そういったことでほかの自治体は特に対応しなくても、対応できちゃってるというようなこともあるんじゃないかなというふうに思うんです。

国とか東京都などの動向ですね、そうしたものはどうなっているんでしょう。それに対して、ちょっと把握されていたら教えていただきたいと思います。

○総務管財課長（岩本尚史君） 特にホームページ、その他、通知も含めて、特別なものは出てないと認識しております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

恐らく国は、いわゆる環境基準というか、法令をつくって、東京都のほうも指導基準をつくってるから、一旦それでよろしいというようなことでされてるんじゃないかなというふうに思うんですね。

また、では次にそのほかに、当市に参考となるような事例というのは何かお持ちであったら教えていただきたいと思います。

○総務管財課長（岩本尚史君） 特には把握をしておりません。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

特に把握されていないということではありますが、先ほども申し上げましたように、それぞれの自治体の施設の古い新しいというのがいろいろありますから、そのところでそれぞれのところが、それぞれの対処の仕方をしているといったようなぐあいなんだろうと思うんですね。

今回の一般質問の第2の目的なんですけども、施設の空気清浄をぜひとも実は進めていただきたいということなんです。特に不特定多数の市民の方々が出入りして手続等を行わなければならない場所につきましては、できればは～とふるで行っているような、次亜塩素酸による空間除菌脱臭とか、それからまたPM2.5に代表されるような細かなダストの除去をお願いしたいと思っているんです。

お願いは改めて最後にするといたしまして、次にまいりますけれども、次にエの課題と今後の展開はであります。

公共施設の室内等環境改善に対しましても、大きく分けて3つの分野、人、物、金に関して課題があらうかと思うんです。それぞれの打開策につきまして、市として何かお考えがあれば伺わせてください。

○総務部長（広沢光政君） 人、物、金に関しての課題ということですが、まず人という視点でございますけれども、専門性の高い分野の事項、そういったものに関しましては、今現在も行っておりますが、引き続きまして環境物、環境衛生管理技術者、そういった専門家を要します事業者への外部委託、これを引き続き活用してまいりたいと考えております。ただ、先ほどもお話が出ました法令の改正ですとか、国、東京都の動向、こういったものに関する情報収集については、それぞれの施設におきましてしっかりと行っていく必要があると認識してございます。

次に、物ということでございますけれども、当市の公共施設、本庁舎、これ相当の建築の年数たっております。このため、建築物本体と同様に、そこに付随いたします設備、この設備につきましても大事にメンテナン

スを実施していかなければならないというふうに考えてございます。

最後に、お金ということで財政面の話になりますけれども、設備の整備、更新には先ほどもお話あったとおり相当の金額が必要となってまいりますので、引き続き特定財源の活用ですとか、そういったものの可能性、そういった情報の収集に努めていきながら、計画等を立ててまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 学校教育部の所管する中では、給食センターは個々で、新築ということで、そういう面では空調関係も最新のものとございます。今後とも計画的に予防的な観点から、維持管理に適切に努めていくということが一番大切かと思えます。また、学校の施設につきましては、老朽化も進んでおりまして、それに合わせまして室内環境に影響する設備的なものも老朽化等ございます。ふぐあい等があれば、修繕等に対応しておりますが、一定の金額が必要な更新、そういう工事が必要な場合にも備えて、計画的に対応していく必要があると考えております。いずれにしても日常から、職員あるいは専門的な部分につきましては委託して、外部の専門家の方の適切な視点で、日々の管理をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**社会教育部長（小俣 学君）** 社会教育部の施設におきましても、古い施設として40年以上経過している建物もでございます。非常に老朽化も進んでおりまして、さまざまな修繕をさしていただいております。今後もさまざまなところで、そういう修繕や工事が出てくるとは思っておりますけれども、できるだけそうならないよう、職員が日常から適切な維持管理をするなどしまして、適切に管理をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○**福祉部長（田口茂夫君）** 総合福祉センター は～とふるでございますけれども、このは～とふるが稼働して間もないということで、施設も大変新しい状況でございます。先ほど課長からお話しましたように、空間除菌脱臭機つきの空気清浄機なども設置してございますが、この施設の利用者が、障害者や高齢者ということで、弱者的な身体的なものもでございます。感染症予防というところが大きな目的になろうかというふうに思いますけれども、衛生管理水準の向上に努めるよう事業実施者に対しましては指導してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○**6番（大后治雄君）** ありがとうございます。

給食センターや、は～とふるに関しては、施設が新しいということもありますので、しっかりとした対処ができていないんじゃないかなというふうに思うんですけども、そのほかの施設に関してはおおむね老朽化をしているというような部分があって、なかなか難しいのかなと。それぞれ対処療法で、ごまかすという言葉はあれですけども、それぞれ何とかやってきてるというふうな状況なんじゃないかなというふうに思うんです。これから施設の更新とか、そういったものもありますから、そういったときに思い切ったことをやっていただきたいというふうに思うんですが、あと例えばちょっとした空気清浄に関することなんですけども、例えばフィルター等の種類を変えると劇的に変わるというようなところもあろうかと思っておりますので、そういったようなことに関しましても、ぜひ御検討願えればなというふうに思うんです。やっぱりそのお金に関して、とても苦しいというようなところはあろうかと思うので、そのことに関して国や東京都などからの財政補助なんていうことは考えられないんでしょうか。

○**総務管財課長（岩本尚史君）** 現時点では、室内環境整備に関する国や東京都のそういった具体的な補助要綱

はないと、そのように認識をしております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） なかなか国や東京都もつれないということで、厳しい状況には変わりはないということなんですけども、これだけやはり報道等でPM2.5とか、放射性物質は別にいたしましても、そうしたアレルゲンというか、そういったようなものの存在が、特にやはりクローズアップされているような今日ですから、そうしたようなことに関しましても、施設改修に何とかお金を出してくださいよというようなことも、ぜひ東京都とか国に要望していただきたいなというふうに思うんです。

いろいろ述べてまいりましたが、最後に改めて市長の御所見を伺いたいというふうに思います。

○市長（尾崎保夫君） いろいろとお話を聞かしていただきましたけど、今現在使っている既存の公共施設ということで、そこでは多くの市民の皆さん、そしてそこはまた職員にとっても執務環境ということで、その空気、あるいは飲料水等、できる限り安全にということで、現在一生懸命してるわけでございますけども、御質問者もお話がありましたように、施設も大分老朽化してございます。これから先、公共施設、私ども東大和市だけではなく、全国的にというか、東京近辺はそうなんですけども、老朽化が急激に進んでいくというふうに思います。そういった中では、そういうふうな新しい設備を入れるという意味での補助金の対象になるというのも、少しは期待していきたいなというふうには思っておりますけども、現時点では施設を更新するに当たりましては、最新の設備等を入れながら、市民の皆さん、そして職場の職員の執務環境をよりよくしていくために、これからはしっかりとやっていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○6番（大后治雄君） 市長、どうもありがとうございます。

今市長がおっしゃられたように、市民の皆さんに対しても無論そうなんですけども、そこで働く市職員の皆さんに対しましても、より快適な環境、清浄ですね、いわゆるきれいな環境であるということは重要であるというふうに思うんです。生活環境としての必要条件である安全性は、庁舎などの耐震化によってほぼ担保されているわけなんですけど、次に向かうべきは、やはりそうした生活環境の十分条件であります安心というものを、こうした空気清浄などの方策によって、ぜひ行っていただきたい、進めていただきたいというふうに思うんです。

また、学校や図書館などの教育施設に関しましては、これらに加えて静かな環境ですね、つまり静かで落ちつける環境をつくっていくということも大切だというふうに考えておりますので、このことに関しましても進めていただきたいと思うんです。やはり温度、湿度だけじゃなくて、静かであるということは、またより重要なファクターなんじゃないかなというふうに思うので、そこはぜひそういった環境をつくっていくことを念頭に置きながらやっていただきたいなというふうに思うんです。

市長を初め理事者の皆さん、そして職員の皆さんにおかれましては、結構なコストなどもかかることではありますが、十二分に調査研究していただくとともに、国、東京都、他自治体を参考にさせていただいて、ぜひとも私が今までの申し上げてきたようなものを、導入をお願いしたいというふうに思います。

以上、改めて要望いたしまして、私の今回の一般質問を終了いたします。

どうもありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、大后治雄議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 和 地 仁 美 君

○議長（押本 修君） 次に、9番、和地仁美議員を指名いたします。

[9番 和地仁美君 登壇]

○9番（和地仁美君） 議席番号9番、和地仁美です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は2つのテーマについて取り上げさせていただきます。

1つ目は、日本一子育てしやすいまちづくりについてです。

日本一子育てしやすいまちを目指して約3年、東大和市はさまざまな施策を進めてきました。その結果、昨年は「日経DUAL」、「共働き子育てしやすい街グランプリ」で第4位、そしてことしは同点の他自治体があるものの、第3位と順位を1つ上げることができたことは、限られた予算の中でさまざまな御努力をされた結果だと大いに評価したいと思います。

子育てしやすいまちづくりに関連する事業は多岐にわたりますが、今回は学齢以降の子育て支援について、以下、お尋ねしたいと思います。

①として、学童クラブについて。

ア、待機児童の現状と課題、今後の対応について。

イとして、延長保育については、a、把握しているニーズについて。

b、現状の取り組みと課題について。

c、今後の取り組みについて。

そして、ウとして学童クラブの入所選考についての現状と課題について。

エとして、その他、市民ニーズや現場からの声などにより、市が把握している学童保育の課題についてお聞かせください。

さきに述べた「日経DUAL」、「共働き子育てしやすい街グランプリ」の評価項目にも、学童保育の充実が入っています。充実という場合、待機児童の数という量が注目されがちですが、子育てしやすいという親目線になりがちな量だけではなく、子供目線の質という目線からの市のお考えもあわせてお伺いしたいと思います。

また、②として児童の見守りシステムの導入についての現状及び課題と今後の対応についてのお考えも、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

2つ目のテーマは、広報並びにブランド・プロモーションについてです。

先日、開催されました産業まつりでは、メインステージで東大和市のブランド・メッセージのデザインが発表され、市長から東大和市の現状と課題、今後のブランド・プロモーションへの取り組みなどについてのお話がありました。当日、私もステージ前に行き、ステージの様子を拝見しましたが、少し残念なことに市民の方の参加が少なく、まだ市内での興味関心も薄いのではないかなというふうに感じました。ブランド・プロモーションは、市外に向けて東大和市をPRしていく取り組みだとは思いますが、東大和市のブランドをつくる重要な要素の一つは市民だと思います。そのためには、行政が考え、目指す市のイメージと市民の抱くイメージができる限り共有されることが必要だと思います。その大きな手段として、広報は重要な取り組みだと思いますので、そこで以下、お尋ねします。

①市報について。

アとして、現状と課題について。

イとして、今後の拡充についてのお考えをお聞かせください。

②ブランド・プロモーションにおける広報の取り組みについて。

アとして、ホームページの活用について。

イとして、SNSの活用について。

ウとして、その他の広報の取り組みについて、お聞かせいただきたいと思います。

このところ市報では、さまざまな工夫がなされていると毎回楽しみに拝読させていただいております。また、12月1日にはホームページもリニューアルされるなど、広報に積極的に取り組んでいることは十分理解しているところですが、ブランド・プロモーションという視点から個別の広報媒体の工夫のみならず、広報全体としての大きな方向性を決定し、おのおのの媒体で工夫をして、展開していくことが重要だと思っております。ブランド・プロモーションのスタート時である今、その方向性をお示しいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、この場での質問は、ここまでで終了させていただきます。再質問につきましては、御答弁を踏まえて自席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

[9 番 和地仁美君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、学童保育所における待機児童の現状と課題、今後の対応についてであります。待機児童の現状につきましては、平成29年11月1日現在、194人となっております。しかしながら、待機となった場合でも、放課後を安心安全に過ごすことができるよう、児童館及び学校施設を活用したランドセル来館事業で、待機児童全員の受け入れを実施しております。課題につきましては、活動場所の確保及び事業の実施に必要な人員の確保であると考えております。今後の対応につきましては、ランドセル来館事業を引き続き実施していくとともに、立野みどり保育園の移転後の建物を活用した民設民営の学童保育所の開設により、待機児童対策を進めてまいります。

次に、学童保育における延長保育のニーズについてであります。延長保育の時間をさらに延長してほしいという要望があるということは承知しております。

次に、学童保育所における延長保育の現状の取り組みと課題についてであります。現状の取り組みとしては平成28年度より午後6時から午後7時までを延長保育とし、希望される方に対して受け入れを行っております。課題につきましては、事業の実施に必要な人員の確保であると考えております。

次に、学童保育所における延長保育の今後の取り組みについてであります。平成28年度から延長保育を午後7時までとし実施しております。現状では利用登録者数や利用状況等を勘案いたしますと、延長保育の時間をさらに延長することは考えておりませんが、今後の延長保育の需要や変化する社会情勢等を考慮しながら検討していくことは必要であると考えております。

次に、学童保育所における入所選考の現状と課題についてであります。入所選考につきましては保護者の状況により基準指数の高い順に入所の承認を行っております。公募制が保たれ、皆様に正しく理解していただき、納得していただける入所選考を実施していくことが必要であると考えております。

次に、市が把握している学童保育の課題についてであります。子供たちの放課後の安全安心な生活や育成支援を図るため、活動場所、指導員等の確保及び増員などによる受け入れ体制、並びに環境整備等の充実に取り組んでいくことが課題であると考えております。

次に、児童の見守りシステムの導入に向けた現状及び課題、今後の対応についてであります。現在既にシステムの導入を実施している近隣市の状況等を調査研究しているところであります。課題といたしましては、学童保育所だけでシステムを導入した場合、学校の傾向から学童保育所の登所までの状況把握ができないことや、新たな市の財政負担が生じる可能性があることであります。今後の対応につきましては、教育委員会と連携し、民間事業者の運営をするシステムの導入に向けた具体的な内容等を検討してまいりたいと考えております。

次に、市報の現状と課題についてであります。市報につきましては市政情報を市民の皆様へ直接お届けできる紙面の媒体としまして、市の広報媒体の中心的な位置づけとなっております。こうしたことから引き続き市民の皆様にとりまして、読みやすく、広く関心を寄せていただけるような紙面づくりに取り組んでいくことが課題であると認識しているところであります。

次に、市報の拡充についてであります。現在より効果的な紙面づくりに係る取り組みとしまして、文字だけに頼らず写真やイラストを多く取り入れることや、第1面の記事構成に変化を持たせること、そして時節柄に応じた特集記事を掲載すること等を実施、実践しております。今後につきましては、こうした取り組みを継続的に実践していくとともに、新たな取り組みにつきましても研究してまいりたいと考えているところであります。

次に、ブランド・プロモーションにおけるホームページの活用についてであります。現在市が取り組んでいるブランド・プロモーションでは、定住人口の増加を目標に対象者を明確にし、市外に向けて積極的に市の魅力を発信していくこととしております。このような状況の中、市の公式ホームページについては、市外の方を含め、常時、市の情報を入手していただくことのできる広報媒体でありますことから、このたび実施いたしましたリニューアルにおいて、ブランド・プロモーションの視点で市の魅力等を紹介するイントロページを設定したところであります。また、不動産サイトのウェブ広報、広告用に作成しました市のPRページを、イントロページで閲覧できるようにしております。今後につきましても、市外に発信する重要な広報媒体として、積極的な活用を図ってまいります。

次に、ブランド・プロモーションにおけるSNSの活用についてであります。現在、市では受信を希望する方に直接情報をお届けできることや、利用者間で情報の拡散も期待できますことから、各種事業やイベント等の紹介を行う際などに、ツイッターとフェイスブックを活用しているところであります。このようなSNSの特性を活用することで、ブランド・プロモーションの拡散効果などが期待できるものと考えております。今後につきましても、市の魅力、特色や各種事業の紹介などに積極的に活用を図ってまいります。

次に、ブランド・プロモーションにおけるその他の広報の取り組みについてであります。市では東京の都市でありながら、ゆったりと落ちついていて、子育てしやすい住みやすい東大和市の魅力を伝えるため、ロゴマークを決定いたしました。ブランド・プロモーションの視点では、決定したロゴマークを広く周知していくことが大変重要となりますことから、市ではロゴマークの活用したバックパネルの作成や市報へのロゴマークの掲載を始めたところであります。今後につきましても、ブランド・プロモーションの目的を踏まえ、積極的な広報に努めてまいります。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○9番（和地仁美君） 市長、御答弁ありがとうございます。

それでは、1つ目の子育て関連の再質問からさせていただきたいと思います。

今の市長の御答弁では、11月1日現在、学童保育所の待機児童は194名ということでしたが、これらの待機児童の方はランドセル来館のほうで全員登録になってると思います。しかし、児童館とかランドセル来館と学童保育所とはさまざま内容が違う、おやつがあるない、それから預かり時間の違い、もちろん有料、無料というところの違いもあると思います。学童保育とランドセル来館というのは、使用を希望されている保護者の方は選択するということができるのでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 学童保育所を利用するか、ランドセル来館事業を利用するかの選択制にはしておりません。生活の場としての学童保育所の入所が基本となるものと考えております。現状では施設に限りがあるため、入所の順番が回ってくるまでの間の補完的な事業として、ランドセル来館事業による受け入れを行ってるところでございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） そうしましたら、基本的に市としては過ごされるお子さんのことも考えて、学童保育所を基本として、ランドセル来館のほうは補完的なという位置づけだということと理解しました。

人口ビジョンで、今後の東大和市の市民の推計というのをされてると思うんですけども、今待機児童の数を市長答弁でいただいておりますが、今後、市民の数の動向に比例するかわかりませんが、学童保育所の必要人数なども推計をしているのでしょうか。

○青少年課長（新海隆弘君） 見直し後の子ども・子育て支援事業計画の中で、学童保育所の量の見込みとして、平成29年度の実績値は1,000人、平成30年度の推計値は1,073人、平成31年度の推計値は1,088人とふえていく見込みを示しています。その量の見込みに対する確保の内容については、平成30年度の推計値が823人となっておりますことから、推計値1,073人という需要数から見ると、待機児童数は250人程度と見込んでいます。

以上です。

○9番（和地仁美君） 立野の新しい民設民営のという御答弁あったと思うんですけども、11月1日現在の194名よりも、今の御答弁ですと250人程度を見込むということは、まだまだ需要に対しての対応というのが課題になるのかなという状況なことがわかります。そうしますと、学童保育所に入りたけれども、入れないとか、いろいろな部分がある中で、学童保育所への入所選考の現状と課題については、市長答弁では課題はないという御認識を示されておりました。この基準指数は、就業時間のみ考慮されていて、通勤時間が加味されていないということについては、私自身は課題があるのではないかなというふうに思っています。といいますのも、東大和市は都心のベッドタウンという認識を示していらっしゃると思いますし、さきに市長答弁でも出てきました例えば不動産関連サイトへの広告などでも、都心、23区に通勤している人が23.4%だよなどという形で、都心のほうでお仕事をする人というもののベッドタウンというような切り口で、当市のことPRしてるのかなというふうに思います。

ですが、今の学童保育所の入所選考のことを考えますと、この指数というのは都心など勤務先が、いわゆる通勤時間が長い方に対してはちょっと不利な状況だと思います。基準指数では、市外は一律くりで加算0.5となっているので、例えば会社の定時が同じ18時だったとして、東村山や立川など近隣市の企業に勤めていれば19時までのお迎えは可能だと思うんですが、23区というか都心の企業に勤めている方で、万が一ですね、その企業が子育て支援という形で短時間勤務というものを設けていけば、それを申請して17時半に会社を出たとしても、やっと19時のお迎えに間に合うかなという状況だと思います。こういったことを課題と私は感じ

ますが、通勤時間を基準値に反映するというものを検討するということは今まであったのでしょうか、もしくはこれから検討する可能性はあるのでしょうか。

- 青少年課長（新海隆弘君）** 議員のおっしゃるとおり、今のケースだと、そうですね、近くの市に勤務して、18時までの方が基準指数でいうと8.5、市外になるので0.5を足して9になります。都心勤務で、17時半で19時に間に合うようにというふうには、短時間勤務した場合は17時半なので基準指数が8で、市外勤務0.5で8.5となり、お迎えの時間に合わせるために勤務時間の変更をすることで指数に差が出る現状であります。

通勤時間については、通勤手段がいろいろ、車やバスや電車や自転車、徒歩などあることや、駅から通勤場所までのアクセスなどによっても通勤時間は変わってきますので、一概に距離の長短だけでも図れないことから、勤務地の市内、市外のみを今は考慮しているところです。今後、通勤時間の基準指数への反映等につきましては、調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

- 9番（和地仁美君）** お迎えの時間に間に合うようにしなければと、いわゆる利用者のほうで何かしらやらなきゃいけない、対応できるそういった会社に勤めていられればいいですけども、そうするとまた今度、基準値が低くなってしまうとかっていうようなこともあるので、そこはぜひ研究していただきたいなというふうに思います。

お迎え時間に間に合うかという問題については、延長保育の時間というものも関係すると思うんですけども、先ほどの市長答弁のほうでは、延長保育についてのニーズは把握しているものの、見直すことは考えていないということで、その理由としては利用者登録数や、利用状況を緩和しているという御説明だったと思いますが、具体的にはどのような状況でしょうか。

- 青少年課長（新海隆弘君）** 延長保育につきましては、保護者からの御要望に応える形で、平成28年度から午後7時までの延長保育を開始しました。平成26年度に実施した事前の意向調査で、約2割の保護者の方が利用したいというお答えをいただいております。実際、平成28年度の4月1日付で月額利用登録者数が220人おりましたが、翌年、平成29年度、4月1日付の月額利用登録者数が111人と減っております。

以上です。

- 9番（和地仁美君）** 推測だけで、それが必ずしも現状かということとはちょっとわからないんですが、例えば先ほど申したように19時だったら、まあ勤務時間を減らして延長は、要するに19時半だったら延長時間、保育使いたいんだろうなっていうようなことまでは、なかなか把握はできてないと思うんですけども、先ほどの基準指数のところでも示したように、23区というか都心ですね、勤務されてる方というのは、まあ一般的な定時と言われる18時まで仕事をして、19時のところに迎えに行くということは難しい中で、やはり保護者の方が何とか自分たちのほうで働き方というか、それを調整することで利用が少ないというようなことはあるんじゃないかなと思うんですね。特にこの短時間勤務というのは、いろいろな企業さんのところで最近導入されていますが、小学生入学前までというようなくくり、制限をかけている企業も多くありますので、そこら辺のことは把握してるのでしょうか。

- 青少年課長（新海隆弘君）** 実際、一部の方から19時以降も延長してほしいという声があるのは承知しております。ただ、19時にお迎えに間に合わないという理由から、延長保育の利用を控えているというようなことがあるかどうかという把握は、今はしておりません。現状では、19時以降、利用希望があった、御相談があった場合は、ほかのヘルパー等のほかのサービスの御利用を紹介しております。ただ、延長保育の時間設定と、その

利用意向の関係などについては、今後、調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○9番(和地仁美君) たしか保育園、市内にある保育園でも、1園、20時まで保育しているところがあったと思うんですけども、例えばその保育園を、20時まで延長保育があるからという形で希望されて、それでお仕事されていた方が、学童になるとどうしても19時になってしまうという、学校に入ったことによって、また違った意味での小1の壁みたいな状況になると思うんですけども、その点についての市の御認識はどうでしょうか。

○青少年課長(新海隆弘君) そうですね、他市において19時以降まで延長保育を実施しているところは実際にありまして、ただまだそれほど多くはなく、八王子や西東京市の一部が19時半まで、あと福生市の一部と狛江市の一部が夜8時まで延長保育を実施しています。仮に今、20時まで延長保育を実施することとなった場合は、長時間保育となりますことから、調理室の設備がある保育所とは異なり、補食あるいは夕食の提供についての対応等が課題かとなります。また、それに従事する職員の確保も課題であると考えております。

以上です。

○9番(和地仁美君) 先ほどヘルパーなど、ほかのものを紹介したりして、なるべくその希望に沿えるような形の問題解決を図っているような御答弁あったかと思いますが、そういったヘルパーさんなど、ほかのサービスを紹介して、それで課題解決はおおむねできているというような状況なんでしょうか。

○青少年課長(新海隆弘君) 他のサービスの利用については、個人によってさまざまな考え方等がございますことから、解決できないことも場合によってはあるかとは思われます。

以上です。

○9番(和地仁美君) 解決できないことは場合によってはあるということは、解決しているのか、解決していないのか、ちょっとわかりづらい御答弁でしたが、いずれにしてもさまざまな学童保育の課題について、その解決の大きな要素としては、市長答弁のほうにもあったとおり、人員の確保という部分も大きな点だと思います。仮に学童保育所に100%入所できる場所、場所ですね、まず場所の問題として、それが場所が確保できたとした場合、足りない人員の数というものは何人なのか把握されてるのでしょうか。

○青少年課長(新海隆弘君) 平成29年11月1日現在の待機児童数194人と先ほどあったとおりなんですけれども、主に待機児童の多い学童保育所は、第一クラブの37人、第二クラブ、106人、第四クラブ、28人、第五クラブ、19人となっております、おおむね児童20人につき職員1名を配置するという割合を当てはめた場合には、今述べた各クラブの合計職員数が、10名は計算上追加に必要な数となります。そのほか職員の休暇や欠勤等の際に、代替として勤務していただく職員の確保も追加が必要となる可能性があります。現在、今嘱託員30名、臨時職員71名が学童保育所おりますが、臨時職員の方については短時間ならば勤務できるという方や、働ける曜日や通える場所が限られているという方も多く、その方々の働ける条件を組み合わせる勤務を組んでいるのが現状であります。

以上です。

○9番(和地仁美君) 人員確保がなかなか難しいということのようなんですけれども、その理由についてどのように分析されてるのでしょうか。

○青少年課長(新海隆弘君) 学童保育所なんですけれども、学校があるときは放課後から夕方までの勤務、夏休みなどは朝から夕方までの勤務といったように、変則的な勤務形態であることや、あと御家庭の状況から午

後7時までの勤務が難しいという方も多いため、そのようなことが理由として考えられると思います。

以上です。

○9番(和地仁美君) 時間が変則的な仕事というのは、学童保育の指導員の方に限らず、世の中にはいっぱいあるわけですし、そうしますと、じゃ時間的なものが、人員確保が難しい一つの要因ということは今御答弁いただきましたが、どうでしょう、待遇面という意味でいいますと、近隣他市と比べてどのような状況に当市はなってるのでしょうか。

○青少年課長(新海隆弘君) 東大和市の学童保育所指導員の報酬は、月額19万800円となっております。他市を見ますと、立川市が20万7,700円、東村山市が18万700円、東久留米市が20万300円となっております。このような状況ですので、他市とは同等の報酬水準ではないかと思われま。

以上です。

○9番(和地仁美君) そうですね、今、近隣他市の報酬を御答弁いただきましたが、特段ですね、当市が非常に待遇が悪いというような状況ではなく、むしろ当市よりも、まあちょっと待遇がどうか、給与が、報酬が低い市もあるという中で、ただいい人材をより多く集めるといったときに、やはり見直しをするという部分では、この待遇面という部分は、一つの大きなポイントになるんじゃないかなというふうに思います。人をふやしたり、待遇をよくしたり、もしくは先ほど私のほうで検討していただきたいといった延長保育というものを実現するとなると、それにかかるお金というものが必要になってくるわけですが、そのお金の一つとしては育成料というものを利用者の方から集めていると思いますけれども、この当市の育成料は4,500円となっておりますが、これについては近隣他市と比較してどのような状況でしょうか。

○青少年課長(新海隆弘君) 近隣市の育成料については、立川市が4,000円、昭島市、4,500円、小平市、5,500円、東村山市、5,500円、福生市、4,000円、あと低い市ではあきる野市、3,000円などがありまして、おおむね4,000円から6,500円程度の市が多く見られます。

以上です。

○9番(和地仁美君) 今、小平市、東村山市というちょっと隣接しているところは、当市よりも1,000円高い、今ちょっと御答弁なかったと思いますが、たしか隣の武蔵村山市さんは6,500円と2,000円ぐらい高いと思うんですけど、おおむね当市のほうは平均的な育成料だということは、今の御答弁からわかりましたが、例えば隣接している市が5,500円という中、もしくは武蔵村山さんが6,500円という育成料の中で、当市、4,500円のところを例えば1,000円アップして、その中で保育の質を高める、もしくは待機児童を減らす、それから指導員の方の待遇をよくするなどといったときに、そういったことを検討されたようなことはあるでしょうか。

○子育て支援部長(吉沢寿子君) 育成料に関しましては、地域によりまして待機児童数の差が大きいということがございます。全体の保育料を上げて、待機児童の多い地域での場所を確保するというような部分では、現在の待機児童数等を勘案しますと、保護者の方々の御理解を得にくいのではないかなというふうには考えております。ただ、市全体としては、適切な時期に手数料、使用料等の見直しというようなことも行っておりますことから、そういった時期を捉えて考えていくことは必要であるかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長(押本 修君) ここで10分間休憩いたします。

午後 3時45分 休憩

午後 3時55分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（和地仁美君） 先ほどの御答弁では、待機児童の多いエリアの保護者の方には、例えば育成料を値上げするという事は、なかなか理解いただけないのかもしれないという懸念があることが述べられてましたけれども、市全体としてきちんと待機児童を解消していきながら質も上げ、ちゃんと人員も場所も確保していくということが、目指して、なおかつそれ実現ができるというような手応えを感じていただければ、内容がよくなれば保護者の方の御理解も得られるんじゃないのかなというふうに思いますので、総合的にさまざまな可能性を検討していただければなというふうに思います。

場所の確保という点では、放課後子ども総合プランに基づく東大和市の行動計画の中で、小学校内で学童保育所を実施するというものがあつたと思いますが、現在実施に向けた取り組みはどのようになっているのでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 現在の進捗状況でございますが、実施校と実施場所につきましては、教育委員会と協議を進めている段階でございます。学校長とも意見交換等、行わせていただいておりますが、実施場所は決まっております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 実施する学校は、まだ決まっていないということで、今後、教育委員会と打ち合わせをしながら、可能なかどうかということを含めて、検討されるのではないかなというふうに思っておりますが、非常にさまざまな可能性を探っている一つの手法でもありますので、ぜひ研究と検討を進めていただければなというふうに思います。

学童保育に関しての課題というものは、一番、今は量的な待機児童ということと、あとは環境面ですかね、さまざまな、ちょっと狭いであるとか、そういった場所を含めた、そういうものが主なようですけども、保育内容については特に課題というものがあるというふうには思っていらっしゃらないのか。例えば厚生文教委員会のほうで幾つか学童クラブのほうを見学させていただいた機会がありました。いろいろと工夫をされて、手づくりのおもちゃなどでもつくっていただいたりして、子供たち限られた環境の中で過ごしているんだなというふうに思いましたけれども、例えば雨の日は遊ぶような、いわゆる校庭的な、園庭と言えいいんでしょうかね、外で遊べるようなところがなかなかないようなところもありまして、そういうところでは雨の日などはどうされてるんですかという、ビデオを見て過ごすことがあったりとか、室内のゲームをやったりとかというようなお話を伺いましたが、以前、私も一般質問で取り上げましたが、音楽のまちというお話があった中で、子供たち歌ったり踊ったりということで、指導者の方もさまざまな資格を持ってらっしゃる中で、ピアノを弾けるというようなところもあると思いますが、その電子ピアノとか、そういった一緒に歌を歌うような環境というものが整備されていないようなふうに見受けましたが、そういった点についての課題意識というものはあるのでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 雨の日などの過ごし方ということで、いろいろ厚生文教委員会などでもごらんになっていただきまして、私どもも改めてそういったところの現場での問題点なども把握させていただいたところがございます。そういった意味で、今電子ピアノというお話がございましたが、そういった音楽的な素養とか、そういった情操という意味でも大変重要なことと思っておりますので、そちらにつきましても今後検討していきたいというふうに思っております。また、子供たちの発達過程や家庭環境など考慮しながら、引き続

き育成支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

- 9番(和地仁美君) いろいろな行事も企画していただいている中で、そういった情動的な部分も補えるような形が、体制がとればなというふうに思いますので、さまざまな視点でその質という部分を、いろいろと見直して検討していただければなというふうに思っております。

待機児童解消のための別な視点ということで、子ども・子育て支援新制度では地域子ども・子育て支援事業に学童保育が位置づけられて、対象も小学校6年生までに広がっておりますけれども、高学年になると学童保育には来なくなるという傾向があるというふうに伺ってます。そういった学童保育には行かないという、大きくなった高学年の子供たちが、地域での遊び場、居場所の整備などをすること、そういった高学年の子を、対象としたそういった場所を整備することで、別の子育て支援を充実するというふうになると思うんですけども、そういうことは検討していないのでしょうか。

- 子育て支援部長(吉沢寿子君) 市では国の放課後子ども総合プランに基づきまして、行動計画を策定しているところでございます。その中でも、放課後子ども教室と学童保育所の連携、それから放課後子ども教室の活動場所の利用促進を目指すなどとしております。また、引き続き児童館事業と、あと放課後子ども教室などの実施内容の充実等も図って、放課後の全ての児童が安心安全で過ごすことができるような環境整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 9番(和地仁美君) ぜひともそういった形で、いろいろと検討していただきたいと思います。確かに大きい高学年の子供たちが学童にいれば、1、2年生、3年生を面倒を見たりとか、そういった意味でのまたいい効果もあるかもしれませんが、それはもちろん否定するものではないんですが、高学年の子供たちがいいなって思うものと、1、2年生の低学年の子が楽しいなと思うものはやはり違うという中で、限られた環境と設備ということを考えると、高学年の子供たちの居場所や遊び場というようなものも、一つ必要ではないかなというふうに思っておりますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

あと待機児童の問題ということに関して、市のほうにさまざま、学童をきちんとそろえてほしいということは第一義的にありますが、一方で今現在、東大和市の市内には民間の学童保育所はないんですね。他市もしくは23区のほうなどへ行くと、いわゆるベッドタウン的な大きなマンションとかあるようなところの駅の前に、学習塾のような学童というようなものをやっているところを幾つも見ることがございます。民間保育園は、保育料は平均5万円程度っていうのが、いろいろなところで聞くところですけども、確かに高額なんですけれども、学習塾や習い事など月・火・水・木・金とかが行ってる子供がいっぱいいるということを聞いてますので、またあと延長保育が公立よりも長いことなどがありますので、そういった一定のニーズがある方に対しては、民間の学童保育というものへのニーズがあると思うんですけども、そういったニーズは把握してるのでしょうか。

- 青少年課長(新海隆弘君) そのようなニーズ調査は行っておりませんが、市民の方からの民間学童保育所のお問い合わせは年に一、二回はあります。また、民間学童保育所を立ち上げたいというお問い合わせが、今年度1件ありました。

以上です。

- 9番(和地仁美君) 民間学童をやりたいというお問い合わせがあったという、1件あったということですが、

それは言える範囲で構いませんけれども、どんなところというか、どんな方だったんでしょうか。

○**青少年課長（新海隆弘君）** ちょっと名称などはわからないんですけども、英語塾を経営しているというお話を伺っています。

以上です。

○**9番（和地仁美君）** その方かどうかわかりませんが、確かに英語を学習しながら学童で過ごすというよな、そういった学童を展開されてる会社とか塾とかですね——というのがあることは存じておりますので、その方、問い合わせでとどまってると思いますけれども、例えばそんなものが市にできた場合、公立のほうの学童ではなくて、そちらに行くとなった場合、そういった、その部分にまた今ランドセル来館になってる子が入るとか、そういうような可能性もあるかと思っておりますので、積極的に市が動くということは難しいと思いますけれども、何かの機会を捉えて民間の方にも進出していただけるような形も、一応頭に置いていろいろ考えていただければなというふうに思います。

また、近隣他市でも市が民間学童保育所の事業者へ補助金を出して、開所してもらおうという取り組みをしているようです。その場合は、市のほうが民間のほうに保育料も、何か補助を出していることによって、余り公立と、先ほど言った民間のほうの5万円みたいな、そんな額ではなくて、ちょっと割高になるような形でやっているというような事例がありますけれども、そのような方法の研究などは行っているんでしょうか。

○**子育て支援部長（吉沢寿子君）** 他市の事例でございますけれども、青梅市、あるいは国分寺市で増加する学童保育所の需要に対応するために、補助あるいは業務委託による民間事業者による学童保育事業への参入を進めているというようなことは承知しております。当市におきましては、平成30年4月から立野みどり保育園移転後の建物を活用した社会福祉法人による民間学童保育所を開所して、待機児童対策を進めてまいります。この新たな民間の学童保育所の運営等を見ながら、今後のさらなる民間活力を活用した学童保育事業につままして、調査研究を引き続きしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**9番（和地仁美君）** 民間学童、先ほどの青梅市などで展開されているところも、私、ホームページ、拝見しましたけれども、いろいろな調理実習をやってみたり、ピアノが習えたりとかいろんなことを、そんなに高い育成料ではない中で、やっぱり民間ならではの特色を出してやってらっしゃるんだなというふうに思いましたが、民間学童が目される1つの理由として、先ほど言ったように習い事をさせたいといったときに、学童からその教室までの移動であったり、そういったこう、居場所がふえればふえるほど子供が外に出るときのいわゆる安全面ですよね、交通事故だけには限らず、昨今はいろいろと昔なかったような不思議な事件が起きるような時代ですので、いわゆる子供の見守りという安全という面で不安があるので、少し割高でも1カ所で全部やってくれたほうが良いと考える保護者の方がいるっていう話も聞きました。この子供の見守りについては、ほかの議員の方からもいろいろあったかもしれませんが、必要性というものが非常に高まっていると思います。既に隣の小平市さんでは、カードリーダーシステムなどで子供の見守りというものが導入されておりますが、当市ではこのようなシステムの導入というものは検討していると思いますが、どの程度まで進んでいるのか。また、日本一子育てしやすいまちを目指す当市としては、ぜひこの子供の安全というものを見守るといふ仕組みを導入すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○**子育て支援部長（吉沢寿子君）** システムの導入に関しましては、これまでも調査研究等してまいりました。市長答弁にもございましたとおり、今後、教育委員会と連携をして導入に向けて具体的に進めてまいりたいと

いうふうを考えております。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) ぜひ、お願いいたします。先進市がありますので、そちらのほうの状況も踏まえながらやっていただければなというふうに思います。

民間の方に学童保育を開所してもらおうというものもそうなのですが、それ以外の部分でも民間活力を導入して学童保育事業というものを研究していただきたいと思うんですけども、給食提供とか、あと延長保育の実施なども何かしら民間活力の導入で解決できる部分があるんじゃないのかなというふうに思っております。そうすることによって、より保護者の方、そしてそこにいる子供たちの受けるサービスの向上にもつながると思いますが、そのようなことは検討していますでしょうか。

○子育て支援部長(吉沢寿子君) 今後、給食設備がある場合の給食提供とか、独自の延長保育の実施、あるいはその送迎等を含めた民間の創意工夫を生かしました民間活力の導入などにつきましても、引き続き調査研究をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) 保育のほう、いわゆる保育園のほうは大分充実してきているなというのは、いろんな方が実感値としてあると思います。そして「日経DUAL」のほうも、順位、1個進めたということで、先ほど壇上でも述べさせていただいたように学童という部分も、さまざまな保護者の方、非常に興味もありますし、「日経DUAL」がそこを項目に入れてるから頑張るということではありませんが、やはり子育ての充実には避けて通れない一つのことだと思いますので、ぜひとも学童保育のほう充実を目指して、大変でしょうけれども、一つ一つ着実に進めていただければなというふうに思います。

よろしくお願いいたします。

それでは、2つ目の広報並びブランド・プロモーションについての質問に移らせていただきます。

壇上でも述べさせていただきましたが、最近の市報、毎号、今度はどんなのだろうというふうに、待ち受けるほどいろんな変化があって、一生懸命頑張っていらっしゃるんだなということを感じております。特に今回、多摩湖竣工の90年の特集などは見開きで、市民の方も、なるほどこういう歴史だったんだというふうに、改めて思われるような内容だったと思いますし、なおかつイベントも一緒に絡めてやるという非常にいい内容だったのではないかなというふうに思いました。

市長答弁では、市報は市の広報媒体の中心ということでお話あったと思いますが、この市報、中心というからにはどの程度読まれていて、毎号読んでいる方たちがどのような年齢層なのか、もしくは市民の方がどういうふうに評価しているのかといったようなことは把握されてるのでしょうか。

○秘書広報課長(五十嵐孝雄君) 市報をどの程度お読みになっていただいているかといったこと等の御質問かと思いますが、平成29年2月に実施いたしました市民意識調査の中で結果がございますので、御紹介をさせていただきます。

市民意識調査の結果の中では、市報につきまして毎号読んでいると御回答いただいた方は、「そう思う」、「ややそう思う」と御回答、合わせまして59%というふうになってございます。なお、こちらを年齢層別に見させていただきますと、年齢層が高くなるほどお読みいただいている方の割合はふえていくような傾向がございまして、65歳以上の方では73.1%の方が、おおよそ毎号お読みいただいているという結果でございました。

一方で、同じく市民意識調査の中では、市報の紙面は読みやすく親しみやすいと御回答いただいている方は

45.6%、また市報の紙面が充実しているというふうに御回答いただいている方は、同様に32.5%となっております。したがって、意識調査の中では市報に対する評価というのは比較的高いものかなというふうに認識してございますけれども、紙面の充実という面に関しましては、まだまだ改善の余地があるのかなというふうに考えてございます。

また、若年層の方は、市報を毎号お読みいただいているという回答をいただく方が若干減る傾向がございますので、そちらも重要な課題であるというふうに認識してございます。

以上です。

○9番（和地仁美君） 65歳以上の方で73.1%って、非常に高い数字である一方、若年層の方にはなかなか読んでいただけないと。ただ、大きな意味で、今後いわゆる子育て世代の方に市に興味を持っていただいて、なおかついいまちと思っていただいて、転入を促すという点では、やはりそこら辺の方にも親しみを持ってもらえるような内容にすべきではないのかなというふうに思いますが、この若年層の市民の方に関心をお寄せいただくための解決策などは何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） 若年層の市民の方に、市報に関心を寄せていただくということでの策でございますけれども、現在はインターネットの普及等、急速に進んでいることもございまして、市民の皆様、情報を取得する手段というのは非常に多岐にわたります、選択肢はたくさんある状況でございます。こうした中で、若年層の市民の方に市報に関心を寄せていただくというためには、魅力的な記事を掲載させていただくというのは当然でございますけれども、紙の媒体で不足する情報をインターネット等を活用した、いわゆるホームページの環境等で補う取り組みというの、必要になってくるのではないかなというふうに考えてございます。

以上です。

○9番（和地仁美君） もちろん紙媒体だけではなく、いろいろなものを組み合わせてという、その効果を出すということは大切だと思いますが、若年層というばかりではなくて、基本的に魅力的な記事であったり、非常に重要な情報が載っているというようなときには皆さん読んでいただけますけれども、情報をこれからは伝達することだけではなくて、ブランド・プロモーションにもつながる市の魅力を発信して、それを知っていただくというような点での身近な広報媒体として、市報は位置づけられていく方向性だと思いますが、昨今は多くの自治体が、いわゆるタウン誌的なA4のカラーの見開きのような形のそういった市報を発行しています。その発行している自治体さんの特によいものという言い方をすればいいのでしょうか、代表作みたいなものが、毎年、公益社団法人日本広告協会が開催している全国広報コンクールというものの受賞作品として、インターネットでも確認ができます。このコンクール自体を、まず当市の市のほうは把握をしているのか、または把握をしていたとしたら応募しようと思ったことは今まであるのかどうか教えてください。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） ただいま御紹介いただきました日本広告協会の全国広報コンクールについてでございますけれども、各市町村がこちらのコンクールに参加するためには、都道府県の推薦をいただく必要がございます。東京都におきましても、翌年度の全国広報コンクールに推薦する予選会的な位置づけで、東京都広報コンクールというものが毎年度実施されております。当市におきましても、昨年度、平成28年度からこちらのほうに参加を始めていただいております。具体的には写真の部門に応募をさせていただいたところでございますけれども、残念ながら昨年度の応募結果といたしましては、今年度の全国の広報コンクールに御推薦いただくような結果には至りませんでした。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） なるほど。昨年から写真部門から応募が始まったということですが、先ほど言った全国の自治体のいい作品というのが、今載っているんですけども、過去、何年間か、その何市が受賞したのかなんて見ていきましたら、なかなか東京都の自治体で広報コンクールで入賞しているところがありませんでした。一方で、地方の自治体の入賞している広報を見ると、いわゆるお知らせ、きちんとしたこういう予防接種を受けてくださいといったものとか、いろいろな必要なお知らせ以外で、市民にまちのことを知ってもらおうというような内容であったり、あと目指すまちの将来に市民に共感してもらおうという形で、市のほうが市民にメッセージを発するような内容というものが非常に充実しているものが目立ちました。こういったタウン誌的な内容になっていることによって、郷土愛の醸成とか、また若い人にも読んでもらえるようなものになっているんじゃないかなというふうに感じましたが、入賞している広報、先ほど申しましたが、A4の冊子型のもので、なおかつフルカラーというようなものが多かったんですけども、当市は今のサイズはA4ではないんですけども、サイズの変更などについては検討したことはありますか。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） 市報のサイズということでございますけれども、市報のサイズに関しましては、当市が採用してございます、およそ新聞サイズのタブロイド判と言われるものと、およそA4サイズ、ただいま御紹介いただきましたA4サイズの冊子形態のものと、大きくはこの2種がございます。ただいま議員から御紹介、お話がございましたとおり、A4の冊子形態の場合には、掲載する記事の内容でありますとか、あるいは種類に依りまして、ページを分けて割りつけることができるような状況がございまして、お読みいただく方にとりましても、また発行する市側にとりましても、利点があるような状況でございます。こうした状況を踏まえまして、市でも経費を見積もりまして検討させていただいてるところではございますけれども、配布にかかわる経費がふえることが見込まれまして、現状では経費面で課題があるものというふうに認識してございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） なるほど。いろいろな形を変えれば利便性も高まる一方で、いろいろな問題も出てくるのかなと思います。

例えば今、議会報、フルカラーなんですけれども、市報をカラーにしようというようなことを検討されたことはございますか。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） 市報をカラー化するということでございますけれども、写真やイラスト、あるいは題字にカラーを使うことで視覚的な効果が増しますので、情報の伝達効果は高まるものというふうに考えてございます。こうした状況を踏まえまして、先ほどと同様に経費を見積もり、検討させていただいてるところでございますけれども、印刷にかかる経費がふえるものというふうなことで見込まれているところでございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） あと先ほど言ったコンクールで入賞されているところや、地方のほう、多分地方という言い方がいいのかわかりませんが、どこの自治体さんも市の魅力を知ってもらって、より現役世代、若い子育て世代の方に定住してもらいたいんだなというようなことがひしひしと伝わるような内容になってますが、そういったところでは、例えばいろんな問題あるかもしれませんが、こんにちは赤ちゃんみたいな形で市民の方が御投稿いただいて、うちでこんな赤ちゃん産まれましたよみたいなそういった記事であったり、あとは地域の昔から伝わるような料理を市民の方が、私のレシピみたいな形で載せたりというような、市民も一緒

に参加して市を盛り上げていこうよというようなコーナーが多く見受けられたんですけども、そういった紙面をつくらうというようなことは、今まで検討されたことはありますか。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） 市報で市民の方のインタビュー記事等を掲載するというこの取り組みでございますけれども、市民の皆様在市報をより身近な広報の媒体であるというふうに感じていただくことにつながる取り組みかと思えます。そういった取り組み、市政情報を広くお伝えする意味におきましても、大変重要なことであるというふうに認識しております。そうした意味で、ただいま御提案のございましたような記事の掲載につきましても、前向きに検討させていただけたらというふうに考えてございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） コーナーをつくることは、経費ということは特段余り関係ないかもしれませんが、先ほど言ったように大きさを変えて冊子型にするであるとか、カラー化するということになりますと、いかんせんこの経費の問題という部分がついて回ると思いますが、当市が発行しているいろんな広報物で、部門ごとでやってるものがありますよね、こうみんかんだよりであったり、男女共同参画「はーもにい」ですか、あとはまちづくりニュースとか、いろいろな媒体あると思いますが、例えば冊子型にした場合に、後ろの最後4ページは、今月号は「はーもにい」の内容ですとか、もしくはこうみんかんだよりが何月のところの後ろのほうとか、前のほうでもいいんですけども、何ページか割いてますという形にして、一つの冊子にすると折り込み料なり、もしくはポストに配布していることであつたりとかというところが一元化できて、そこではちょっと経費を削減できたりというような調整ができると思えます。あと友好都市の喜多方市さんは、毎月1日号は「きたかた」というタウン誌のようなカラーの冊子で、15日号がお知らせ版といって、今のうちの市報のような白黒のとにかくお知らせがちゃんと整然と並んでると。2種類を、1日号と15日号、変えて発行しておりますので、予算の問題がある場合は、そういった工夫もできるんじゃないかと思えますが、いかがでしょうか。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） ただいまのお話につきましては、新しい御提案であるかと思えますので、市報のカラー化ですとか、あるいはA4サイズの冊子形態の市報に見直すということにつきまして、これまで検討してございましたように単体での経費に限らず、さまざまな広報媒体の一元化する場合の今回は課題でありますとか、あるいは市報の内容をタウン誌的なものに変えることの効果や課題なども含めまして、多方面から研究検討をさせていただけたらというふうに思います。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 市報の目的の第一義は、きちんと行政の情報を市民の方にお届けするということがあると思えますけれども、全国的にシティプロモーションが盛んになっている——当市はブランド・プロモーションというふうに呼んでおりますけれども、やはりその市をPRするという意味での広報媒体というもの、重要性も増してますし、先ほど言ったコンクールで入賞すると、「日経DUAL」で3位というような形になると、周囲の方も、うちの市いいなって、何かそういうふう以外で評価されると再認識するというような形と同じで、コンクールで入賞すると、うちの市も何かいろいろやってんなという形を市民の方も実感されると思えますけれども、このコンクールを目指していろいろ調査研究して入賞することを目指すことは、ブランド・プロモーションの大きな後押しになると思うんですけども、いかがでしょうか。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） ただいまお話ございましたように、市の魅力ですとか、あるいは特徴を広く市外に発信をしまして、それが市内外の方々に広く認知されるということは、市民の皆様にとりましても市の魅力ですとか特徴を再認識する機会につながるのではないかというふうに思います。このような観点から、た

だいま御指摘いただきましたように、市報そのものが市の魅力や特徴の一つというふうに言っていただけに、コンクールへの参加継続も念頭に置きながら、また担当職員の士気高揚のためにも、コンクールのことを考えながら引き続き魅力的な紙面づくりに取り組んでまいりたいというふう考えてございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） よろしくお願いたします。

最初に言っていた若い方に関心を持ってもらうという意味で言いますと、今コンクールで入賞した他自治体のカラー化であったり、冊子化、タウン誌的な工夫ということをお話しさせていただきましたが、最近、近隣自治体などでも、この市報にARですか——を活用されているところをお見受けしました。近隣他市で、市報にARを導入している自治体をもし把握されていたら教えてください。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） 多摩地域26市の中で、市報でARを活用している自治体でございますけれども、近隣では立川市、青梅市、府中市、調布市、国立市、そして狛江市の6市でございます。6市において活用されております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） それらの既にARを導入していらっしゃる他市の効果などは、何か把握しているのでしょうか。また、若い人に見てもらおうというところで、効果がある一つの手法だと思いますが、もし当市がARを導入した場合はどのような効果、もしくはどんな場面で使ったらいいんじゃないかみたいな、もしイメージというか、何かありましたら教えていただきたいと思います。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） 市報でのARの活用事例等ということになるかと思いますが、近隣市における実施状況等を御担当の方にお話を伺いますと、イベントのお知らせ等に活用されているという例が多いようでございます。また、6市、いずれも導入から日が浅いということもございまして、お住まいの市民の方から大きな反響が寄せられるといったような経緯はないようでございます。市報の中では活字や写真、イラスト等を用いまして情報をお伝えすることになりますけれども、ARを活用する場合には、そういった活字等では表現できない詳細な情報でありますとか、場の雰囲気といったものもお伝えすることができますので、情報を広げるという効果はあるのではないかなというふうに認識してございます。

ただ、他市での実施例ですとか見込まれる効果といったものを総合的に勘案しますと、もし当市で導入する場合には、例えば先ほどもお話に出てございましたけれども、特集記事で用いました内容に関連する動画を撮影して活用するなど、単にイベントのお知らせ等にならないようにした運用が必要なのではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 先進市もまだ導入したばかりで、なかなかその効果みたいなものまでは把握していないということでしたが、一方でこんなときに使いたいというイメージは持っていらっしゃるようですので、当市のほうで市報にARをもし導入しようとした場合、先ほどのカラー化などは経費という話ありましたが、当市の場合、ARを導入するとした場合の課題が、もしもう把握されていたら教えてください。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） 市報でARを活用する場合の課題ということでございますけれども、ARの活用に関しましては大きな経費等々を要するものではございません。市報に掲載した写真に関心を寄せていただいた上で、拡張する情報である動画の視聴につながるという仕組みでございますので、より効果的に活用するという意味におきましては、やはり市報のカラー化というものも、あわせて検討していく必要があるのでは

ないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） そうしますと、AR導入している自治体が近隣に、先ほど御紹介いただいたようなところある中で、それ以前にまずはカラー化だと。カラー化をした上じゃないと、ARの効果っていうところの段階的なことなのかなというふうに理解しました。

市報のこと、ここまでやらせていただいたんですけども、次にこのホームページなんですけど、拝見しました。とても評判はいいようで、私の耳にもよくなったというふうな声がいっぱい届いてきております。今回のホームページのリニューアルのそもそもの目的ですね。目的と、あと特にイントロページを今回つけたということが新聞などでも取り上げられたようなこともございますので、その理由と、イントロページをつかった、そして期待する効果、また効果の検証方法などが、もう決まっておりますら、もちろん決まっているべきなんですけれども、教えていただきたいと思えます。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） 平成29年12月1日付で行いました市公式ホームページのリニューアルに関してでございますけれども、こちらのリニューアルにつきましては、より魅力的で使いやすいホームページとするため行ったものでございまして、内容としましては、イントロページの新設、トップページのデザインの変更、スマートフォン等への対応、そしてページアンケートの実施等々を行ったものでございます。

このうち、ただいまお話ございましたイントロページに関しましては、ブランド・プロモーションを実施しているといったことも念頭に置かせていただいた中で、市外にお住まいの方にも閲覧いただく機会の多い市の公式ホームページでございますので、閲覧者の方に、まず東大和市の魅力的なイメージをお伝えすることとして、新設させていただいたものでございます。そういった目的がございましたので、イメージ写真を多く掲載させていただきますとともに、ブランド・プロモーション用に作成いたしました市のPRページを配置させていただきまして、そこから関連する市の情報ページのほうへのリンク設定も行ったところでございます。総合的には、市の魅力をお伝えすることができるような形になったのではないかなというふうに思っております。

なお、イントロページの新設に関しましては、イメージ戦略の一つというふうに捉えてございますので、正直、数的な効果等を図るというのは非常に難しいことかなというふうに考えておりますけれども、過日、先ほどお話に触れていただきましたが、新聞報道でも取り上げていただきましたように、イントロページの設置自体が多摩地域の中でも初めての取り組みというふうに市では考えてございますので、そうした意味で市の目指す取り組みをお伝えするという効果もあるのではないかなというふうに期待しているところでございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 確かに数でイントロページの効果っていうのを図る、難しいかもしれませんが、例えば閲覧の回数を図ってみたり、あとは以前の私の一般質問、何かの御答弁で、新しく転入されてきた方に、どうして東大和市を選んだんですかみたいな、そういうのを聞き取っていかうかなんていう御答弁あったように記憶しています。そのときに、イントロ、見たものの何かこう丸をつけてもらうというので、イントロページで、やっぱりいい印象があって興味を持ったというふうになれば、それは一つの一定の効果の図り方だと思いますので、ちょっと工夫していただければなと思えます。

イントロページですね、今はイメージ写真がいっぱいある中で、そこ自体に多くの情報が入ってるわけではないんですけども、先ほどブランド・プロモーション用ということを考えますと、このイントロページの充実ですね、更新というものも取り組みとして必要だと思えますが、何か具体的に決まっていることはありま

すか。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） イン트로ページと今後の充実、更新といったお話かと思えますけれども、ここで取り組みを始めたばかりでございますので、今後の更新等の取り扱いについて、具体的に現在決まっていることはございませんけれども、イントロページを設置しましたその仕組みの中で、一定程度の改変は行える仕様とさせていただいておりますので、必要に応じまして検討させていただきたいというふうに考えてございます。まずイントロページの中で、先ほども触れましたけれども、イメージの写真をたくさん配置させていただいておりますが、そちらの写真につきましては、こちら市のほうでもいろいろな紙を変えることもできるような仕様になってございますので、そういったことも検討させていただけたらというふうに思っております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） わざわざイントロページのために、さまざまな情報やコンテンツつくるということが難しい部分もあるとは思いますが、先ほど多摩湖竣工の特集ページのような、ああいったものが今後、紙媒体のほう出たときに、それをイントロページのほうに掲載していくであるとか、今後、市報のほうタウン誌的な内容をつくったときの、やはり外から東大和市をのぞきに来た方に知っていただきたいような、そういったものをクリックすればすぐ見られるような、そんなような仕組みをつくっていただけたらいいんじゃないかなというふうに思います。

最初のイントロページに、前回も私、言わせていただいたこの「東大和スタイル」が、ちょっと大きく、大きくというか、紹介されていて、そこをクリックすると東大和スタイルでは子育て、観光の情報が見られますというふうに、ダウンロードしてくださいねというようなページが出るんですけども、アプリを入れるときって、どういう人にどういう情報を、要するにダウンロードする前に、これダウンロードすると、こういうものが入手できるんだなというようなものがないと、なかなかダウンロードしたいというふうに思わないと思うんですが、今後のイントロページ、ブランド・プロモーションの取り組みと、この「東大和スタイル」はどのように連携を図っていくのか、ちょっとそこだけが理解できなかったもので、何かお考えがあれば教えてください。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） イン트로ページにリンクを、バナーを張らせていただいております「東大和スタイル」の関係でございますけれども、「東大和スタイル」に関しましては、観光、子育てのアプリとして開発されたものでございますので、ブランド・プロモーションで目指す方向性と、方向性が合致してるといったこともございましたので、イントロページにリンク設定をさせていただいた経緯がございます。「東大和スタイル」の今後のアプリケーションそのものの充実とともに、引き続きこちらのほうでは活用させていただけたらというふうに考えてございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） イン트로ページから入らないで、直接ホームページに入るクリックの方法もあることは十分わかってますけれども、イントロページ、せっかく、最初のうちはよくても、何かいつも同じだったら、言葉は悪いんですけど、ちょっと一々必要なかな、面倒なページだなというふうになっても困りますので、やはり内容の充実であったり、ターゲットを絞って、その人は何が欲しいのかというものを、まずは伝えていくようなところを充実させていただきたいなというふうに思います。

先ほどの市長答弁で、ブランド・プロモーションについて、SNSの特性を活用することで拡散効果などが期待できるというようなお話があったかと思いますが、拡散してほしいその大もとの情報ですね、それは最初の発信は市のほうからになっていくと思うんですけども、その拡散してほしい情報を発信するのはどのよう

な形で市は行っていくのでしょうか。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） SNSを活用いたしましたブランド・プロモーションの拡散効果ということでございますけれども、その前段といたしまして、例えば他市に例のないイベントや講座を企画するですとか、そういったところでまずはブランド・プロモーションの対象となる子育て世代の方々にとりまして、魅力的な取り組みを実施することが、まずは重要なのではないかなというふうに考えてございます。その上で、SNSによる発信という観点におきましては、そうした市の魅力について時期を逸することなく、また広く関心を寄せていただけるような表現ですとか画像を用いながら、現在活用していますツイッター、フェイスブックを介して、市から対象となる方々に向けて発信することで、話題が先行して自然と拡散していくといった形にしていけることが、理想なのではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 確かにそのとおりでなというふうに思いますので、よりそれを実現性に向けてやっていただきたいと思います。壇上でもお話したように、先日の産業まつりのタウンミーティングで、市長が何回か発言された内容がございまして、それはまずは全職員、同じ方向を向いて取り組むということが大切だと思いますというようなことを3回ぐらいですかね、4回ぐらいですかね、何度も力強くお話しされていたので、非常にその部分を肝だと感じてらっしゃるのかなというふうな印象がありました。

ブランディングと言うからには、今回、決定したキャッチフレーズやロゴをベースに、広報媒体、色、それから字体、さまざまなものを含めて統一感を出していくということが必要だと思いますが、広報ですね、今その事務事業の担当課、部のほうでやっているという状況は、以前の一般質問でも伺っているところで理解しているところなんです。そういった中で統一感を出していくということは、どのように共通を図っていくのか。以前も提案させていただきましたが、広報を一元化したほうがいいんじゃないかと、もしくは今はもうこのブランド・プロモーションと広報という部分というのは、切ってももう離せないもので、一元化してやっていったほうがいいのかというふうに私のほうから提案させていただきましたが、依然そういった形の組織の変更というものは聞いておりませんので、この広報活動について何か一元化をして、同じ方向を向いた形にするというようなことは検討されていないのでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） 広報活動の一元化等についての御質疑でございますけれども、東和市はブランド・プロモーションの取り組みとしまして、職員が全庁的に同じ方向を向き、効果的に発信していくということは重要なことであると認識しておりますし、先ほどもお話ありましたように、市長はタウンミーティングの壇上でも申し上げたとおりだと思っております。また、そういう取り組みの中で、東和市では定住人口をふやすための一つの方法としまして、ブランド・プロモーション指針をここで作成しまして、ターゲットを定めて、市のイメージや魅力を効果的に情報発信して、ターゲットに伝えていくことを目指しているところでございます。

また、そのブランド・プロモーション指針の中では、シティプロモーションの戦略的な展開という項目がありまして、その中では職員の市のイメージ及び魅力の共有と情報発信の取り組みというところがあります。それはスタッフプライドの醸成を図りまして、職員一人一人がシティプロモーションの担い手としまして、情報発信を行うというふうにしてるところでございます。このようなこともありまして、この職員の意識を高め、統一感を持たせるという意味では、この指針を定めたり、あるいは今アドバイザーによります研修を毎年行っているところであります。また、若手職員によります政策提言の場も、アドバイザーの御助言をいただいて実

施しております。このような取り組みをしているところによりまして、庁内に同じような方向に向くというような意思統一を図ってまいっているところでございます。

また、統一化という意味の組織の面でございますけれども、29年4月から担当の課長職を配置しまして、ブランド・プロモーションにつきまして、広報部分に限らずその事業提案や事業の実施もしているところでございます。広報やプロモーションを一元化するということにつきましては、より効果的な情報発信につながるということは今認識しているところでございますけれども、今東大和市のブランド・プロモーションという取り組みが本格的に始まったのはこの段階でございますので、まずは現状の体制をとりつつ、広報とブランド・プロモーションの円滑な連携を図って、さらに庁内にこちらのほうから御提案なり、その方法を周知しまして、効果的な情報発信や活用に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 緒についたところだ、まだ始まったばかりなのだというお話だったと思いますが、ちょっと1つの例として、先日、尾木直樹さん、尾木ママこと、尾木直樹さんの講演がございまして、会場、200席あったんですけど、半分やっと思えるか埋まらないかで、講演に来ていただいた尾木氏も非常にびっくりしていた、自信をなくされたようなことをおっしゃっていましたが、例えば、あれもうまかんべえ〜祭なんかは、フェイスブックで今こんなことをやってますよ、何時からこんなイベントをやるからみんな来てねみたいな、いわゆる即時性の高い、今来てねと呼びかけるような広報活動をやったりしてたと思いますけれども、市民の方に、この間、そういう講演会あったんだよって言ったら、何で今まだ空席ありますよっていうふうに、登録してたりすれば来るような仕組みがあれば、何かポスター見たんだってけど、いつだったかって思ったら、もう終わったのねっていうような話があったので、そういったようなことを考えると、うまかんべえ〜のときは載ってたりする中で、今回載ってないというのは、現在この市のツイッターとかフェイスブックに何か情報を載せるというのは、どういった流れでやってらっしゃるのかなというふうに思ったんですが、いかがでしょうか。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） 現在の市のツイッター、フェイスブックの発信までの流れでございますけれども、SNSの発信の流れという部分では二通りございまして、ツイッターに関しましては、各事業の主管課が発信を希望する内容について、その課の課長決裁で起案をいたしまして、そちらの内容が秘書広報課のほうに届きまして、秘書広報課長がこちらを確認し、二次的な承認を行った上で発信、投稿させていただいております。

また、フェイスブックに関しましては、秘書広報課が所管をいたしておりまして、投稿させていただいているところでございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） つぶやくのも大変なんだなという。ツイッター、確かに市が発信しているものについては、一定のそういったところは必要だと思いますけれども、その即時性っていうものを鑑みただけでは、ちょっとタムリーさに欠けるんじゃないかなというふうに思います。一定の役職以上で責任持って発言ができる方というところに限れば、そのときにツイートしてもいいんじゃないかなんていう部分もありますけれども、そういったことは検討したことはありますか。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） 各課において、ツイッター等々、投稿するというお話だと思いますけれども、ツイッター、フェイスブックに関しまして、各事業、主管課からの投稿を可能とさせていただくためには、現

在の規定を見直しまして、新たな手続を構築する必要がございますけれども、ただいまお話、御指摘いただきましたように、より即時性を生かしたSNSによる広報の実施という視点におきましては、非常に重要なことだと思いますので、前向きに検討させていただけたらと思います。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) さまざま、今選択肢がある中で、ブランド・プロモーションやっっていかなきゃならないということで、その内容も大切ですけど、その内容をつくる体制であったり、使い方という部分が非常に重要になってくると思いますので、ぜひとも一番効果的な方法というものをやっていただきたいですし、一元化することで、その広報効果のナレッジの蓄積というか、この間、どこどこで、こういう方法を紹介して、こうやって広報したから非常に効果的だったよというものの共有が非常にしやすくなると思いますので、体制含めてぜひ検討していただきたいなと思います。

今さまざま質問させていただきましたが、広報の効果を検証する仕組みは、まずは整えたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。そういうものを整えないと、なかなかわかりづらい部分というのも正直ありますので、ブランド・プロモーションもやっただけというか、市民にとっては何かやってるけど何なんだろうというふうになりかねませんので、ぜひともそういった効果を検証する仕組みというものを整えていただきたいと思います。

また、先ほどARの導入について、他市がやっているのという形で前向きに検討されているような、あの積極的な姿勢を感じましたけれども、道具は効果的に使う、もしくは使うために導入するものであって、道具に使われるようなことのないように。言いかえますと、ARがあるから、毎回ARを使うような記事を探して回るみたいな、何か本末転倒みたいなことにならないように、ちょっといろいろな導入というものは検討していただければと思います。ただ、それが利便性につながれば非常にいいことだと思いますので、積極的な姿勢は変えないでお願いしたいと思います。

今回、学童保育などの件と広報といったちょっと一見、遠い事務事業を取り上げましたけれども、持続可能な東大和市の実現という大きな目標に照らせば、関連性は大きいにあるというふうに私は思っております。選ばれるまちになるということは、地理的に同じような自治体と比較してどうかという点で、比較されるようなこととなりますので、やはりそれを外の人が見るのはまず情報ですので、その部分というのは重要になってきます。

あと、先ほども言いましたけど、「日経DUAL」で順位を上げているということは、非常に市民の方も、子育て世代でなくても、うちのまちはいいまちなだねなんていうふうに、私、言われますので、やはりその内から頑張ってますと言うよりも、ぱっと1つそういうことがあると一気に御理解いただくというか、プライドを持っていただけるという効果がありますので、広報なんかに関してもそういった機会ありますし、以前、給食なんか、給食で全国の大会でいい給食だというふうに評価いただけるような、そういうコンクールありますので、そういう機会を捉えて総合的にブランド・プロモーションというものをやっていくことが必要んじゃないかというふうに思っております。そのようないろんな取り組みについてさまざま御提案、あとは確認させていただきましたが、そういった点についての市の総合的な御所見を伺えたらなというふうに思っております。

○副市長(小島昇公君) いろいろ御提案をいただきまして、ありがとうございました。

「日経DUAL」の「共働き子育てしやすい街ランキング」におきまして、第3位に選ばれたということは大変に喜ばしいことだというふうに思っております。そして、そのランキングの指標が、こういう項目を選

ぶ基準にしているから、そこに手を加えれば何位に上がるというようなことは、正直言って一切考えてないんですね。やっぱりその子育てをしているお母さんたちにとってどの施策がいいのか、それとともにお子さんにとってどういう施策がいいのかという市長からの指示で、議会の皆さんの御協力を得ながらいろんな施策を、財政上、厳しい中ですけど、いろんな手を打った結果だというふうに思っておりますので、これは非常に市民と一緒に喜んでいいのかなと。さらに、前を向いていきたいなと思っております。

ブランド・プロモーションの取り組みにつきまして、子育て世代の皆さんに東大和市に関心を持っていただいて、住んでいただくようなまち、魅力を伝えていくというのは、やっぱり東大和市にとって働く若い世代の人に入ってもらいたいということでございますので、そういう意味でいいますと、子育て世代の人が何を望んでいるのかというところを、私たちの世代が考えるのと、若い人たちが考えるのと若干違うところもありますので、職員の中でも若い人の意見も取り入れながら、そしてアドバイザーの助言をいただいて、今まで市の中でなかなか取り組めなかったことを、市長の指示によりまして取り組んでおります。その結果が、非常にいい結果に出てる部分があるなど。

ただ、新しい、即時性について先ほどありましたけども、市長から、秘書広報課で全部やって、それを出すのはとってもだめだという指示もいただいておりますので、その辺についても速やかに改善していけたらなと思っております。

タウンミーティングのときにも、市長から発言されました、職員が東大和を愛するというスタッフプライドを持って、それがあって初めて市民の皆さんに愛していただけるシビックプライドにつながるということでございますので、それなしにはブランド・プロモーションを成功させることはできませんので、そこは地道に進めていきたいというふうに感じております。これは市民の皆様や関係団体の皆様の御協力なしには、発展することはできませんので、市の魅力を拡散していただけるように、皆さんのお力をいただきながら進めていきたいというふうに考えてございます。いろいろな提案をいただきましたので、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） いろいろと言わせていただきましたけれども、学童保育のことばかり、いわゆる事業ですね、きちんとした事業を確実に進めると同時に、それを効果的な広報をすることで第三者、いわゆる外部の方から評価をされ、それで市民も、市の職員もみんなプライドを持って、またやる気が湧いて、人に宣伝したくなるというような、この好循環をつくるには、事業がなければ広報もできませんし、広報が魅力的じゃなければ知ってもらえませんしという形を、ぜひ好循環が生まれていくような形で進めていただきたいというふうに今後期待しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、和地仁美議員の一般質問は終了いたしました。

---

○議長（押本 修君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時54分 延会